



いじめ総合対策

【第2次・一部改定】

上 巻 [学校の取組編]

令和3年2月
東京都教育委員会

はじめに

東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）」を制定するとともに、同年7月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下「いじめ総合対策」という。）」を策定しました。

これらを踏まえ、これまで東京都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、東京都内全ての公立学校において、校長をはじめとした教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的にいじめ防止等のための取組を推進してきました。

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす重大な問題であることから、学校におけるいじめ防止のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し改善を図っていくことが不可欠です。そのため、東京都教育委員会は、条例に基づき設置された附属機関である「第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」に対して、平成30年11月、「いじめ総合対策【第2次】」に示された取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について諮問しました。令和2年7月に、同委員会からこの諮問に対する答申を得たところです。

この答申には、各学校が、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応等を推進することを通して、早期にいじめを解消に導いてきた取組の成果等が明記されています。一方で、「多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業はもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育むこと」、「児童・生徒にSOSを出す力、受け止める力を育成することに加え、子供の不安や悩みを十分に聴き受けることのできる大人を増やすこと」、「学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実させること」などについては、今後、更に取組の改善を図っていくことが必要であることが示されました。これらの検証・評価を基に、東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に向けて、5つの提言及び7つの方策*が挙げられています。

この冊子は、上記の答申等を踏まえて、「いじめ総合対策【第2次】」の一部を改定したものです。

各学校においては、令和3年度から6年度までの4年間、この「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づき、改めて、いじめ防止等の取組の強化・徹底を図っていくことになります。

この「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を真に実効性のあるものしていくのは、各学校における魂のこもった日々の実践と、教職員一人一人の子供に対する熱意にほかなりません。

東京都教育委員会は、今後とも、全ての学校、全ての教職員の真摯な取組を、全力で応援してまいります。

令和3年2月

東京都教育委員会

※

5つの提言

- (1) まず、子供を信頼していることを示そう。
- (2) いじめ予防の基本として、授業の充実を目指そう。
- (3) 子供をみる目を養おう。
- (4) 教職員間の情報共有を大切にしよう。
- (5) 保護者、地域社会と共に手を取り合おう。

7つの方策

- (1) 「子供自らがいじめについて考え、行動できる」取組の一層の充実
- (2) 学校の教育活動全体を通したいじめ防止の取組の充実
- (3) いじめの認知に至るプロセスの明示
- (4) 教職員が自己の取組を点検するためのレーダーチャートの作成・活用
- (5) 家庭・地域向けプログラムや啓発資料等の作成・活用
- (6) 学校サポートチームの魅力、効果的な活用に係る周知
- (7) 学校における「いじめ総合対策」の活用促進に向けた工夫

上 巻 [学校の取組編]

はじめに

第 1 部 学校の取組

第1章	いじめ防止の取組を推進する6つのポイント	8
	いじめ防止において必ず取り組む18の項目	10
	6(ポイント)×4(段階)の具体的な取組	14
第2章	4段階の具体的な取組	16
	1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～	
	(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出	20
	(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底	23
	(3) いじめを許さない指導の充実	28
	(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成	31
	(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成	35
	2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～	
	(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知	37
	(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知	42
	(3) 全ての教職員による子供の状況把握	44
	(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	46
	(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報	51

3	早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～	
	(1)「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底	55
	(2)被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例	58
	(3)加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例	59
	(4)重大事態につながらないようにするための対応	61
	(5)所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援	67
4	重大事態への対処 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～	
	(1)重大事態発生の判断	69
	(2)被害の子供の安全確保、不安解消のための支援	72
	(3)加害の子供の更生に向けた指導及び支援	74
	(4)他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決	77
	(5)いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告	79

第3章 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の推進状況の把握・検証と改訂

1	「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の推進状況の把握と検証	82
2	「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」改訂のスケジュール	82

第2部 資料

1	学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応	
	(1)年間計画例	84
	(2)いじめ防止対策の推進における学校、家庭、地域、関係機関等の役割	86
	(3)ふれあい月間「学校シート」を活用したPDCAサイクルによる評価・改善	88
	(4)新型コロナウイルス感染症対策に伴う健全育成の取組	92
2	アンケート、チェックリスト例	
	(1)教職員向けチェックリスト例	94
	(2)児童・生徒向けアンケート質問項目例	95
	(3)生活意識調査例	96
3	教育相談	
	(1)「SOSの出し方に関する教育」の推進	100
	(2)考えよう!いじめ・SNS@Tokyo	102
	(3)いじめ防止カード等	103
	(4)児童・生徒、家庭への相談窓口の案内	103
	(5)スクールカウンセラーによる全員面接の進め方	104
	(6)子供の不安や悩みの受け止め方に関する保護者向けリーフレット	108
4	SNS東京ルール	
	「SNS東京ルール」の改訂について	110
5	地域、関係機関との連携	
	(1)学校サポートチームの活用	112
	(2)警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項	114
	(3)学校において生じる可能性のある犯罪行為等について	116

6 法、条例、規則等

(1) いじめ防止対策推進法	117
(2) いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議	123
(3) 東京都いじめ防止対策推進条例	124
(4) 東京都いじめ問題対策連絡協議会規則	126
(5) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則	126
(6) 東京都いじめ問題調査委員会規則	127
(7) 東京都いじめ防止対策推進基本方針	128
(8) いじめ防止対策推進法条文と東京都いじめ防止対策推進条例について	131
(9) いじめ防止対策推進法と東京都いじめ防止対策推進条例の規定について	142
(10) 東京都いじめ防止対策推進条例における都立学校・私立学校・区市町村立学校の関係	143
(11) 東京都におけるいじめ防止等の対策の概要	144

下 巻 [実践プログラム編] 目次(概要)

第3部	いじめ防止のための「学習プログラム」
第1章	「学習プログラム」の概要
第2章	「学習プログラム」の指導内容一覧
第3章	学習プログラム
1	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成
2	互いの個性の理解
3	望ましい人間関係の構築
4	規範意識の醸成
第4部	いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」
第1章	「教員研修プログラム」の概要
第2章	「教員研修プログラム」
1	「いじめ」の定義の確実な理解
2	「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進
3	いじめ問題の解消に向けた組織的な取組
4	いじめを生まない環境づくり
5	いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携
6	「いじめ」の定義に基づくいじめの認知
7	いじめの早期発見のための情報共有
8	自己の取組を点検するレーダーチャートの活用
9	いじめの解消に向けて効果のあった取組
第3章	いじめ問題への対応事例

第5部	いじめについて学校と共に考える「保護者プログラム」
第1章	「保護者プログラム」の概要
第2章	保護者プログラム
1	学校いじめ防止基本方針
2	いじめの早期発見
3	相談しやすい環境づくり
4	いじめへの対処
5	インターネット上でのいじめ
第6部	いじめ問題解決のための「地域プログラム」
第1章	「地域プログラムの概要」
第2章	地域プログラム

本文の記載等に関する注釈

1 「具体的な取組」の位置付けについて

- ◆ 本文 20 ページから 81 ページに記載されている「具体的な取組」は、全ての学校において取り組むべき内容を指す。
- ◆ この「具体的な取組」については、その位置付けに応じて、以下の 8 点に分類している。

	本文表中の表記	取組の位置付け
①	法による義務規定	「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、必ず実施するよう義務付けられている取組
②	法による充実・推進規定	「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう義務付けられている取組
③	法による必要がある場合の実施規定	「いじめ防止対策推進法」により、必要がある場合に実施するよう示されていたり、例示されていたりする取組
④	全校で実施	「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、全ての学校で、必ず実施するよう求めている取組
⑤	全校で充実・推進	「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう求めている取組
⑥	各学校で工夫・改善	「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、各学校で工夫・改善して実施するよう求めている取組
⑦	教職員が工夫・改善	「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、一人一人の教職員が工夫・改善して実施するよう求めている取組
⑧	必要に応じて実施・例示	「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、必要に応じて実施するよう示していたり、例示したりしている取組

2 「被害の子供」、「加害の子供」、「周囲の子供」について

- ◆ 本文では、平成 26 年 7 月策定の「いじめ総合対策」、平成 29 年 2 月策定の「いじめ総合対策【第 2 次】」の表現を引き継ぎ、便宜的に、いじめを受けた子供を「被害の子供」、いじめに該当する行為を行った子供を「加害の子供」、いじめが行われていることを見たり聞いたりしていた子供を「周囲の子供」と称している。
- ◆ 学校は、「被害の子供」の受けた苦痛の状況や、「加害の子供」の行った行為の重大性等に応じて丁寧に対応し、いじめの解消を図ることが重要である。この表現をもって、子供を形式的に「被害」「加害」に分け、一律に対応することを意味するものではない。

第 1 部



学校の取組

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

学校は、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかななければならない。

東京都内の全ての公立学校は、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、以下の6点のポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進していく必要がある。

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない 《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

- 行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知することが不可欠である。
- 全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめの件数が多いことは問題であるという誤った認識を払拭し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知していく。

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む 《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

- 軽微な段階でいじめを解決に導くためには、学級担任等が気付いた子供の気になる様子や子供同士のトラブルについて、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行うことが不可欠である。
- 「いじめ防止対策推進法」の規定により、全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にする。教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさずに行うことにより、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す 《学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実》

- 被害の子供が、「大人に伝えたら、もっといじめられる」と考えたり、周囲の子供が「自分もいじめの対象になる」と考えたりするなど、いじめについて大人には相談しづらいという状況を改善するため、学校・家庭・地域が連携して、「子供が安心して相談できる環境」を構築していくことが必要である。
- 子供からの訴えを確実に受け止め、相談した子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、日常から、子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。このことにより、子供が教職員を信頼して相談できる関係を築いていく。

いじめ防止の取組を推進するに当たっては、次の3点について、教職員はもとより、保護者、地域、関係機関等から十分な理解を得ておくことが必要である。

- ◆ いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ◆ いじめの行為の重大性や緊急性（加害の子供の故意性、継続性等を含む。）及びその行為により受けた被害の子供の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ◆ 行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする 《日常の授業から、話し合い等を通して多様性等を認め合う態度を育成》

- いじめ問題を解決するためには、子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。
- 全ての教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育み、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるよう適切な指導を行うとともに、日常の授業から、子供たち同士の話し合いによる合意形成や意思決定の場を設定し、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成する。その上で、道徳や特別活動等の充実を通して、子供たちが、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動する機会を設定するとともに、教職員が子供の活動を励まし支援していく。

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 《保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進》

- いじめ問題を解決するためには、学校は、被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応していくことが必要である。
- 日常から、全ての保護者に対して、「いじめ」の定義を踏まえ、いじめはどの学校どの子供にも起こり得る問題であることを説明する、「学校いじめ防止基本方針」の内容を分かりやすく伝えるなど、学校と保護者が一体となって、いじめの防止に取り組んでいくことができるようにする。いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに^し対峙する 《地域、関係機関等との日常からの連携》

- いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応することが必要である。
- 学校は、日常から、地域や関係機関等と「学校いじめ防止基本方針」の内容や、学校の取組の現状、課題等について情報共有をする、課題解決に向けた方策について協議するなど、双方向の関係づくりに努めるとともに、都内全ての公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能を明確にする。その上で、定期的な会議や個別事案ごとの会議を通して、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害の子供を支援したり、加害の子供の反省を促す指導を行ったりする。

いじめ防止において必ず取り組む18の項目

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない <教職員の鋭敏な感覚によるいじ

①定義に基づく確実ないじめの認知

発

○いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知しているか。

いじめの定義

- 1 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童・生徒であること
- 2 AとBの間に一定の人間関係があること
- 3 Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
- 4 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

いじめの認知

学校いじめ対策委員会

報告

教職員

協議

発見

「本当に、いじめに苦しむ児童・生徒はいないか」という視点をもって認知する。

⇒38ページへ

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取

③年3回以上の研修の実施

未

○年に3回以上、いじめ防止等のための校内研修やOJT等を受け、日常の指導に生かしているか。



いじめ総合対策【第2次・一部改定】
下巻 [実践プログラム編]等を参照

教職員一人一人の対応力の向上を図る。

⇒27ページへ

④学校いじめ対策委員会につ

○「学校いじめ対策委員会」の職について理解しているか。

学校いじめ対策委員会

未然
対応

- いじめ防止対策において中核となる組織
- ・年間計画の作成と実施
 - ・記録の保管と引継ぎ
 - ・学校サポートチーム会議の実施
 - ・学校評価の実施や「学校いじめ防止基本

⑥学校いじめ対策委員会への報告

未 発

○児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告しているか。



学級主任



審判教員



学年主任



スクールカウンセラー

学校いじめ対策委員会

組織で情報を
共有する。

⇒45ページへ

⑦重大事態の定義・対処

重

○いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について理解しているか。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

被害児童・生徒や保護者からの申立てがあったときも「疑いがある」と考える。 ⇒70ページへ

本ページでは、「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」に基づき、教員が必ず取り組む項目を18にまとめている。日常における自身のいじめ防止の取組を点検・評価し、改善を図り、対応力を高めることが大切である。

※ この18の項目は、ふれあい月間「教職員シート」（90ページ参照）に対応している。

めの認知 >

未 未然防止 発 早期発見 対 早期対応 重 重大事態への対処

②対応方針・役割分担の協議

対

○いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」と対応方針や役割分担を協議しているか。



管理職

保護者や地域・関係機関等との連携
対応方針の最終決定 等



生活指導主任

全体調整 管理職との連携
地域・関係機関への説明 等



学年主任

学級担任への指導・助言
加害児童・生徒への指導 等

全ての教職員が
「当事者意識」
をもって対応
に当たる。



学級担任

情報収集
学年主任への報告 等



スクールカウンセラー

記録の保管・引継ぎ
被害児童・生徒の心のケア 等



担任教諭

定例会議の設定
情報の共有 等

⇒56ページへ

り組む <「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応>

いての理解

未 発 対 重

務内容や構成メンバーに

防止から
まで

あなたの学校の構成メンバー

方針」の改訂 等 ⇒25～26ページへ

⑤基本方針の理解

未 発 対 重

○本校の「学校いじめ防止基本方針」の内容について理解しているか。

学校
いじめ防止
基本方針

全教職員、保護者、地域等
による、いじめ防止対策の
在るべき姿の共通理解

実効性があり、学校として確実に
やり切っていくための行動計画
・基本的な考え方 ・組織
・年間計画 ・対応の手順 等

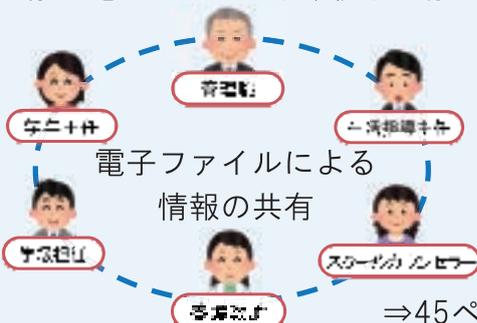
内容について自分の言葉で
分かりやすく説明できるようにする。

⇒24ページへ

⑧情報共有シートの活用

発 対

○いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有しているか。



⇒45ページへ

⑨学校評価の活用

未

○いじめ対策に関する学校評価の結果を受け、自身の取組を振り返ったり、改善を図ったりしているか。

学校評価の結果
や「ふれあい月間」教職員シ
ートを活用した取組の検証・改善
策の立案



⇒27ページへ

ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す ＜教育相談体制の充実＞

⑩児童・生徒アンケートの実施

発

- いじめを把握するためのアンケートを年3回以上実施し、その内容を教職員間で共有しているか。

いじめやいじめの疑いがある状況を認知するための重要な参考資料とする。

実施方法や質問項目は、子供の実態を踏まえ、学校や学年ごとに検討する。

周囲の子供に気付かれることなく、安心して悩みを記述できるように配慮する。

アンケート用紙は、「文書管理規則」等に基づき、**全員分**を確実に保管する。

⇒47～48ページへ

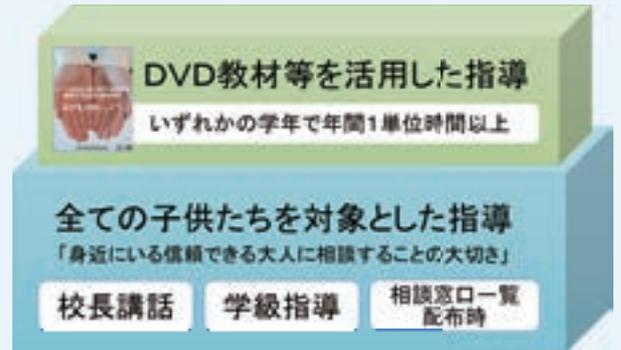
⑪SOSの出し方に関する教育の推進

未

- 子供に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも担任や他の教職員に相談するよう指導しているか。

身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにする。

身近にいる大人や友達がSOSを受け止め、支援できるようにする。



年間計画に位置付け、全教職員による計画的な指導を

子供の不安や悩みを十分に聴き取る。

⇒30ページへ

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る ＜保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進＞

⑮基本方針の周知

未

- 保護者に対して、保護者会や学年便り等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」の内容について伝えているか。



学校ホームページへの掲載



学年便りでの周知

年度当初の
保護者会で

道徳授業地区
公開講座で



全ての教職員が分かりやすい言葉で説明「知らせる」のみならず、「伝わる」ように

⇒36ページへ

⑯保護者への対応方針の伝達

対重

- いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えているか。

双方の保護者に対して
「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を
丁寧に説明する。

その上で…

- ・被害の子供の保護者に対して

子供の安全確保、心理的ストレスや不安の
解消についての説明 等

- ・加害の子供の保護者に対して

いじめの行為を行う背景を踏まえた指導、
家庭での指導の依頼 等

互いの子供が安心して学校生活を
送ることができるように

⇒63ページへ

ポイント4

子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
 <日常の授業から、話し合い等を通して多様性を認め合う態度を育成>

⑫いじめに関する授業の実施

未

○いじめに関する授業を年3回以上計画し、実施しているか。



いじめ総合対策
 【第2次・一部改定】下巻
 [実践プログラム編]



ウェブサイト「考えよう！
 いじめ・SNS@Tokyo」

いじめ問題に対応できる力を身に付ける学習になっているか。
 自己の生き方についての考えを深める学習になっているか。
 ⇒29ページへ

⑭合意形成や意思決定の場面の設定

未

○日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、
 合意形成や意思決定を行う場面を設定しているか。

多様性や互いのよさを認め合える態度の育成

授業で…



グループでの
 対話や協議



集団での
 課題解決

授業以外で…



部活動で



友達との関わりで



家庭生活で

異なる意見や考えを基に、様々な解決の方法を模索したり、
 折り合いを付けたりする場面を、日常的に設定する。

⇒21・32ページへ

⑬いじめを許さない指導の徹底

未

○児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない
 行為であることを指導しているか。

どんな場合でも、いじめを行う方法で対処してはならない。

同じ言葉や行為でも、人によって感じ方が異なる。

相手が心身の苦痛を感じる行為は「いじめ」になる。

⇒29ページへ

ポイント6

社会全体の力を結集し、いじめに対峙する
 <地域、関係機関等との日常からの連携>

⑰地域、関係機関等との連携

未 発 対 重

○学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割
 について理解しているか。

犯罪行為への対応、少年相談、
 補導、地域パトロール 等

児童・生徒及び保護者への
 指導と相談 等

警察職員

学校

児童相談所職員

スクールソーシャル
 ワーカー

民生・児童委員

家庭状況の把握
 や支援 等

保護司

保護者への支援・学校と
 保護者のパイプ役 等

保護観察中の児童・生徒に
 対する面接の実施 等

普段からのパートナーシップ、
 双方向の関係づくりを行う。
 ⇒36・52～54
 ページへ

⑱重大性が高い事案への対応

対 重

○いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、
 どのように対応すればよいか理解しているか。



例えば…

暴行 (刑法第208条)

プロレスと称して、同級生を押さえ付けたり投げたりする。

教科書等の所持品を盗む。

窃盗 (刑法第235条)

「学校に来たら危害を加える」と脅すメールを送る。

脅迫 (刑法第222条)

被害の子供の安全を確保し、
 加害の子供の更生を図る。
 ⇒64・75ページへ

6（ポイント）×4（段階）の具体的な取組

	未然防止	早期発見
見逃さない 軽微ないじめも	「いじめに関する研修」の実施 ²⁷	教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進 ³⁸ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底 ³⁹ 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察 ⁴³ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用 ⁴³ 定期的な「生活意識調査」等の実施 ⁴³ 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察 ⁴⁵ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存 ⁴⁷
一丸となって取り組む 教員一人で抱え込まず、 学校組織全体で	コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり ²⁴ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 ²⁴ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催 ²⁵ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂 ²⁷	一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築 ⁴⁵ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底 ⁴⁵
子供を守り通す 相談しやすい環境 の中で、いじめから	子供と教職員の信頼関係の構築 ²² SOSの出し方に関する教育の推進 ³⁰	学級担任等による定期的な個人面談 ⁴³ 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知 ⁴⁷ スクールカウンセラーによる全員面接 ⁴⁹ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組 ⁴⁹ 「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用 ⁵⁰ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知 ⁵⁰ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談へのアクセス ⁵⁰
子供たち自身が、 いじめについて考え 行動できるようにする	魅力ある授業の実現 ²¹ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導 ²¹ 自己肯定感や自尊感情を高める指導 ²² よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導 ²² いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり ²⁹ 「いじめに関する授業」の実施 ²⁹ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施 ²⁹ 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめを生まないための指導の徹底 ³⁰ 互いに認め合う態度を育む取組 ³² 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組 ³² 取組の推進役を担えるリーダーの育成 ³³ 児童会・生徒会活動による取組 ³³ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくりやルールの見直し ³⁴ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発 ³⁴	
保護者の理解と 協力を得て、 いじめの解決を図る	保護者や、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼 ³⁶	保護者相談、面談、家庭訪問等の実施 ⁵² スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施 ⁵²
社会全体の力を結 集し、いじめに対 峙する	いじめ防止強化月間における学校、家庭、地域、関係機関の連携による取組の推進 ³⁴ 「学校サポートチーム」会議の定期開催 ³⁶	P T A、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報 ⁵² 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）からの情報提供や通報 ⁵³ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供 ⁵³ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報 ⁵³ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応 ⁵⁴

※ 具体的な取組の末尾にある口で囲まれた数字は、該当ページを示している。

※ 赤字で示した取組は、「いじめ防止対策推進法」で規定されているものである。また、下線の取組は、その中でも「全ての学校で、必ず実施するよう義務付けられているもの」である。

	早期対応	重大事態への対処
	<p>解消の確認⁵⁷</p>	
	<p>教職員からの報告を受けての対応方針の決定⁵⁶ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言⁵⁶ 対応記録のファイリング⁵⁷ 被害の子供の安全確保と不安解消⁶² 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察⁶²</p>	<p>教職員による「重大事態」の定義の確実な理解⁷⁰ 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援⁷² いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導⁷⁴ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援⁷⁵ <u>別室での学習の実施⁷⁵</u> 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保⁷⁶ <u>「不登校重大事態」における調査⁸⁰</u></p>
	<p><u>重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告⁶⁸</u> <u>重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援⁶⁸</u></p>	<p><u>所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生判断⁷⁰</u> <u>重大事態発生報告⁷¹ 調査組織の決定と調査の実施⁷⁹</u> <u>教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告⁸¹</u> <u>地方公共団体の長による再調査への協力⁸¹</u></p>
	<p>一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例⁵⁸ 継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合の対応例⁵⁸ 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関で1回治療を受ける程度のけがを負った場合の対応例⁵⁸ 好意で行った言動に対する指導例⁵⁹ 意図せずに行った言動への指導例⁵⁹ 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例⁵⁹ 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例⁵⁹ 故意で行った暴力を伴わない言動への指導例⁵⁹ 故意で行った暴力を伴う言動への指導例⁵⁹ いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、継続的に行われている場合等の指導例⁵⁹</p>	
	<p><u>被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応⁶³</u></p>	<p>保護者への対応方針及び対応経過の説明⁷³ 保護者への説明や協力関係の構築⁷⁴ 保護者・PTAの協力体制による問題解決⁷⁷ <u>被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供⁸⁰</u></p>
	<p>いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼⁶³ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等⁶⁴</p>	<p>外部人材や関係機関等と連携した支援⁷³ 教育支援センター等と連携した支援⁷³ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援⁷⁵ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決⁷⁷ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決⁷⁸</p>
	<p>警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応⁶⁴ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等⁶⁵ <u>インターネットを通じて行われるいじめへの対応⁶⁵</u></p>	

1 未然防止

(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

ア	魅力ある授業の実現	21
イ	豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導	21
ウ	自己肯定感や自尊感情を高める指導	22
エ	よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導	22
オ	子供と教職員の信頼関係の構築	22

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

ア	コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり	24
イ	「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	24
ウ	「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催	25
エ	「いじめに関する研修」の実施	27
オ	PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂	27

(3) いじめを許さない指導の充実

ア	いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり	29
イ	「いじめに関する授業」の実施	29
ウ	弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施	29
エ	SOSの出し方に関する教育の推進	30
オ	新型コロナウイルス感染症に関連するいじめを生まないための指導の徹底	30

(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

ア	互いに認め合う態度を育む取組	32
イ	子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組	32
ウ	取組の推進役を担えるリーダーの育成	33
エ	児童会・生徒会活動による取組	33
オ	「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくりやルールの見直し	34
カ	「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発	34
キ	いじめ防止強化月間における学校、家庭、地域、関係機関の連携による取組の推進	34

(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

ア	保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼	36
イ	「学校サポートチーム」会議の定期開催	36

※ 具体的な取組の末尾にある数字は、該当ページを示している。

2 早期発見

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進	38
イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底	39

(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察	43
イ 学級担任等による定期的な個人面談	43
ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用	43
エ 定期的な「生活意識調査」等の実施	43

(3) 全ての教職員による子供の状況把握

ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察	45
イ 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築	45
ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底	45

(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築

ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知	47
イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存	47
ウ スクールカウンセラーによる全員面接 (小学校5年、中学校1年、高等学校1年対象)	49
エ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組	49
オ 「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用	50
カ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知	50
キ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス	50

(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施	52
イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施	52
ウ PTA、学校運営協議会 (コミュニティスクール) 委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報	52
エ 地域住民 (民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等) からの情報提供や通報	53
オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供	53
カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報	53
キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応	54

3 早期対応

(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

ア	教職員からの報告を受けての対応方針の決定	56
イ	対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言	56
ウ	対応記録のファイリング	57
エ	解消の確認	57

(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例

ア	一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例	58
イ	継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合等の対応例	58
ウ	登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関で1回治療を受ける程度のけがを負った場合等の対応例	58

(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例

ア	好意で行った言動への指導例	59
イ	意図せずに行った言動への指導例	59
ウ	衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例	59
エ	衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例	59
オ	故意で行った暴力を伴わない言動への指導例	59
カ	故意で行った暴力を伴う言動への指導例	59
キ	いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、継続的に行われている場合等の指導例	59

(4) 重大事態につながらないようにするための対応

ア	被害の子供の安全確保と不安解消	62
イ	加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察	62
ウ	被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応	63
エ	いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼	63
オ	地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等	64
カ	警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応	64
キ	児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等	65
ク	インターネットを通じて行われるいじめへの対応	65

(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

ア	重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告	68
イ	重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援	68

4 重大事態 への対処

(1) 重大事態発生¹の判断

ア 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解	70
イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生 ¹ の判断	70
ウ 重大事態発生 ¹ の報告	71

(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援	72
イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明	73
ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援	73
エ 教育支援センター等と連携した支援	73

(3) 加害の子供の更生²に向けた指導及び支援

ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導	74
イ 保護者への説明や協力関係の構築	74
ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援	75
エ 別室での学習の実施	75
オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援	75
カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保	76

(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決	77
イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決	77
ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」 や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決	78

(5) いじめ防止対策推進法³に基づく調査の実施と結果報告

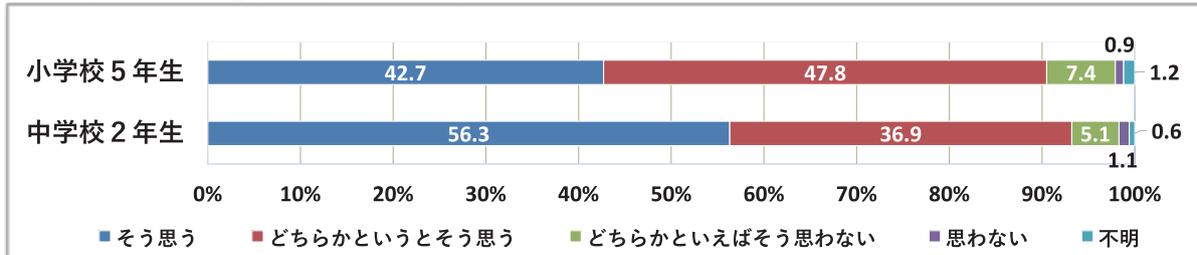
ア 調査組織の決定と調査の実施	79
イ 「不登校重大事態」における調査	80
ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供	80
エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告	81
オ 地方自治体の長による再調査への協力	81

(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

現状と課題

【図表1】規範意識に関する自己評価

- 学校のきまりを守っていますか。(対象：都内公立学校 小学校5年生)
- 学校の規則やきまりを守っていますか。(対象：都内公立学校 中学校2年生)



平成31年度(令和元年度)「児童・生徒の学力向上を図るための調査」東京都教育委員会

【図表2】いじめを行った経験

- あなたはいじめた経験がありますか。(対象：都内公立学校児童・生徒)

	平成24年度			令和2年度		
	経験がある	経験がない	無回答	経験がある	経験がない	無回答
小学校	55.1%	44.6%	0.3%	26.9%	71.5%	1.6%
中学校	60.6%	39.0%	0.4%	33.0%	65.6%	1.4%
高等学校	58.2%	41.1%	0.7%	27.9%	71.9%	0.2%
特別支援学校	50.0%	48.4%	1.6%	19.3%	79.4%	1.3%

平成24・25年度「いじめ問題に関する9,400人を対象としたアンケート」東京都教育委員会
令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表1】の調査では、小・中学生の約9割が、学校の規則等を「守っている」、「どちらかといえば守っている」と回答している。【図表2】の調査では、「いじめた経験がない」と回答した児童・生徒数は、いじめ防止対策推進法が制定される前の平成24年度と、その8年後の令和2年度とを比較すると、全ての校種において26ポイント以上増加している。法制定後、いじめの認知件数が増加傾向にある(【図表13】37ページ)ことと照らしてみると、各学校において見逃しがちな軽微ないじめを積極的に認知していること、児童・生徒のいじめ防止に対する意識が高まっていることが分かる。
- いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識に立った上で、いじめが発生しにくい学校や学級の実現を追求することが、学校におけるいじめ防止対策の基本となる。
- いじめが起こりにくい学校・学級にするためには、教職員と子供との信頼関係に支えられた温かい環境の中で、「学び合いのある授業」を中核として、子供たちに人権意識や規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな人間関係の中で、自己肯定感※1を高めたり、自尊感情※2を育んだりする指導を重視することが大切である。

※1 自己肯定感 自分に対する評価を行う際に、自分の良さを肯定的に認める感情

※2 自尊感情 自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を他者との関わり合いを通して掛け替えのない存在、価値のある存在として捉える気持ち

具体的な取組

ア 魅力ある授業の実現

子供たちにとって分かる授業、子供たち同士が話し合い、学び合う授業などを通して、子供同士が互いの良さを認め合えるようにする。

特に、学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学び※3を実現する授業を創造する。

- 一つ一つの知識がつながり、「分かった!」「おもしろい!」と思える授業
- 見通しをもって、粘り強く取り組む力が身に付く授業
- 周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業
- 自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業

そのために、教員にとって授業力※4の基盤となる「使命感、熱意、感性」、「児童・生徒理解」「統率力」を高め、これらと連動していじめを防止するための指導力を向上させる。

⑦ 教職員が工夫・改善

イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

子供たちの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

また、子供たちが、互いの人格を尊重し、思いやりの心をもってほかの人と関わるができるようにするため、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に進める。

さらに、子供たちの規範意識を育むため、道徳科はもとより各教科、外国語活動、総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）及び特別活動など学校の教育活動全体を通じて、決まりやルールについての理解を深め、それらを守ろうとする態度を身に付けさせる。

【いじめ防止対策推進法】

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 【参考】
- 人権教育プログラム（学校教育編） 令和3年3月
 - 子供たちの規範意識を育むために 平成27年7月
 - 規範意識の育成に向けて ～都立高校生活指導指針を理解するために～ 平成28年3月

① 法による義務規定

※3 主体的・対話的で深い学び 「何を知っているか」だけではなく、「知っていることを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という視点から実現される質の高い学び。子供たちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けられるようになることを目指す。

※4 授業力 教員の資質・能力のうち、特に実際の授業の場面において具体的に発揮されるもの。構成要素は、本文に記載の三つに加え、「指導技術（授業展開）」、「教材解釈、教材開発」「『指導と評価の計画』の作成・改善」の6つ

ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「きずなづくり」）

学校や学級が、子供にとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感をもてる場にするため、教職員は、異年齢交流活動など、一人一人の子供が活躍できる場や機会を意図的に設定する（居場所づくり）。

それらの機会を通して、子供たち同士が、心の結び付きや信頼感を深めるとともに、主体的な学び合いを進め、自尊感情を高めることができるようにする（きずなづくり）。

- 【参考】 ○ 子供の自尊感情や自己肯定感を高める指導資料＜基礎編＞ 平成 24 年 3 月 都教職員研修センター
○ 子供の自尊感情や自己肯定感を高める指導資料＜発展編＞ 平成 24 年 3 月 都教職員研修センター

⑥ 各学校で工夫・改善

エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導

特別活動をはじめとした全教育活動を通して、子供たちが、学級・学校や地域・社会の形成者として、よりよい生活を作ろうとしたり、答えが一つではない課題や想定外の事態に対し、多様な他者と協働して解決しようとする態度を育成する。

高等学校段階においては、人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」※5において、話し合い活動やグループワークを通して、一人一人が「何を大切に、どのように生き、どのようにして幸せな世の中を築くか」などについて考えられるよう指導する。

- 【参考】 ○ 人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」 令和 3 年 3 月改訂

⑥ 各学校で工夫・改善

オ 子供と教職員の信頼関係の構築

子供にとって、いじめを受けたりいじめが行われているのを見たり聞いたりしたときに、躊躇なく教職員に相談したり報告したりできるようにする。そのために、学校教育相談体制の充実を図る前提として、一人一人の教職員が自分自身の言動に十分留意しつつ、日常から子供とのコミュニケーションを十分に図るとともに、子供の言葉を受容的・共感的に聴く姿勢を大切に、子供を信頼していることを示していく。

そうした関わりを通して、学校全体に、子供と教職員が信頼関係で結ばれた温かい雰囲気醸成し、子供が不安や悩みを乗り越えて、安心して生活できるようにする。

⑦ 教職員が工夫・改善

※5 人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」 都立高等学校全課程及び都立中等教育学校（後期課程）で、平成 28 年度から教科「奉仕」に替え、1 単位必修で実施する都独自の教科。学習は演習と体験活動からなり、意見交換を通して、自己と異なる他者の意見などを発見し、自己の意見と比較して、自分の考えを広げられることを重視

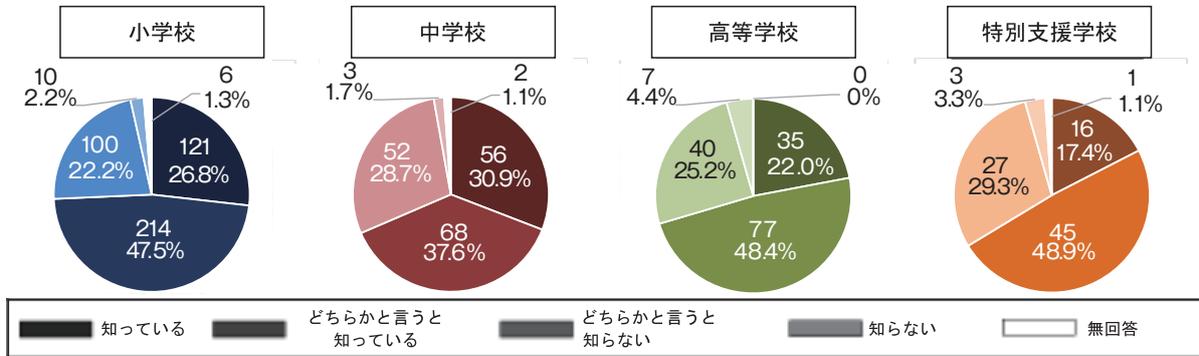
(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

現状と課題

【図表3】「学校いじめ防止基本方針」に対する教職員の共通理解の実態（抽出校分）

■ あなたは、学校の「学校いじめ防止基本方針」にある年間計画の内容を知っていますか。

(上段：人数、下段：割合)

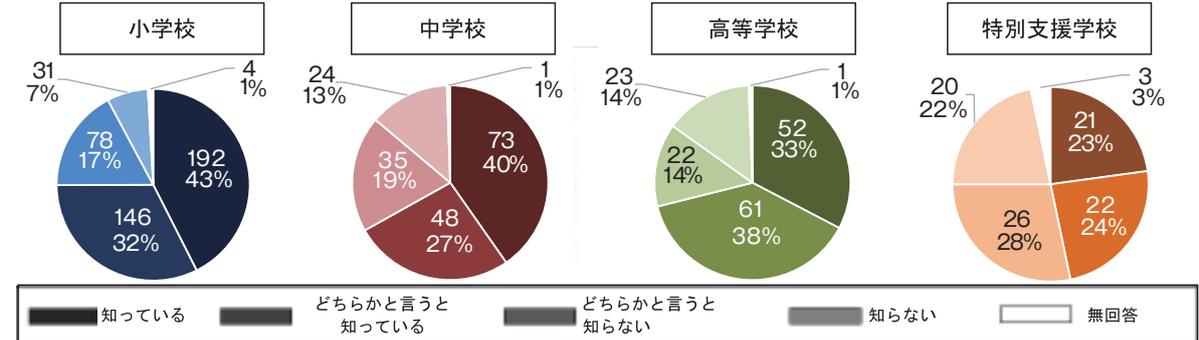


令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

【図表4】「学校いじめ対策委員会」に対する教職員の共通理解の実態（抽出校分）

■ あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」の構成員を知っていますか。

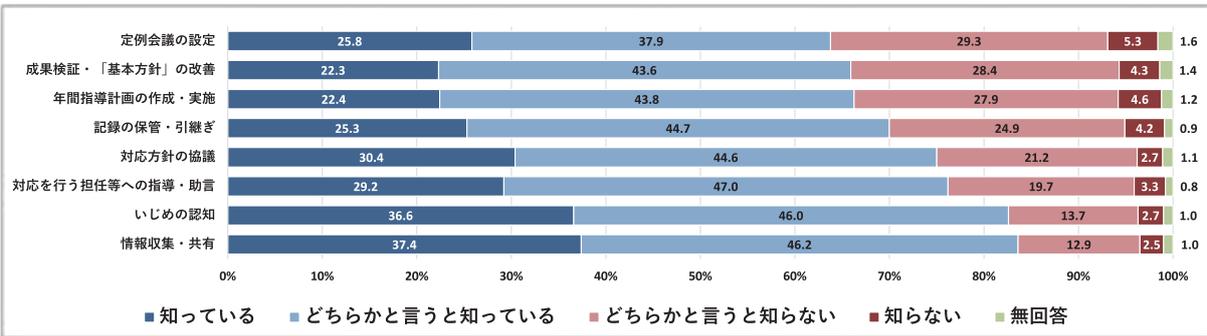
(上段：人数、下段：割合)



令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

【図表5】「学校いじめ対策委員会」に対する教職員の共通理解の実態（抽出校分）

■ あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」の役割をどの程度知っていますか。



令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表3】の調査では、6割を超える教員が、「学校いじめ防止基本方針」にある年間計画の内容を「知っている」、「どちらかという知っている」と回答している。【図表4】の調査では、「学校いじめ対策委員会」の構成員を「知っている」、「どちらかという知っている」と回答した教員は、小・中・高等学校では約7割、特別支援学校では約5割となっている。学校として取組が行われていても、一人一人の教員がその内容を理解し、確実に実践しているとは限らないことが示されている。

- 【図表5】の調査では、「学校いじめ対策委員会」の役割について、「定例会議の設定」、「成果検証・『基本方針』の改善」、「年間指導計画の作成・実施」、「記録の保管・引継ぎ」という項目で、3割以上の教員が「知らない」、「どちらかという知らない」と回答している。これらのいじめの未然防止に係る役割と、「対応方針の協議」や「いじめの認知」等のいじめの早期発見・早期対応に係る役割について比較すると、未然防止に係る役割の方が「知らない」、「どちらかという知らない」と回答している教員の割合が多い。
- いじめ防止対策推進法では、各学校において、いじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めることや、いじめ防止等の対策のための組織を置くことが規定されている。各学校は、実効性の高い基本方針を策定するとともに、「学校いじめ対策委員会」を中核としていじめ防止の取組が組織的に推進されるよう、その役割を明確にし、全教職員の共通理解を図っていかななければならない。
- 全ての教職員が、組織的対応を共通に実践できるようにするために、学校は、コミュニケーションを図りやすい職場環境の中で、計画的に研修を行う必要がある。

具体的な取組

ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり

一人一人の教職員の力を生かしながら組織としての機能を発揮して、いじめの解決を図ることができるようにするため、管理職が、積極的に教職員に声掛けをすることにより、若手を含む全ての教職員が、主体的に学校運営に参画する意識をもてるようにし、互いにコミュニケーションを図りやすい職場環境を醸成する。

⑤ 全校で充実・推進

イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

自校の実態を踏まえて、年度末に、次年度のいじめ防止のための対策について具体的に示した「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

年度当初の職員会議や研修において、所属職員が内容を共通理解するための機会を設けるとともに、全ての教職員が、保護者等に対して、分かりやすい言葉で、「基本方針」の概要を説明できるようにする。

「基本方針」に示された取組が、全ての教職員により例外なく実践されるよう、一人一人の取組状況に関する定期的な点検と啓発を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

① 法による義務規定

※6 学校いじめ対策委員会 いじめ防止対策推進法第22条に基づき、全ての学校に設置されている組織で、都内公立学校では、この名称で統一している。校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー及びその他校長が必要と認める者により構成

ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催

「学校いじめ対策委員会」のメンバーと役割を明確にするとともに、一人一人の教職員が子供の気になる様子や子供同士のトラブル等に気付いた場合、どのような手順や方法で、この委員会に報告するかを図式化して示すなどして、全教職員がその役割を理解できるようにする。また、メンバーには、いじめ防止対策推進法の規定を踏まえて、必ずスクールカウンセラーを加え、その役割を明らかにする（特別支援学校を除く。）。

委員会は、スクールカウンセラーの勤務日に合わせるなどして、定期的な会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事例について情報を共有したり、各事案への対応方法を協議したりする。

さらに、委員会は、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめ防止のための年間計画を定め、全教職員及び保護者等に周知する。

⇒84・85ページ参照

【いじめ防止対策推進法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

Q

「いじめ防止対策推進法」では、「学校いじめ対策委員会」の構成メンバーとして、教職員のほかに、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者が挙げられていますが、委員構成はどのように考えればよいですか。

A

心理の専門家としてのスクールカウンセラーは必ず構成メンバーとしてください。その他の関係者については、校長の判断で委員に加えてください。迅速さが求められる場合で、外部の委員等を招集する時間がないときは、会議後に内容を伝えるなどの配慮が必要です。また、いじめの対応の検討会議に、スクールソーシャルワーカーや当該事例の関係者等の参加を求めるなどの柔軟な対応も考えられます。

なお、全都内公立学校に、「学校サポートチーム（教職員のほか、保護者、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員等により構成）」を設置していることから、委員会は教職員を中心に構成し、学校サポートチームが、必要に応じて、「学校いじめ対策委員会」を支援できる態勢を構築している学校もあります。

Q

定期的な会議は、どのように設定し、どのような内容について話し合えばよいのでしょうか。

A

いずれの学校でもスクールカウンセラーが「学校いじめ対策委員会」の構成員となっていることから、定期的な会議をスクールカウンセラーの勤務日に設定することが望まれます。ただし、委員全員が参加できないこともあるので、会議の内容を記録しておくことが大切です。

また、「学校いじめ対策委員会」のメンバーが、教育相談、不登校対策、特別支援教育等に関する委員会などのメンバーと一致している学校では、複数の会議を統合する、連続して実施するなど、効率化を図っている例もあります。

定例の会議では、いじめの解決に向けて対応中の事例の経過確認はもとより、他にいじめの可能性のある事例はないかなど、十分に確認することが必要です。

① 法による義務規定

「学校いじめ対策委員会」の主な役割等

項目	具体例	留意事項
1 委員の構成	<p><例1> 校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。</p> <p><例2> 生活指導連絡会、特別支援教育委員会のメンバーにスクールカウンセラーを加え、これらの会議に引き続いて、「対策委員会」の会議を開催する。</p> <p><例3> 企画委員会に、必要なメンバーを加えて「対策委員会」の機能をもたせる。</p> <p><例4> いじめが認知された場合には、常設の委員に、個々のいじめに応じて、学年会、部活動の担当教員等を加えて対応する。</p>	<p>◆ 委員のメンバーに校長、副校長は不可欠である。校長に決定権があることを明確にした上で、委員長を校長とするか、他の教員とするか、各学校で定める。</p> <p>◆ 教育課程の中に、いじめ防止の対策を位置付ける趣旨から、「対策委員会」に教務主任を入れるなど、委員の構成については、学校の実態等に応じて、編成する。</p>
2 年間計画の作成・実施	<p>○ いじめ防止等の対策に係る学校の年間計画（校内研修、「いじめに関する授業」、教職員による個人面談、スクールカウンセラーによる全員面接、子供対象のアンケート、保護者会での説明、「学校サポートチーム」会議での説明、子供の主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）を策定する。</p> <p>○ 策定した計画が適切に実施されるよう運営を行う。</p>	<p>◆ 年間計画を「学校いじめ基本方針」の中に明記するとともに、定期的に「基本方針」が、自校の実態に即して機能しているかを点検する。</p>
3 定例会議の設定	<p>○ スクールカウンセラーの勤務日に合わせて会議を設定する。</p> <p>○ 個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定し、校長に報告する。</p>	<p>◆ 学校ごとに、「対策委員会」の機能と、具体的な取組を明確にし、定例会議で、いじめ防止の取組の進捗状況を確認する。</p>
4 情報収集・共有	<p>○ 子供の様子で気になることがあったとき、子供間でトラブルが発生したときなど、どんな小さな事例でも、「対策委員会」として教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。</p>	<p>◆ 教員一人一人が、誰にどのような手順で報告、連絡するかなどを、チャート図等で示すなどの工夫をする。</p>
5 いじめの認知	<p>○ 教員から、子供の様子で気になることが報告された場合は、校長の方針の下に、事実確認の方法を決定する。</p> <p>○ 上記確認の結果について報告を受け、当該の事例が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。</p>	<p>◆ いじめが認知された場合等には、迅速に対応する必要があるため、まず校長が、担任等から報告を受けて対応を指示することもあり得る。</p>
6 対応方針の協議	<p>○ いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議し、校長に報告する。</p> <p>○ 対応方針について、学級担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認する。</p> <p>○ 学級担任は、保護者の意向を「対策委員会」に報告する。</p>	<p>◆ いじめの事例ごとに、被害や加害の子供及びその保護者に対して、誰がどのように対応するかを決定する。</p>
7 成果検証・「基本方針」改善	<p>○ 学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を基に検証し、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。</p>	
8 指導・助言	<p>○ 子供に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり、相談に乗ったりする。</p>	<p>◆ 特に対応に当たる若手教員等に対しては、「対策委員会」として、きめ細かに助言していく。</p>
9 記録の保管・引継ぎ	<p>○ 全てのいじめの事例について、「対策委員会」が定めた共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。</p> <p>○ 年度が替わった場合には、学級担任等が確実に情報を引き継ぐとともに、対象の子供が上級の学校等に進学した場合には、進学先に情報を伝える。</p>	
10 学校評価の実施・「学校いじめ防止基本方針」の改訂	<p>○ 年度当初に定めた成果目標に基づき、学校評価の中で、自校の取組の成果と課題を検証するとともに、評価結果を踏まえ、保護者会や学校サポートチームと連携して、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。</p>	<p>◆ 学校評価の評価項目には、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組（アンケート、個人面談、授業、校内研修等）の実施状況を位置付ける。</p>

<「学校いじめ対策委員会」運営上の配慮事項>

- いじめに対して、教職員が一人で抱え込んで対応することがあってはならないが、一人一人が組織としての判断に基づき、責任をもって対応しようとする意識は必要である。
- いじめへの対応については、組織的対応とともに迅速さが求められる。緊急の場合等には、いわゆるマニュアルどおりに報告・連絡等が行われないこともあり得る。最終的に校長が判断できるような報告・連絡体制が確立されていることが大切である。
- 学校におけるいじめ防止対策の立案に、全ての教職員が参画できるようにするため、メンバーを固定化させることなく、取組ごとに柔軟に組織を構成できるようにすることも有効である。

エ 「いじめに関する研修」の実施

全ての教職員が、「いじめ」の定義をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底させる。また、子供の様子から軽微な段階でいじめに気付くことができるようにするなど、教職員の対応力向上を図っていく。

上記の趣旨を踏まえ、全ての学校において、**年間3回以上**の校内研修を実施する。

校長は、この研修を通して、所属教職員一人一人が、「チェックリスト」を活用して自分の取組を振り返り、改善を図ることができるよう適切な助言を行う。⇒94ページ参照

【いじめ防止対策推進法】

第18条第2項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

- 【参考】 ○ いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻（教員研修プログラム） 令和3年2月
○ いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(DVD) 平成25年3月
○ いじめ防止教材「STOP!いじめⅡ 見つめよう考えよう」(DVD) 平成27年3月

① 法による義務規定

オ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

「学校いじめ防止基本方針」が、自校の実情に応じた実効性のある内容になっているか、教職員がその内容を十分に理解し、共通実践が図られているかなどについて、絶えず検証し、改善を図っていく。

特に、年度末には、学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCAサイクルの中で検証し、次年度に向けて「基本方針」を改訂する。

その際、年度当初等に、「学校いじめ防止基本方針」の取組状況を検証する視点から、アンケート、個人面談、校内研修、「いじめに関する授業」の実施回数等に加えて、学校独自の取組について、適切に達成目標を設定しておく。

なお、いじめはどの学校、どの子供にも起こり得るとの認識が必要であることから、いじめの認知件数の多寡をもって、学校の取組の適否を評価することがあってはならない。

- 【参考】 ○ ふれあい月間「教職員シート」「学校シート」 ⇒90・91ページ参照

【いじめ防止対策推進法】

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

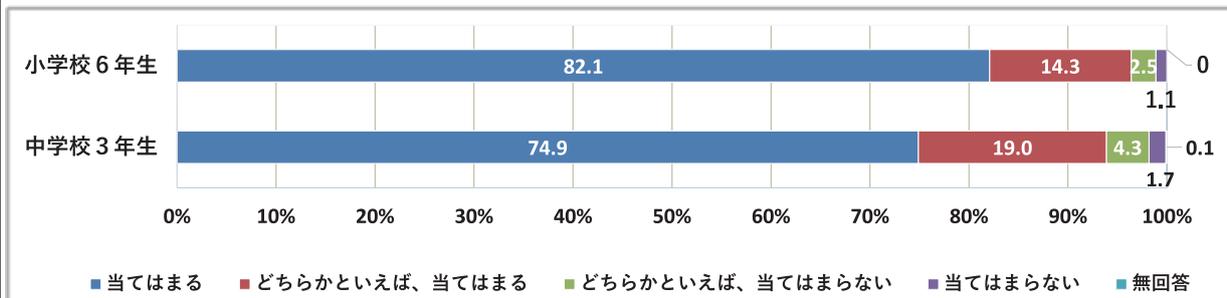
① 法による義務規定

(3) いじめを許さない指導の充実

現状と課題

【図表 6】いじめについての認識

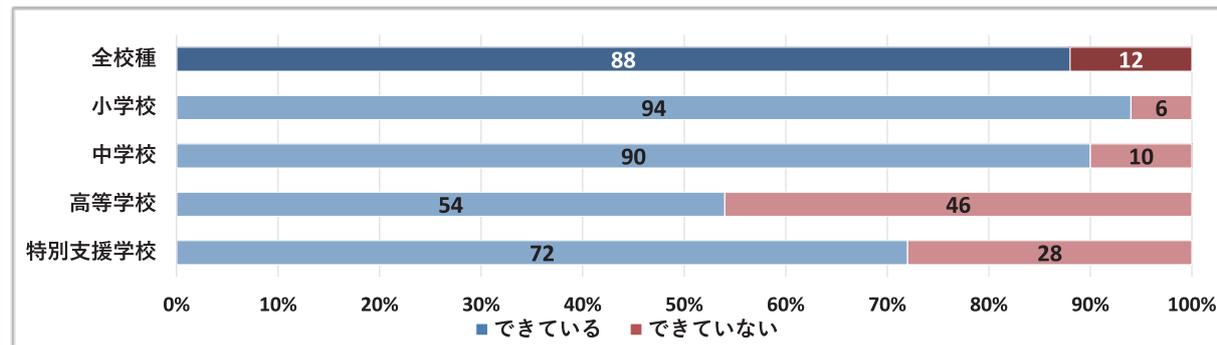
■ いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。(対象：都内公立学校)



平成 31 年度（令和元年度）「全国学力・学習状況調査」文部科学省

【図表 7】児童・生徒への指導に関する教職員の取組状況（抽出校分）

■ 「いじめ総合対策【第 2 次】」（学習プログラム）に基づき、いじめに関する授業を年 3 回以上計画し、取り組んでいる。



令和元年度「ふれあい（いじめ防止強化）月間におけるいじめに関する調査」東京都教育委員会

- 【図表 6】の調査では、「いじめは、どんな理由があってもいけないと思うか。」という質問に対して、ほとんどの子供が、「そう思う」又は「どちらかというと思う」と回答している。その一方で、小学校 6 年生で 4% 近くが、中学校 3 年生で 6% 近くが、「どちらかといえばそう思わない」又は「思わない」と回答している。
- 【図表 7】の調査では、「『いじめ総合対策【第 2 次】』（学習プログラム）に基づき、いじめに関する授業を年 3 回以上計画し、取り組んでいるか。」という質問に対して、全体で 9 割近くの学校が「実施している」と回答している。
- 各学校は、組織全体で、子供たちに対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の言動が不愉快なものであったり、許し難いものであったりしても、その相手に対していじめを行う方法で対処してはならないことを理解させ、いじめを起ささないようにする指導を、意図的・計画的に行わなければならない。
- 道徳科や特別活動はもとより、全教育活動を通じて、子供がいじめ問題を自分たちの問題として捉え、考えることができるよう、指導を徹底させる必要がある。

ア いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり

どのような行為がいじめに該当するのか、その行為がどのような犯罪につながっていくかなどを視覚的に示したポスターや、子供たち一人一人が作成した「いじめ防止標語」を掲示するなどして、日常的に、子供たちのいじめ防止への意識を高める。

また、「学校いじめ防止基本方針」の概要をイラストやマップの形式で掲示するなどして、子供たちや保護者等が、学校はいじめ防止の対策について理解できるよう工夫する。

⑥ 各学校で工夫・改善

イ 「いじめに関する授業」の実施

全ての子供に対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の子供の言動に原因があるとしても、いじめを行う方法で対処してはならないことを、十分に理解させる。また、同じ言葉や行為に対して、楽しいと感じる人もいるがつらいと感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることなどについて、子供同士が話し合いながら考える活動などを通して、どのような行為がいじめに該当するかを指導する。

上記の趣旨を踏まえ、全ての学級で、「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。

【参考】 ○ いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻（学習プログラム） 令和3年2月
○ いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫?」(DVD) 平成25年3月

④ 全校で実施

ウ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施

子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚できるようにするため、必要に応じて、弁護士や行政書士等を講師として招き、「いじめ防止授業」を実施する。

具体的には、弁護士会が実施している「法教育プログラム※7」や、行政書士会が実施している法教育の出前授業などを活用する。

【参考】 ○ いじめ防止教材「STOP!いじめⅡ 見つめよう考えよう」(DVD) 平成27年3月

⑧ 必要に応じて実施・例示

※7 法教育プログラム 各弁護士会が、所属弁護士を学校に派遣して実施する授業。東京弁護士会の「いじめ予防授業」、第一東京弁護士会の「いじめ防止授業」、第二東京弁護士会の「出前授業（デリバリー法律学習会）」、東京三弁護士会多摩支部の「いじめ予防授業」等がある。

エ SOSの出し方に関する教育の推進

都内全ての公立学校において、「SOSの出し方に関する教育※8」を推進する。

全ての子供を対象として、「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について、校長講話、学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などの機会を捉えて、折に触れて指導する。

特に、学期初めなどは、子供が学校生活に適応しづらい状況があることから、始業式や式後の学級での指導等において、全ての子供に対して、悩みや不安がある場合は、誰にでもよいので教職員に相談するよう伝える。

こうした指導に加えて、学級活動（ホームルーム活動）や保健体育等の学習と関連させ、「一人一人がかけがえのない大切な存在であること」、「ストレスは誰にでもあること」、「不安や悩みがあるときは、できるだけ早期に身近にいる信頼できる大人に相談すること」、「友達から悩みや不安を伝えられたときは、まず、話を傾聴し気持ちを受け止めた上で、一緒に保護者や教職員等に相談するよう促すこと」などについて学ぶ授業を、各学校のいずれかの学年で年間1単位時間以上実施する。

また、子供が安心して相談できるようにするためには、身近にいる大人が、子供のSOSを受け止め、支援できるようにすることが必要である。

そのために教員は、子供から相談を受けた際取るべき具体的な行動や取組について理解するとともに、日常から、子供の存在そのものを肯定的に受け入れ、傾聴、共感するなど、カウンセリングの視点に立った子供と関わりを大切にし、教育者として人間観や教育観を深め、より一層の指導力を磨くことが求められる。

学校はもとより、家庭、地域等を含む、子供一人一人を取り巻く大人自らが、子供から信頼される大人、子供にとって声を掛けやすい大人になるよう、努めることが重要である。

【参考】 ○ DVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 自分を大切にしよう」平成30年2月

⇒100・101ページ参照

④ 全校で実施

オ 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめを生まないための指導の徹底

新型コロナウイルス感染症への感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、感染防止のために最前線で尽力している人々に感謝の念をもつことについて、感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

⇒92・93ページ参照

【参考】 ○ 「学校の教育活動再開後及び令和2年度の健全育成に係る取組について（通知）」令和2年5月
○ ホームページ「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」東京都教育委員会

④ 全校で実施

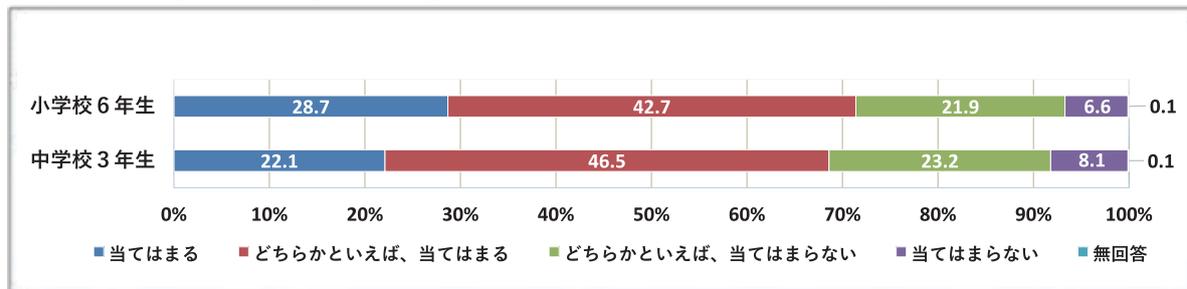
※8 SOSの出し方に関する教育（様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育）平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱に、「自殺対策に資する教育」の一つとして示されたもの。自殺予防のみならず、児童・生徒が不安や悩みを抱えたときに信頼できる大人に相談することの大切さや、気になる様子が見られる友人への関わり方を学ぶこと、身近にいる大人がSOSを受け止め、支援できるようにすることを目的としている。東京都教育委員会は、DVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 自分を大切にしよう」を開発し、都内全公立学校に配布するとともに、東京都教育委員会ホームページに掲載している。

(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

現状と課題

【図表 8】子供たち同士の話し合いによる合意形成についての意識

■ あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか（対象：都内公立学校）。



平成 31 年度（令和元年度）「全国学力学習状況調査」文部科学省

【図表 9】東京都公立学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

■ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
平成 27 年度	73.5%	81.8%	24.5%	69.4%	70.5%
令和元年度	89.9%	93.9%	42.2%	69.4%	85.3%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

【図表 10】インターネット利用に関するルールづくりの状況

■ インターネット利用のルールを決めているか（児童・生徒総数の 2%程度[22,646 人]を抽出）。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
決めている	76.3%	62.1%	26.6%	58.1%
決めていない	21.3%	36.6%	71.9%	39.0%
無回答	2.4%	1.3%	1.5%	2.9%

令和元年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」東京都教育委員会

- 【図表 8】の調査結果から、「学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思うか。」という質問に対して、「そう思う」又は「どちらかというと思う」と回答した東京都公立学校の子供の割合は、小学校 6 年生より中学校 3 年生の方が低くなっていることが分かる。また、小・中学校とも全国の割合を若干下回っている状況である。
- 【図表 9】により、学校での指導の実態を見てみると、いじめ問題に対する日常の取組として、「児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした」と回答した学校の割合は、平成 27 年度と令和元年度を比較すると、全体では約 15 ポイント増加している。ただし、小・中学校では比較的多いものの、依然として高等学校では半数弱であることが明らかになった。

- さらに、【図表 10】は、家庭におけるルールづくりの例として、インターネット利用に関するルールを決めているかを調査した結果である。近年、インターネットを通じて行われるいじめなどの問題が指摘されている中で、校種が上がるごとに、子供のインターネット利用のルールを決めている家庭が少なくなっている現状が見られる。
- 子供たちを取り巻く諸問題を解決するためには、特定の子供たちへの対症療法的な生活指導にとどまることなく、全ての子供たちに働き掛ける意図的・計画的な指導により、問題の未然防止や健全育成のための取組を推進することが必要である。
- 特に、いじめ問題の根本的な解決を目指すためには、子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として捉え、主体的に行動しようとする意識や態度を育むことが不可欠である。

具体的な取組

ア 互いに認め合う態度を育む取組

教職員が率先して子供の良さを発見し、その良さが集団の中でどのように役立っているかを他の子供に伝えるなどするとともに、学級活動等を通して、子供たち同士が互いの良さを認め合い、信頼を高めることができる取組を工夫して行う。

児童会や生徒会が主催する異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら活動することを通して、子供たち相互の共感的な人間関係が築かれるとともに、上級生の自己肯定感を育み、自尊感情が高められるようにする。

⑥ 各学校で工夫・改善

イ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組

子供たちが、いじめを自分たちの問題として捉え、行動できるようにするため、

- ① 子供が「いじめをなくすためにどうすればよいか」について、それまでの自分の体験などから考えをもつ。
- ② 話し合っって学級の目標を決める。
- ③ 学校全体や校区の小・中学校全体により異学年で編成された班ごとに意見を交流する。
- ④ 一人一人が自分の目標を決める。

などの一連の活動を通して、合意形成と自己決定を重視した取組を行う。

なお、③の班ごとの話し合いについては、例えば、子供のグループに、教職員、保護者、学校運営協議会委員などの地域住民等が加わる方法なども考えられる。

⑥ 各学校で工夫・改善

ウ 取組の推進役を担えるリーダーの育成

学校全体で、いじめ防止に向けた子供の取組が活発に行われるようにするため、取組の推進役を担えるリーダーを育成する。

当該の子供の育成に当たっては、

- 委員会活動として位置付け、NPOが行っているプログラムを活用して指導する。
- 委員会活動とは別にチームを編成し、教職員が当番制で指導する。
- 区市町村教育委員会が、教育課程外に「育成研修」を開設して指導する。

などの方策が想定される。

なお、プログラムの一部に、スクールカウンセラーから指導を受ける時間を設定するなどの工夫も考えられる。

具体的な取組としては、

- ポスター、新聞、ビデオ等の制作
- 休み時間等の巡回、声掛け
- いじめ防止の標語、歌、キャラクター等の募集、決定、周知、啓発
- 「ピア・サポート※9研修」修了者（ピアサポーターに認定）が、困っている子供の相談に応じる

などの事例がある。

⑥ 各学校で工夫・改善

エ 児童会・生徒会活動による取組

全校の子供が所属する児童会や生徒会の活動として、いじめ防止の取組が推進されるよう、役員等の子供たちのリーダーシップによる主体的な取組を支援する。

その際、役員等一部の子供たちによるイベント的な取組に終わることなく、全ての子供たちが考えたり、行動したり、参加したりする意識がもてるよう、学級担任等が、学級の子供たちに取組を促すなどの指導を行う。

具体的な取組としては、上記ウに示す取組のほか、

- 「学校いじめ防止宣言」の採択、決定
- いじめ相談目安箱の設置
- 「言葉の暴力撲滅キャンペーン※10」の実施
- 「いじめ防止サミット」の実施
- 「ホワイト・リボン運動※11」の実施
- いじめ防止啓発作品づくり

などの事例がある。これらの子供の主体的な取組の内容とその支援の在り方を「学校いじめ防止基本方針」に明記することが望ましい。

⑥ 各学校で工夫・改善

※9 ピア・サポート 子供たちの対人関係能力や自己表現能力等社会に生きる力が極めて不足している現状を改善するための学校教育活動の一環として、教師の指導・援助の下に、子供たち相互の人間関係を豊かにするための学習の場を、各学校の実態や課題に応じて設定し、そこで得た知識やスキル（技術）を基に、仲間を思いやり、支える実践活動

※10 言葉の暴力撲滅キャンペーン 相手を傷付ける言葉を使わないようにする呼び掛けを通して、いじめを防止する取組

※11 ホワイト・リボン運動 生徒会が、いじめ防止を呼び掛け、いじめをしないと宣言する子供の署名を集めるとともに、署名した子供のかばん等にリボンを付ける取組

オ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくりやルールの見直し

子供が、インターネットを通じて誹謗中傷などのいじめ^{ひぼう}に該当する行為を行わないよう指導するとともに、いじめを含めたトラブルや犯罪を回避できる判断力等を身に付けさせる。そのために、平成27年11月に、東京都教育委員会が策定し、平成31年4月25日に改訂した「SNS東京ルール※12」を踏まえて、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりやルールの見直しに関する取組を行う。

「学校ルール」については、同じ学級や同じ学年に所属する子供同士が、話し合っ自分たちが守るべきルールを決めることができるようにするとともに、そのルールを互いに守っていこうとする態度を育む指導を行う。

また、「家庭ルール」については、各家庭において、保護者と子供が話し合っルールを決めることができるよう、保護者に対して啓発を行う。⇒110・111ページ参照

④ 全校で実施

カ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発

コンピュータを使って行う学習を通して、平成28年度に東京都教育委員会が開発したホームページ・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo※13」を活用し、いじめを受けたとき、いじめを見たり聞いたりしたとき、いじめを行ってしまったときなどに、どのように対処すればよいのかなどについて、子供たちに考えさせる指導を行う。

また、子供たちが家庭で使用しているコンピュータや、携行しているスマートフォン等を通して、日常から、「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」にアクセスし、いじめ問題の解決に向けて、自分がどのように行動すればよいのかを考えることができるよう啓発を行う。

⑤ 各学校で充実・推進

キ いじめ防止強化月間における学校、家庭、地域、関係機関の連携による取組の推進

東京都教育委員会が6月と11月の年2回実施しているいじめ防止強化月間（ふれあい月間）において、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる具体的な取組を実施するとともに、学校のいじめ防止の取組の進捗状況について、PDCAサイクルの中で評価・改善を図るなど、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、いじめの防止に取り組む機運を醸成する。

⑤ 各学校で充実・推進

※12 「SNS東京ルール」 都内全公立学校の子供が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、平成27年度に策定し、平成31年度に改訂。「スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。」「必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。」「送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。」「個人情報をお教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。」「写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。」の五つのルールがあり、学校や家庭で、「SNS東京ルール」を踏まえて具体的なルールを定めることとしている。

※13 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」 子供が、身近な情報通信機器を用いて、いじめを受けた場合にすぐに相談機関に連絡できるようにするとともに、いじめへの対処の疑似体験を通して、いじめ問題の解決のために主体的に行動しようとする意識や態度を育むことを目的として、平成28年度に、東京都教育委員会が開発したホームページとアプリケーション

(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

現状と課題

【図表 11】東京都公立学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

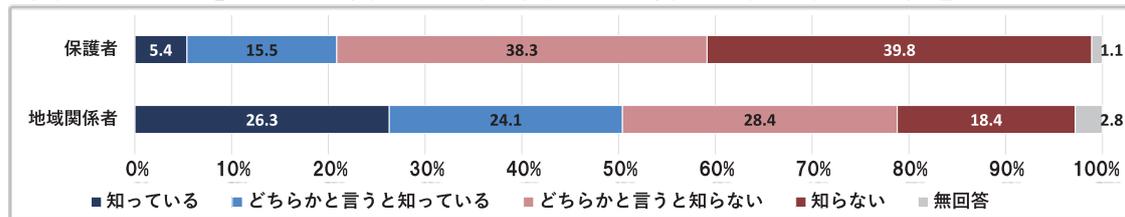
- 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

【図表 12】保護者、地域関係者の理解

- 学校の「いじめ」の対応に関する方針（学校いじめ防止基本方針）の内容を知っていますか。



令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表 11】の調査結果では、「学校いじめ防止基本方針」については、全ての学校でホームページに掲載し、保護者や地域住民に周知していることが示されている。一方で、【図表 12】の調査では、「学校いじめ防止基本方針」の内容を知っているかという質問に対し、「知っている」、「どちらかと言うと知っている」と回答した保護者の割合は約2割、地域関係者の割合は約5割にとどまっており、学校と、保護者や地域の受け止めとの間に乖離が見られる。
- いじめは、学校の内外を問わず行われる行為であることから、いじめを未然に防止するためには、保護者、地域、関係機関等が、学校のいじめ防止のための取組について十分に理解し、子供にとって、身近な大人が、同一の方針で指導したり対応したりできるようにしなければならない。
- 学校は、保護者、地域、関係機関等と、日頃から子供の状況について情報を共有し、気になる様子等が見られたら、双方から積極的にその状況を伝え合うとともに、必要に応じて、それぞれの立場で当該の子供に働き掛けることができる連絡・協力関係を構築しておくことが求められる。特に、地域住民等に対して、いじめの疑いがある子供の状況を見聞きした場合には、ためらうことなく学校や所管教育委員会に通報してもらえよう依頼しておくことが大切である。
- 全ての学校において、保護者会や「学校サポートチーム※14」の会議等の様々な機会を活用して、保護者、地域住民、関係機関等に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨や内容等について周知し、理解を得たり協力を依頼したりする必要がある。
- そのためには、各学校において、「学校いじめ防止基本方針」の改訂に、保護者や関係機関の意見を反映できる学校評価の方法等を検討することが求められる。

※14 学校サポートチーム 子供の問題行動への対応において、保護者、地域、関係機関等と迅速かつ適切に連携・協力できる体制を確立し、子供の健全育成を図るとともに、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、都内全公立学校に設置。校長、副校長、保護者、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員（スクールサポーター）等により構成

具体的な取組

ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼

学校のいじめ防止の取組について、保護者や地域、関係機関等の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、年度当初の保護者会、「学校サポートチーム」の会議、地域自治会の会合等の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。その際には、事前に校内研修等を通して、学校の全ての教職員が、自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容やポイントを理解し、自分の言葉で分かりやすく説明できるようにしておく。

また、「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校便り」等を活用して内容を周知する。

上記の方法により、理解を促進するに当たっては、年度ごとに「学校いじめ防止基本方針」を改訂する際に、保護者、地域、関係機関等の意見を反映させるなど、取組の立案に参画できる在り方を工夫する。

【いじめ防止対策推進法】

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- 【参考】 ○ いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻（保護者プログラム） 令和3年2月
○ いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻（地域プログラム） 令和3年2月

① 法による義務規定

イ 「学校サポートチーム」会議の定期開催

子供たちの健全育成上の諸問題に対して、教職員が、保護者、地域、関係機関等と連携・協力して解決を図るための組織として、全公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の会議を学期の初め等、定期的に開催して、「学校いじめ防止基本方針」に示す取組の内容や、その進捗状況、在校する子供たちの実態、いじめ発生の状況と対応経過等について意見交換を行う。

外部人材により構成された組織である「学校サポートチーム」が、教職員の組織である「学校いじめ対策委員会」を支援する体制を築くため、年度ごとに「学校いじめ防止基本方針」を改訂する際に、「学校サポートチーム」の意見を反映させるなど、取組の立案に参画できる在り方を工夫する。

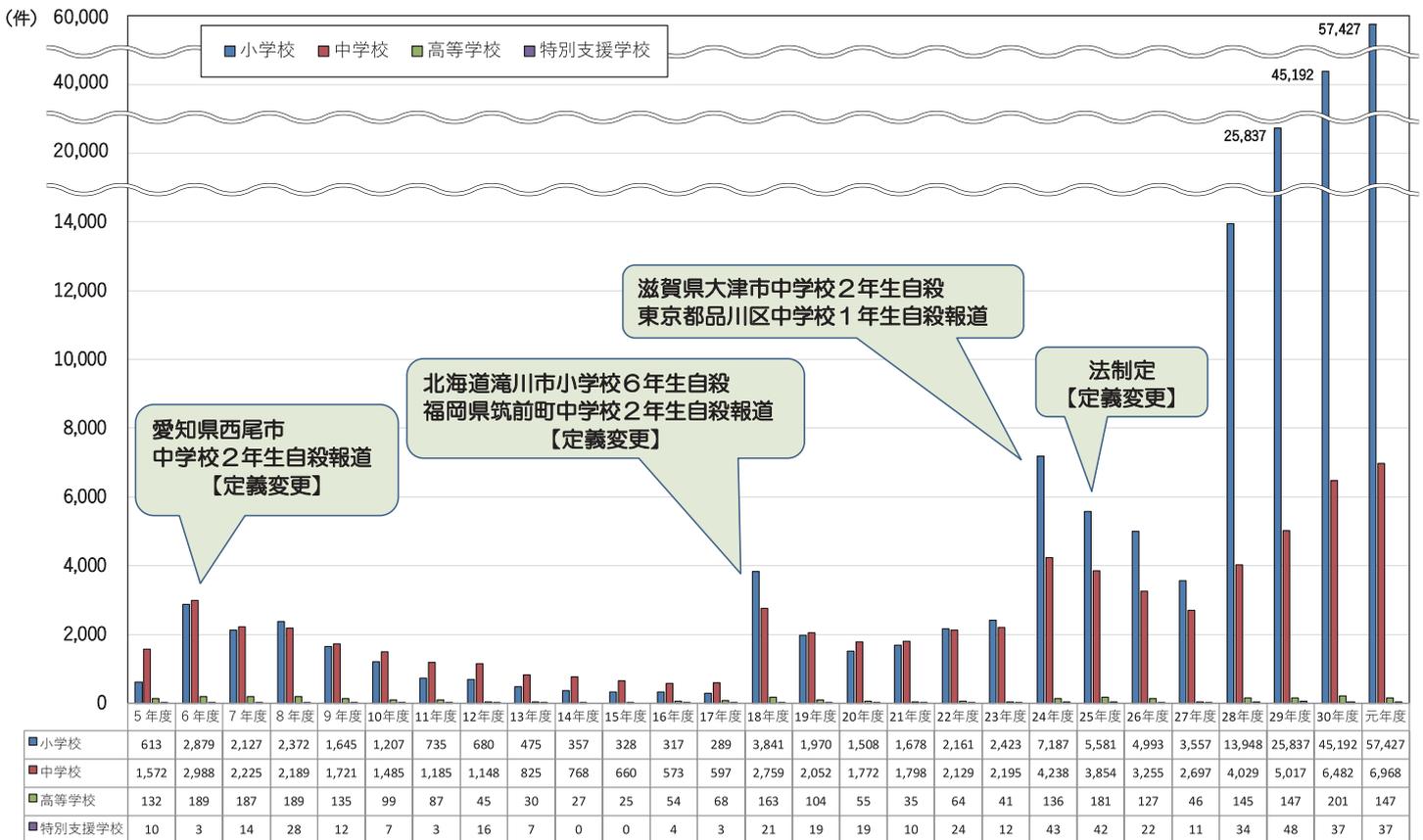
- 【参考】 ○ リーフレット「学校サポートチームによる健全育成の推進について」 令和3年1月
⇒112・113ページ参照

④ 全校で実施

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

現状と課題

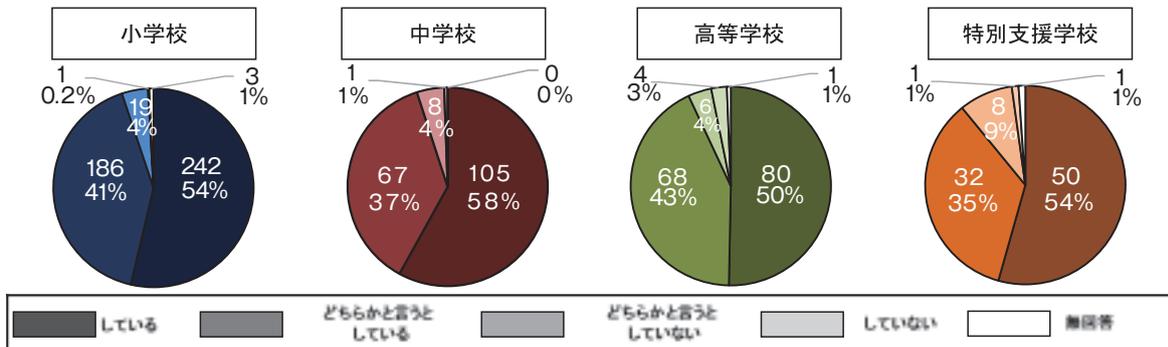
【図表 13】東京都公立学校のいじめの認知件数の推移（平成5年度から令和元年度）



平成5年度～平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 文部科学省
 平成28年度～令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 文部科学省から作成

【図表 14】「いじめ」の認知についての教職員の意識（抽出校分）

■ あなたは、「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめ」の定義を理解していますか。
 （上段：人数、下段：割合）



令和2年度「いじめ防止対策等を推進する研究 質問紙調査」東京都教職員研修センター

- 【図表 13】の結果から、いじめによる自殺等の事例が報道されると、認知件数が増加する傾向があったことが分かる。いじめ防止対策推進法の制定後、平成 28 年度から認知件数は増加傾向にある。また、【図表 14】の調査では、教職員の約 9 割が、「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめ」の定義を「理解している」、「どちらかという理解している」と回答している。近年、いじめの認知件数が増加している理由としては、各学校において見逃しがちな軽微ないじめを積極的に認知している結果と捉えることができる。
- 学校として、子供同士の間で起こるいじめを、できる限り漏らさずに認知するためには、その前提として、全ての教職員が、『いじめ』とは、相手の行為により被害の子供が『心身の苦痛』を感じたものをいう。」という「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめ」の定義を正しく理解することが必要である。

【いじめ防止対策推進法】

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広く、その行為を受けた子供が、心身の苦痛を感じた場合は、「いじめ」に該当すると理解することが求められている。
- 学校が、初期段階でいじめを認知し対応につなげることができるようにするためには、校内研修等を通じて、「いじめ」の定義について、教員個人の解釈に差が生じないように、学校全体で共通理解を図る必要がある。
- 保護者、地域、関係機関等に対して、どのような行為が「いじめ」に該当するのかを説明する必要がある。あわせて、いじめの件数が多い学校や学級に問題があるという捉え方をしていないことを伝えて、理解を得ることが大切である。
- そうした教職員の共通理解の下、個々のいじめの認知については、教職員から報告を受けた「学校いじめ対策委員会」が改めて定義を踏まえて、いじめであるかどうかを判断することが不可欠である。

具体的な取組

ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進

校内研修等の機会を通して、全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階で、いじめに気付くことができるようにする。

そして、「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する必要がある。⇒40・41 ページ参照

① 法による義務規定

イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

以下の手続きを基本として、学校としていじめを認知する。

- ① 一人一人の教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。
- ② 「学校いじめ対策委員会」は、委員会のメンバーでもある校長の指示の下に、教職員から報告があった全ての事例について事実確認の方策について協議する。
- ③ 教職員は、「学校いじめ対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告する。
- ④ 「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。 ⇒ いじめの認知

上記の、手続きが遅滞なく行われるようにするため、教職員の構成や規模等の学校の実態に応じて、学校として基本となる報告の流れ（マニュアル）を決めておく。

なお、軽微と考えられるいじめについては、マニュアルの手続きを簡略化し、学級担任等が対応後に報告することや、上記の③及び④については、状況等に応じて、校長が直接指示又は判断することも考えられる。

「学校いじめ対策委員会」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の児童・生徒の状況から、「この子供は苦痛に感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断する。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、子供が感じる苦痛に着目して、背景にある事情を確認し、いじめに該当するかを判断しなければならない。

また、行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することが必要である。

【いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（抜粋）】

（平成 25 年 6 月 19 日 衆議院文部科学委員会、同 6 月 20 日 参議院文教科学委員会）

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

Q

「学校いじめ対策委員会」が、教職員から児童・生徒の気になる様子についての報告を受けるために、その都度、委員を招集すると、迅速に対応できないこともあるのですが、どのような工夫が考えられますか。

A

学校の実態（教職員の構成、規模等）に応じて、「委員の誰かに報告し、その委員が管理職に伝えた後に、委員会で情報共有を図る。」「学年主任とともに、管理職に報告し、管理職が委員会を招集し、伝達する。」など、学校として基本となる報告の流れを決めておきましょう。報告内容や校長からの指示内容を記録する方法を明確にしておくことも大切です。

迅速な報告と対応を第一に考え、例えば、報告を受けた校長が、報告者である学級担任に、直接対応を指示するなど、臨機応変の対応が必要となる場合もあります。

いずれの方法であっても、学校全体で情報共有し、組織的対応を行うために中核となるのがこの委員会です。

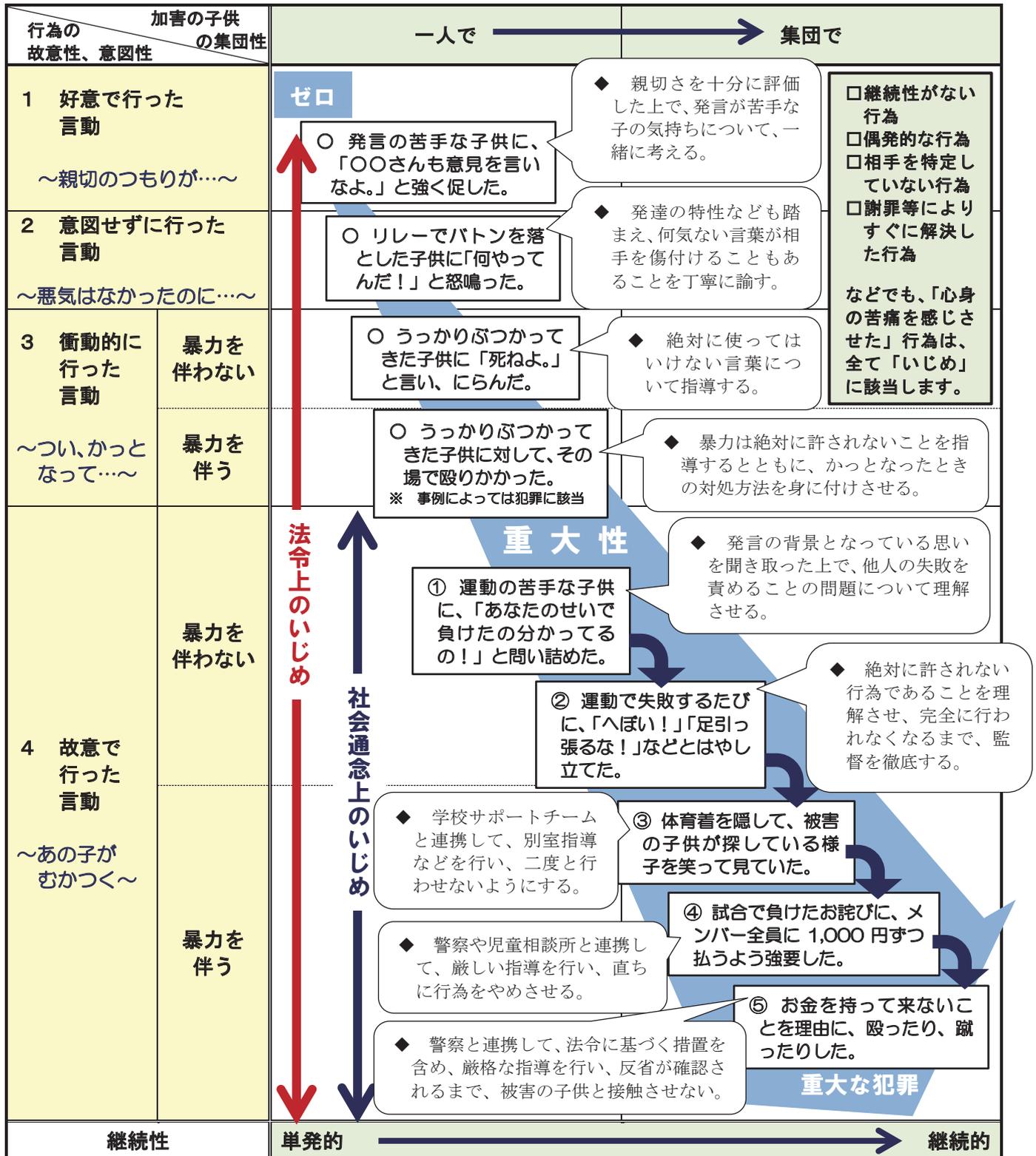
① 法による義務規定

● 重大性の段階に応じたいじめの類型（例） ～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。

※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

● 「いじめ」の定義（文部省・文部科学省による）の変遷

文部省・文部科学省は、昭和 61 年度以来、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」などにおいて、「いじめ」の定義を策定・変更してきた。その背景には、子供がいじめを苦にして自殺した事案が関わっている。報道により「いじめ」が大きな社会問題となるたびに、学校がいじめの捉え方の課題を踏まえて、その定義が広範囲なものに修正されてきたことが分かる。

学校は、二度といじめを苦にして自ら命を絶つような事案を起こさないために、「いじめ」の定義が変更されてきた経緯を正しく理解し、現行の定義に基づき、確実な認知に努める必要がある。

年	「いじめ」の定義	定義策定・変更のきっかけとなった事案	「いじめ」の捉え方（変遷）
昭和 61 年度から	<p>①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、 学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。</p>	東京都中野区 中学校 2 年生 自殺	<p>◆ <u>加害の子供の行為の側に立って「いじめ」を規定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弱い者に対して一方的に（力関係の存在） ○ 身体的・心理的な攻撃 ○ 被害の子供が深刻な苦痛を受けているもの ○ 学校が確認しているもの ○ 学校の内外を問わないもの
平成 6 年度から	<p>①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。</p>	愛知県西尾市 中学校 2 年生 自殺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「継続的に」を追加（行為の継続性） ○ 個々の「いじめ」の判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害の子供の立場に立って行うことを追加 ○ 「学校が確認している」という要件を削除
平成 18 年度から	<p>当該児童生徒が、 ①一定の人間関係のある者から、 ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 ③精神的な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。</p>	北海道滝川市 小学校 6 年生 自殺 福岡県筑前町 中学校 2 年生 自殺	<p>◆ <u>被害の子供の心情の側に立って「いじめ」を規定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の人間関係（「弱い者に対して」を変更） ○ 心理的・物理的な攻撃 ○ 精神的な苦痛を感じているもの（「受けている」を「感じている」に変更、「深刻な」を削除 ○ 「継続的に」を削除
平成 25 年度から （いじめ防止対策推進法の施行に伴う）	<p>児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。</p>	滋賀県大津市 中学校 2 年生 自殺 東京都品川区 中学校 1 年生 自殺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心理的・物理的な影響（「攻撃」を変更） <p>※ この規定では、加害の子供が主語となっているが、平成 18 年からの定義である被害の子供の心情の側に立って定義されていると理解すべきである。</p>

(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

現状と課題

【図表 15】 いじめ発見のきっかけにおける学級担任等教職員の役割

■ 東京都公立学校におけるいじめ発見のきっかけ（いじめの認知件数全体に対する割合）

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
学校の教職員等が発見		75.6%	64.9%	55.1%	27.0%	74.4%
内訳	学級担任が発見	11.3%	9.6%	11.6%	16.2%	11.1%
	学級担任以外の教職員が発見	1.5%	4.3%	7.5%	2.7%	1.8%
	養護教諭が発見	0.2%	0.6%	2.0%	0%	0.2%
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0.3%	0.4%	0%	0%	0.3%
	アンケート調査など学校の取組により発見	62.3%	50.1%	34.0%	8.1%	60.9%
学校の教職員以外からの情報により発見		24.4%	35.1%	44.9%	73.0%	25.6%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

【図表 16】 いじめの認知に向けた意識啓発

■ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
アンケート調査の実施	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
個別面談の実施	90.1%	90.9%	73.4%	66.1%	87.8%
教職員と児童・生徒間で 日常行われている日記等	25.3%	66.6%	3.8%	19.4%	34.5%
家庭訪問	25.3%	36.0%	8.9%	14.5%	26.2%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

- 【図表 15】の調査結果から、認知したいじめの7割以上を学校の教職員等が発見しているが、その大半が、アンケート調査など学校の取組により発見されたものであり、学級担任等の気付きによりいじめが発見される事例は、決して多いとは言えない現状が明らかとなっている。
- そうした現状の改善に向けて、【図表 16】から、都内全ての公立学校がアンケート調査を実施しているほか、多くの学校で、「個別面談」、「教職員と児童・生徒間で日常行われている日記等」、「家庭訪問」などの取組を行っていることが分かる。
- いじめの早期発見は、子供にとって最も身近な学級担任等が、子供の様子の変化に気付き話を聞くなど、子供と教職員との信頼関係に負うところが極めて大きい。
- その上で、定期的な面談や「いじめ発見のチェックシート」を活用した観察等、一人一人の子供の様子を確認する機会を意図的に設定することが重要である。

具体的な取組

ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察

子供にとって最も身近な教職員である学級担任によるさりげないコミュニケーションや観察等を通して、子供の様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常からの子供との関わりを深め、いじめの発見につながる鋭敏な感覚を養う。

⑦ 教職員が工夫・改善

イ 学級担任等による定期的な個人面談

いじめを含め、子供が抱える悩みや不安などを幅広く把握するとともに、その解決方法について相談に応じるため、学級担任等は、**年間3回程度**、個人面談を実施する。

面談では、子供に自分のことだけでなく他の子供が困ったり悩んだりしていることを聞きしていないかを確認する。

また、効果的な面談を実施できるようにするため、スクールカウンセラーは、教員に対し、必要に応じて、面談の在り方等について事前に指導・助言を行う。

⑤ 全校で充実・推進

ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用

学校の長期休業明けなどの時期は、子供たちが不安や悩みを抱えやすい時期であるとともに、長期休業日中に、いじめを含む人間関係のトラブル等が生じている可能性があることから、**学期初めに**、「いじめ発見のチェックシート」等を活用して、重点的に子供の状況を観察する。

「学校いじめ対策委員会」は、各教員が確認した子供の状況等について情報を集約する。その中で、気になる様子が確認された子供に対しては、速やかに保護者に連絡する。

また、教職員が役割分担をし、改めて多角的に観察したり声掛けをしたりして、いじめを含めその背景を把握する。⇒94ページ

【参考】いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻82～85ページ

⑤ 全校で充実・推進

エ 定期的な「生活意識調査」等の実施

いじめのみならず、子供が抱える諸問題の背景等を多面的に把握するため、「学校は楽しいか」、「体調や精神状況はどうか」、「学習の定着や進路に不安はないか」、「家庭や校外での生活に満足しているか」、「人間関係での悩みはないか」等に関して、アンケート形式による「生活意識調査」等を定期的実施する。

この調査の実施に際しては、「いじめ発見のためのアンケート」を兼ねて行ったり、教員による「いじめ発見チェックシート」と同時に行ったりすることにより、一層の効果を高められるよう工夫する。⇒96～99ページ参照

⑤ 全校で充実・推進

(3) 全ての教職員による子供の状況把握

現状と課題

【図表 17】 いじめの発見のための全教職員による組織的な対応の状況

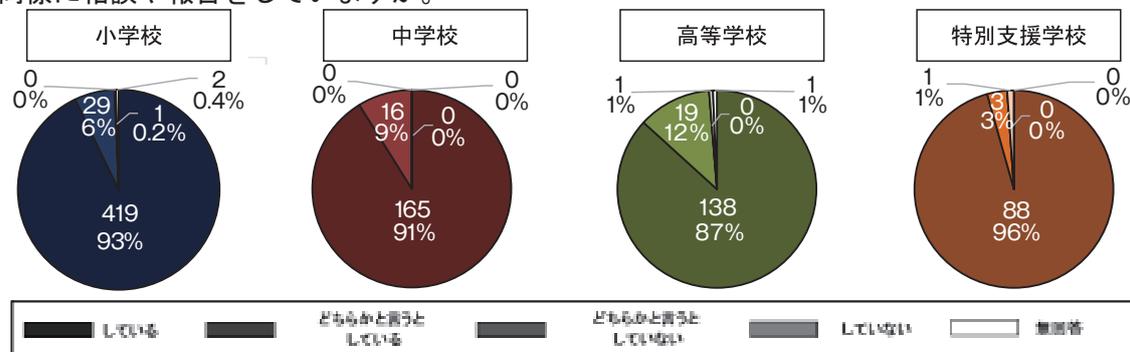
- いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
99.7%	99.5%	98.3%	98.5%	99.5%

令和元年度「ふれあい（いじめ防止強化）月間におけるいじめに関する調査」東京都教育委員会

【図表 18】 子供の気になる様子についての情報共有の実態（抽出校分）

- あなたは、「いじめやいじめの疑いがある状況」を見たり聞いたりしたとき、すぐに周囲の同僚に相談や報告をしていますか。



令和2年度「いじめ防止対策等を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表 17】の調査結果から、99%を超える学校で、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底していることが分かる。
- 【図表 18】の調査では、多くの教員が、子供の気になる様子についての報告や情報共有を「している」、「どちらかと言うとしている」と回答している。この取組は、全ての学校で全ての教職員が、必ず行わなければならないことである。
- 大人からは見えにくい子供間のいじめを、できる限り初期の段階で発見できるようにするためには、全ての教職員が、輪番制などにより組織的・計画的に、子供の様子を観察し、「学校いじめ対策委員会」を通して気になる状況を共有するとともに、対応方針を協議、決定することが必要である。
- 一人一人の教職員は、子供の様子について少しでも気になることを見聞きした場合、全ての事案について、迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告し、組織的対応につなげるのが求められる。組織的対応の基本は、学校として、教職員がとるべき具体的な行動を明確にしておくこと、そして、全ての教職員が、例外なく定められたとおりに行動することである。

具体的な取組

ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察

学校全体で、いじめの早期発見を目指すとともに、子供たちが、教職員全員で自分たちを見守っていることを実感できるようにするため、教職員が輪番制などにより、校門や玄関で、登下校時に子供たちへの挨拶を行い、子供の様子をきめ細かに観察する。

また、休み時間の巡回当番表等を作成し、教職員が、毎日校舎内外を巡回し、いじめ等の行為が行われていないかを確認したり、子供たちに声掛けをしたりする。

⑤ 全校で充実・推進

イ 一人一人の教職員の気づきを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築

一人一人の教職員は、自分が担当する学級・学年等にかかわらず、子供の様子で気になることを見聞きしたら、どんな小さな事例でもその日のうちに「学校いじめ対策委員会」に報告する。

そのため、学校ごとに、報告・連絡の具体的な手順や方法（気になる度合い別に色分けした付箋等に手書きし、職員室の掲示板に貼っておくなど）を定め、その方法を「学校いじめ防止基本方針」に明記するとともに、チャート図等にして掲示するなどし、全教職員の共通理解を徹底させる。

校内研修等を通して、全ての教職員が、「仲良し同士の遊びの延長のようにも見えるから、もう少し様子を見よう。」「この程度は、子供たちの日常によくあることだから、報告するには及ばない。」「これから出張だから、週明けに報告しよう。」などの個人的な判断が、重篤な状況につながることもあることを十分に理解できるようにする。

なお、教職員がいじめに関する情報を抱え込み、「学校いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることに留意する。

【いじめ防止対策推進法】

第23条第1項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

① 法による義務規定

ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底

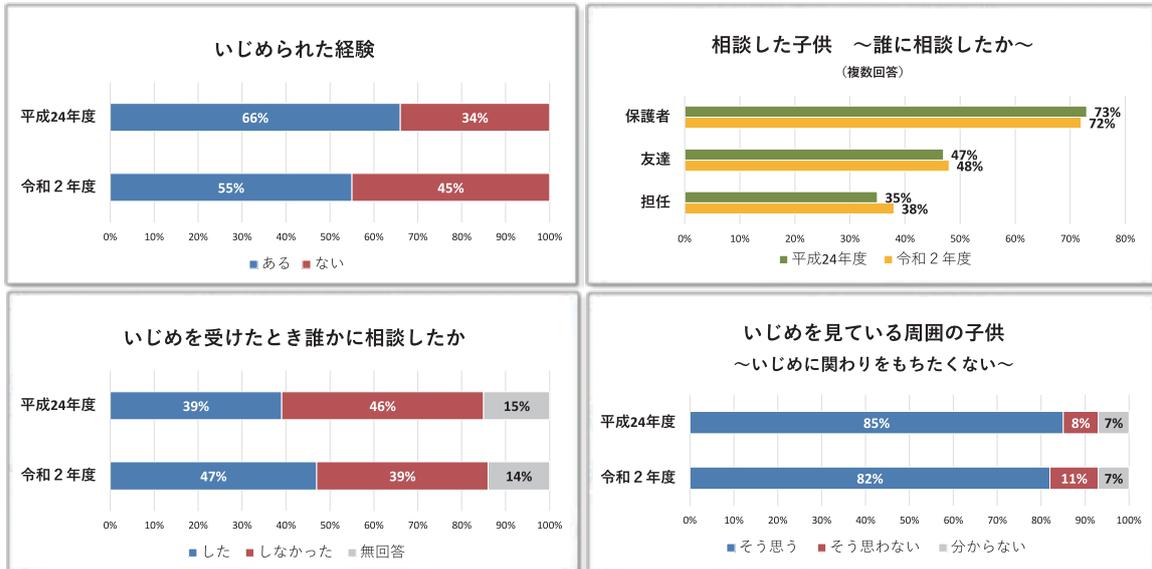
上記イにより確認された子供の気になる様子について、いじめの行為の有無にかかわらず、教職員間で、円滑に情報を共有できるようにするため、電子データや紙によるファイリング等、適切な方法で記録する。保管された記録から、次の対応を検討したり、保護者等に対して、正確に対応経過等を伝えたりできるようにする。

④ 全校で実施

(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築

現状と課題

【図表 19】 いじめを受けたときの相談の状況



平成 24・25 年度「いじめ問題に関する 9,400 人を対象としたアンケート」東京都教育委員会
令和 2 年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

【図表 20】 スクールカウンセラーの全員面接

■ 全員面接を実施している学年

対象学年のみで実施	88.9%
対象学年以外でも実施	11.1%

■ 実施時期

4月～5月中に実施	12.4%
5月～6月中に実施	26.8%
夏季休業日前までに実施	44.4%
夏季休業日後までに実施	16.4%

令和元年度「スクールカウンセラー活用事業報告」東京都教育委員会

- 【図表 19】 の調査結果から、半数以上の子供がいじめを受けた経験があり、そのうち、誰にも相談していない子供が 40% 近くいること、相談したと回答した子供の中で学級担任に相談した子供は、38% にとどまっていること、いじめに関わりをもちたくないと思っている子供が 82% に上ることなどが明らかとなった。いじめ防止対策推進法制定前の平成 24 年度と、その 8 年後の令和 2 年度を比較すると、「いじめられた経験がある」と回答する子供の割合が 11 ポイント減少するとともに、「いじめを受けたときに誰かに相談した」と回答する子供の割合が 8 ポイント増加している。
- 【図表 20】 の調査結果から、平成 26 年度から、全ての小・中・高等学校で実施しているスクールカウンセラーによる全員面接（対象：小学校 5 年生、中学校 1 年生、高等学校 1 年生）において、約 1 割の学校が、対象学年以外でも実施していることが分かる。また、8 割以上の学校が夏季休業日前までに実施している。
- 子供の間で行われるいじめを、学校が確実に把握するためには、被害の子供や周囲の子供が、できる限り早期にいじめの事実を教職員に伝えることができる環境を作ることが、極めて重要である。
- 学校は、スクールカウンセラーを含む全ての教職員による学校教育相談体制を確立していかなければならない。

具体的な取組

ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知

スクールカウンセラーからの助言等を通して、全ての教職員が教育相談の技能を身に付け、子供の悩みや不安に対して、適切に相談に応じられるようにする。そして、学校は子供や保護者に、いつでも全ての教職員が相談に応じられることを繰り返し伝える。

また、スクールカウンセラーへの相談申込みの方法を、子供たちに周知・徹底する。

さらに、相談内容については、秘密を守って対応することを伝える。特に、思春期の子供にあっては、相談したことを他の子供には知られたくないという気持ちが強いことを考慮し、日頃から「教職員への相談については秘密を守る」ことを明確にする。実際の相談内容について、教職員間で適切に情報を共有し、相談者が学校に対して不信感をもつことのないよう配慮して対応する。

上記の相談体制、方法等について、学校内に、分かりやすく掲示しておく。

【いじめ防止対策推進法】

第16条第3項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

第4項 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

① 法による義務規定

イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存

いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料の一つとするため、全ての学校で年間3回以上、子供を対象にアンケートを実施する。

具体的な実施方法や質問項目は、子供の実態（発達段階、教職員との関係、学級や学年等における人間関係、いじめに対する意識や主体的な取組の状況等）を踏まえ、学校や学年ごとに、最も効果的な方法を検討して、実施する。

都立学校においては、当該アンケートの保存期間を、**実施年度の末から3年間**（「都立学校共通事案に係る文書等保存期間表」の「その他生活指導に関する資料」に該当）とする。また、区市町村教育委員会は、当該区市町村の「文書管理規則」等に基づき、管下の学校におけるアンケートの実施後の保存期間を定める。

なお、アンケート用紙は、いじめにつながる記載が全く見られない場合でも、後日、学校がいじめを認知していたかを保護者に説明する際などに、重要な資料となり得ることから、必ず保管しておく。

⇒95ページ参照

【いじめ防止対策推進法】

第16条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

① 法による義務規定

● アンケート有効活用の視点と具体例

	アンケート有効活用の視点	具体例	留意事項
1	実施の意義と限界の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供が教職員に直接訴えられるようにする環境づくりが最も大切であることを前提としながら、あくまでもいじめ把握の手だての一つとしてアンケートを実施する。 ○ 教室で行うアンケートでは、担任には知られたくないなどの心理が働く子供もいることを、十分に理解した上で実施する。 ○ 記名式アンケートに何かを記載してきた子供がいた場合、教員は、その子供への対応に終始しがちである。むしろアンケートに書くことができずに悩んでいる子供の中に、深刻な事例があるかもしれないと捉え、全体に対する丁寧な観察を欠かさないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ アンケートの実施のみをもって、確実にいじめを把握できるものではないことを理解する。 ◆ 教職員の子供の変化等への気付きから、いじめを発見することが最も大切である。 ◆ 記載がなければ、いじめはないと考えてはならないことに留意する。
2	教職員の共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「学校いじめ対策委員会」で、アンケートの実施方法やその後の対応等について、十分に検討して、全教職員の共通理解の下に実施する。 ○ アンケートを実施した後、その結果について、「対策委員会」等で教員やスクールカウンセラーが、実態把握や対応の在り方を協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ アンケート結果に基づく対応等については、経緯及びてん末を記録し、適切に保存する。
3	子供の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小さいいじめの芽を把握するために、何がいじめに当たるのかを子供にしっかりと指導し、考えさせてからアンケートを実施する。 ○ 子供が真剣に取り組めるようにするために、発達の段階を考慮し、アンケートの趣旨について指導してから実施する。 ○ アンケートは、いじめを受けている子供を守り抜くために行うことを、実施前に子供たちに明確に伝える。 ○ アンケートに記載した場合には、学校は記載した子供の気持ちを踏まえて丁寧に対応することを、事前に伝えるなどして、子供が安心して、いじめ等の事実を記載できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ アンケートが、教員の都合で実施されているという印象を、子供に与えてはならない。アンケートを実施するに当たっての、環境づくりが大切である。
4	質問項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質問項目は、「何か困っていることはありますか。」「(困っていることがある場合は、)誰に相談したいですか。」「(相談したい相手を記入した場合には、)よかったら、連絡先(氏名等を含む)を書いてください。」などとし、子供にとって抵抗のないものに工夫する。 ○ 「友達のこと、見たり聞いたりしたことがあれば書いてください」等の項目を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ その時には書けなくても、後日、自分や友達の状態について、教職員に相談に来られるような工夫が必要である。

【アンケート実施に際しての配慮（記名式、無記名式のメリット、デメリット等）】

- 記名式と無記名式とは、それぞれに長所と短所がある。学校や学年の実態によって、方法が異なることもあり得るので、どちらがよいかを一律に論じることはできない。
- 子供からいじめの実態を聴き取ることを目的とするのであれば、無記名で実施し、教員から、「名前を書きたい場合は書いてもよい」と補足するなどの方法も考えられる。
- 子供が正直にアンケートに記載することができるようにするために、例えば、家に持ち帰って、後日封筒等に入れて提出する方法なども考えられる。

ウ スクールカウンセラーによる全員面接（小学校5年、中学校1年、高等学校1年対象）

子供が躊躇^{ちゅうちよ}することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境を作るため、いじめの認知件数が増加する傾向にある小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を対象に、年度当初に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

全員面接が効率的かつ効果的に実施されるよう、事前に子供に対してアンケートを実施し、その記載を確認しながら面接を行うなどの工夫について、学校の実態に応じて、スクールカウンセラーを含む「学校いじめ対策委員会」で実施方法を協議する。

教職員は、全員面接の事前や事後の指導を通して、子供が、いじめを含め悩みや不安がある場合に、いつでも「スクールカウンセラーに相談しよう」と思えるよう、意識の啓発を図る。

⇒104～107ページ参照

Q

限られた時間の中で、全員面接を更に意義あるものにするには、どのような工夫が考えられますか。

A

全員面接実施前に、対象の児童・生徒全体に向けて、スクールカウンセラーから自己紹介を行うとともに、直接メッセージを伝えることで、児童・生徒の「相談すること」に対する抵抗感を和らげることができます。

また、事前に学習や生活の様子、家庭環境、性格傾向、発達上の課題等について、対象学年の担任とスクールカウンセラーで情報共有することにより、面接の際のポイントが明確になり、実施効果を高めることが期待できます。

児童・生徒が抱えやすい悩みをリストアップしてアンケート等に示し、選択させることで、児童・生徒が自分から全てを説明しなくてもよいように工夫を行っている学校もあります。

全員面接をグループ形式で実施する場合も、事前アンケートの回答から意図的にグループを構成し、共通の話題の中で悩みを話しやすい雰囲気づくりを行ったり、気になる様子が見られた児童・生徒については、グループ面接後に個別で話を聞くなどの対応を行ったりすることも大切です。

Q

スクールカウンセラーによる全員面接は、平成26年度から全ての小・中・高等学校で実施していますが、どのような成果がありますか。

A

年度当初の早い段階で、児童・生徒とスクールカウンセラーとの間で、「顔の見える関係」ができることにより、いざというときに相談しやすくなる、継続的な相談につながるといったケースが多く挙がっています。また、全員面接をきっかけとして、教員とスクールカウンセラーが連携して子供の支援に当たるという体制が構築され、学校全体の教育相談体制の強化につながっているという報告も多くあります。

④ 全校で実施（特別支援学校を除く。）

エ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組

子供たちや保護者が、ほかの人に知られないように、教職員に相談できるようにするため、「いじめ相談ポスト」を設置したり、「学校いじめ相談メール」を開設したりする。

また、学校ホームページから電子メールにより相談できるようにするなど、学校ごとに多様な方法により相談の受付を的確に行う。

⑥ 各学校で工夫・改善

オ 「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用

東京都教育相談センターが設置している 24 時間対応の「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン※15」の電話番号が記載された「いじめ防止カード※16」を子供たちに配布する。その際に、教職員は、「いじめのことで悩んでいたら誰でもいつでもどこからでもここに無料で電話することができる」ことを的確に伝える。

また、同カードに記載されている『「いじめゼロ！あなたからはじめよう！」』を活用し、「いじめられそうになったら」、「もしいじめられたら」、「誰かがいじめられているのを見たら」、「あなたが誰かをいじめているとしたら」のそれぞれの場面ごとに、自分はそのように対処すればよいかを指導したり、考えさせたりする。 ⇒103ページ参照

【いじめ防止対策推進法】

第16条第2項 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

④ 全校で実施

カ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知

東京都教育委員会が区市町村教育委員会と連携して作成している「外部相談窓口の周知のためのチラシ」を、長期休業日前の年間3回、全ての子供たちに配布するとともに、配布する際には、教職員が、いじめなどの悩みや不安など学校には相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。 ⇒103ページ参照

④ 全校で実施

キ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス

コンピュータを使って行う学習を通して、平成28年度に東京都教育委員会が開発したホームページ・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」を活用して、いじめを受けたとき、見たり聞いたりしたときなどに、外部の相談機関に相談することの大切さについて指導する。

また、発達段階に応じ、携行しているスマートフォン等で、このアプリケーションから「東京都いじめ相談ホットライン」に、いつでも無料で電話が掛けられることを周知する。

⇒34・102ページ参照

⑤ 各学校で充実・推進

※15 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン 東京都教育相談センターが、年間を通じ24時間体制で、いじめに悩む子供やその保護者等からの相談に応じる専用回線。平成28年4月からフリーダイヤル化された。

※16 「いじめ防止カード」 東京都教育委員会が、毎年度、全公立学校の子供等に配布。いじめ問題の解決のために自分がどのように行動すればよいかに加え、「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」の電話番号を記載している。

(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

現状と課題

【図表 21】いじめ発見のきっかけとしての保護者、地域住民、関係機関等の役割

■ 東京都公立学校におけるいじめ発見のきっかけ (件数及びいじめの認知件数全体に対する割合)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	385 件 (0.7%)	98 件 (1.4%)	3 件 (2.0%)	0 件 (0%)	486 件 (0.8%)
地域住民からの情報	13 件 (0.02%)	5 件 (0.1%)	0 件 (0%)	0 件 (0%)	18 件 (0.03%)
学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	50 件 (0.1%)	9 件 (0.1%)	1 件 (0.7%)	0 件 (0%)	60 件 (0.1%)

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

- 【図表 21】の調査結果から、被害の子供の保護者を除くほかの子供の保護者や、地域住民、関係機関等からの訴えにより、いじめ発見につながった事例は極めて少ないことが明らかとなっている。
- 学校は、保護者、地域、警察及び福祉等の関係機関との信頼関係に基づき、多角的な視点から、いじめの実態やいじめにつながりかねない子供たちの状況等について、日常的に情報を共有できる体制を構築しておくことが重要である。
- 今後とも、学校は、保護者、地域、関係機関等の職員等に対して、いじめを含めて、子供たちの様子で気になることがあったら、どんな小さなことでも遠慮せずに学校まで通報してもらえるよう依頼していく。

【いじめ防止対策推進法】

第 8 条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第 23 条第 1 項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

具体的な取組

ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施

保護者が、いじめを含む子供の問題等について、学級担任をはじめとする様々な教職員に対して、いつでも誰にでも相談することができるよう、学校教育相談の体制を整備するとともにその旨の周知を確実に行う。

また、学級担任等による計画的な保護者面談や家庭訪問等を通して、子供が抱えるいじめや他の問題に対して、教職員と保護者との緊密な連携の下に解消を図っていくことができるよう互いの信頼関係を構築する。

【参考】 ○ 保護者向けリーフレット『『どうしたの?』一声かけてみませんか ~子供の不安や悩みに寄り添うために~』 令和2年9月 ⇒108・109ページ参照

【いじめ防止対策推進法】

第9条第4項 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

④ 全校で実施

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施

全小・中・高等学校に配置しているスクールカウンセラー、区市町村等が独自に配置している教育相談員、要請に応じて都立学校に派遣するユースソーシャルワーカー※16、区市町村教育委員会が配置しているスクールソーシャルワーカー※17等が、心理や福祉の専門家として、いじめを含む子供の問題に関する保護者からの相談に応じたり、家庭を訪問して環境改善を働き掛けたりする体制を整備する。また、年度当初の保護者会等の機会に、その役割を伝えるなどして、教員以外の人材への相談方法等について周知する。

⑤ 全校で充実・推進

ウ PTA、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報

PTA、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等が、いじめを含む子供の気になる様子を見たり聞いたりした場合には、早期に学校に通報してもらえるよう、それぞれの組織等の定期的な会合の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築く。

⑤ 全校で充実・推進

※16 ユースソーシャルワーカー 不登校、中途退学等の問題の解決に向け、子供や家庭が置かれている環境改善等を行う福祉や就労に関する専門家。都立学校からの要請に応じて派遣される。

※17 スクールソーシャルワーカー いじめ、不登校等の問題の解決に向け、子供や家庭が置かれている環境等を行う福祉に関する専門家。区市町村教育委員会が配置し、東京都教育委員会が経費の1/2を補助している。

エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）からの情報提供や通報

地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）が、いじめを含む子供の気になる様子を見たり聞いたりした場合には、速やかに学校に通報してもらえようとする。そのために、各構成員の代表が所属している「学校サポートチーム」の定期的な会議や、それぞれの定期的な会合の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するなどして連携・協力体制を築く。

⇒86・87ページ参照

⑤ 全校で充実・推進

オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供

警察・児童相談所等、子供の校外での行動、家庭での状況に関わり、問題の解決に向けて専門的に対応する関係機関には、日常的な情報共有や、「学校サポートチーム」の定期的な会議の機会に、情報の提供を依頼するなどして緊密な連携・協力体制を築く。

特に、いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、「警察と学校との相互連絡制度※18」及び「警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項※19」に基づき、直ちに情報を共有し、連携して対応することができるようにする。⇒114・115ページ参照

⑤ 全校で充実・推進

カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報

放課後における子供（関係小学生）の様子について把握するため、教職員は、児童館、学童クラブ、放課後子供教室を定期的に訪問する。そして、当該施設の職員と日常的に情報を共有し合うとともに、年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。

また、子供の活動の中で、いじめが疑われる場合は直ちに学校に連絡してもらうよう依頼する。

⑤ 全校で充実・推進（小学校のみ）

※18 警察と学校との相互連絡制度 警察と学校が連携を強化し、子供の健全育成を効果的に推進するため、相互に情報を提供する内容を定めた制度で、平成16年4月に、警視庁と東京都教育委員会が締結し、その後、所轄警察署と区市町村教育委員会が締結

※19 警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項 上記連絡制度の実効性を高めるために、警視庁と東京都教育庁が定期的な連絡会議を開催し、その時点での課題を踏まえた重点連携対策等を明確にしたもの

キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応

東京都教育委員会が関係機関と連携して実施している「学校非公式サイト等の監視※20」や法務局から、インターネットを通じて行われるいじめに関する情報の提供があり、関係する学校が、東京都教育委員会からその情報を受け取った場合は、直ちに該当すると思われる子供の状況を確認するなどしていじめの早期発見に努める。

【いじめ防止対策推進法】

第19条第2項 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

② 法による充実・推進規程

※20 学校非公式サイト等の監視 東京都教育委員会が、関係機関と連携して実施している事業で、インターネット上への不適切な書き込みやいじめ等に関わると想定される書き込みが発見された場合は、その内容について連絡を受ける制度。監視結果については、緊急に対応するものがあるもの、学校ですぐに指導する必要があるものなど、書き込み内容の緊急性に応じて、110番通報や都立学校及び区市町村教育委員会等への情報提供を行う。学校においては、この情報に基づき、子供への指導や保護者への注意喚起を行っている。

(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

現状と課題

【図表 22】いじめに対する組織的対応の状況

- 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした（東京都内全公立学校に対する「実施している」と回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
98.7%	99.0%	90.3%	95.4%	97.8%

令和元年度「ふれあい（いじめ防止強化）月間におけるいじめに関する調査」東京都教育委員会

【図表 23】いじめへの対応に関する情報共有の状況

- いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報が、定められた様式の「記録ファイル」により、パソコンの共有フォルダに保存されるなど全教職員で共有できるようになっている（東京都内全公立学校に対する「実施している」と回答した学校の割合）。

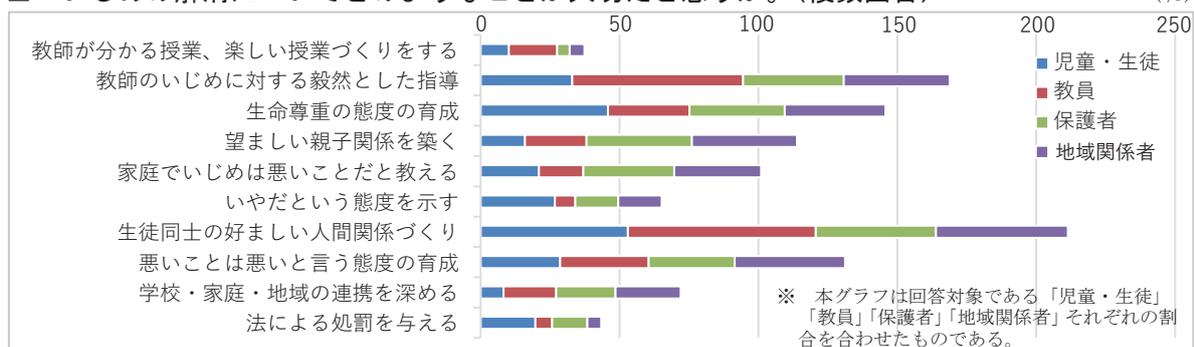
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
平成 28 年度	61.8%	73.5%	34.2%	55.6%	62.0%
令和元年度	92.4%	96.8%	76.4%	87.7%	91.8%

平成 28 年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」東京都教育委員会

令和元年度「ふれあい（いじめ防止強化）月間におけるいじめに関する調査」東京都教育委員会

【図表 24】いじめの解消に向けて大切なこと

- いじめの解消についてどのようなことが大切だと思うか。（複数回答）



令和 2 年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表 22】の調査結果からは、多くの学校で、各いじめの事案について、「学校いじめ対策委員会」が対応方針を協議していることが分かる。
- 【図表 23】の調査では、約 9 割の学校が、記録の保管と全教職員による情報共有を行っているという回答している。平成 28 年度と令和元年度を比較すると、全体として約 30 ポイント増加しており、学校の取組が推進されていることがうかがえる。
- 【図表 24】の調査では、いじめの解消に向けて大切なこととして、児童・生徒、教員、保護者、地域関係者、共通して回答した割合の一番高い項目は、「生徒同士の好ましい人間関係（子供同士がお互いを大切にしようとする）こと」である。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 3 項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 「学校いじめ対策委員会」により認知されたいじめの解決に当たっては、学級担任等が一人で抱え込んで対応することなく、学校が組織として対応することが強く求められている。
- いじめの解消に向けての対応の経過については、学校で定められた方法で記録を残し、全ての教職員が確認できるようにしておくことが大切である。

具体的な取組**ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定**

教職員から報告を受けて「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対しては、この対策委員会が具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定する。

「学校いじめ対策委員会」は、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度や、加害の子供が行ったいじめの行為の重大性等に鑑み、状況を多面的に検証しながら協議を行い、対応方針を決定する。

教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。

なお、行為の軽重や緊急性によっては、学級担任等がその場で対応したり、直接校長の指示の下に対応したりすることも想定される。その場合は、必ず事後に「学校いじめ対策委員会」に報告する。

④ 全校で実施

イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言

「学校いじめ対策委員会」の決定した方針に基づき、学級担任等が、いじめの事例について子供や保護者等に対応を行った場合は、その経過や改善の進捗状況等について、逐一「学校いじめ対策委員会」に報告し、次の対応等について助言を受ける。

報告は、状況に応じて、「学校いじめ対策委員会」の会議を招集する、パソコンの共有フォルダにデータを保存するなど、効率的な方法で行うことができるようにする。

また、「学校いじめ対策委員会」は、対応する教員の経験年数等を考慮して、きめ細かな助言を行うとともに、若手教員と学年主任と一緒に子供からの聴き取りや子供への指導に当たるなど、複数での対応に心掛ける。

特に、学級担任等が、被害の子供や加害の子供の保護者に対して、いじめの事実、学校としての対応方針、対応の経過等を伝える際には、学校への信頼が失われることなく理解と協力が得られるようにする。そのために、「学校いじめ対策委員会」が、事前に十分な助言を行うとともに、必要に応じて複数の教職員で対応を行う。

④ 全校で実施

ウ 対応記録のファイリング

いじめ問題の対応経過については、全ての事例について、「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。

被害の子供や加害の子供の保護者等に、学校としての対応経過を正確に説明できるようにする。その際の記録は、「いつ、どこで、だれが、誰に対して、どのように対応したか、子供はどのように話したか」など、いわゆる5W1Hが明確になるような様式を定める。

④ 全校で実施

エ 解消の確認

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした」、「謝罪が済んだ」、「楽しそうに会話する姿が見られるようになった」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子供への対応を終えてしまうことがあってはならない。当該の子供の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。

なお、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

【いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月14日〕）】

（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置 iii）いじめに対する措置

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

④ 全校で実施

(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例

現状と課題

【図表 25】被害の子供の相談状況

■ 学級担任に相談

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
平成 27 年度	77.5%	79.2%	69.6%	81.8%	78.2%
令和元年度	91.6%	78.1%	59.2%	97.3%	90.1%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

- 【図表 25】の調査結果から、学校が認知したいじめに関して、いじめられた子供が学級担任に相談した件数の割合は、平成 27 年度と令和元年度を比較すると、約 12 ポイント増加している。被害の子供の支援に当たっては、学級担任が果たす役割が極めて大きいことを、改めて確認することができる。
- 学校は、いじめへの解消に向けて、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度に応じて、子供の心情に寄り添い、組織的に対応することが重要である。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 3 項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 学級担任が、いじめへの対応を一人で抱え込むことのないようにするためには、「学校いじめ対策委員会」が、方針を協議、決定する。また、同委員会のメンバーが、随時学級担任に助言しながら、組織的対応を行うようにすることが欠かせない。

具体的な取組

ア 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例

イ 継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合等の対応例

ウ 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関で 1 回治療を受ける程度のけがを負った場合等の対応例

それぞれの類型に応じて、被害の子供の心情に寄り添って適切に対応し、安心して学校に通えるようになるまで、確実に支援を行う（参照：60ページ）。

保護者に対しては、たとえどんなに軽微な事例でも、被害の子供が心身の苦痛を受けたと思われる事案については、必ず連絡をし、学校としての対応方針、対応経過等を丁寧に伝える。

(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例

現状と課題

【図表 26】 加害の子供への特別な対応

■ 別室指導

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
8.7%	19.3%	36.7%	37.8%	9.9%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

- 【図表 26】の調査結果からは、加害の子供への指導に当たって、場合によっては別室指導を行っている学校があることが示されている。
- いじめの行為に対しては、加害の子供が意図せずに行った言動、衝動的に行った言動、故意で行った言動などの加害の子供の自覚性や、暴力の有無など、類型に応じて適切な指導を行い、これらの行為をやめさせることが必要である(参照: 60ページ)。
- 加害の子供の指導についても、学級担任が一人で抱え込むことのないよう、「学校いじめ対策委員会」が適切に機能することが大切である。

具体的な取組

ア 好意で行った言動に対する指導例

イ 意図せずに行った言動への指導例

ウ 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例

エ 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例

オ 故意で行った暴力を伴わない言動への指導例

カ 故意で行った暴力を伴う言動への指導例

キ いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、継続的に行われている場合等の指導例

それぞれの類型に応じて、加害の子供の行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、適切に指導する(参照: 60ページ)。

加害の子供への指導とその保護者への説明に当たっては、いじめは絶対に許されない行為であるとの認識を前提としながら、好意で行った言動や意図せずに行った言動が、結果的にいじめに該当する場合などには、一律に厳しい指導に終始することのないよう配慮する。

具体的な取組

◎ いじめの程度に応じた対応（例）

- 以下に示す対応は、あくまでも例であり、被害や加害の子供の状況、保護者の意向等に応じて、個別に判断する。
- 下記にかかわらず、事案によっては、重大性や緊急性等に配慮して、行為を確認した時点で教員が即対応し、事後に報告するなどの例外もあり得る。

□：被害の子供への対応例 ■：加害の子供への対応例

		加害の子供の行為の重大性の程度								
		低		高						
		好意で行った言動	意図せずに行った言動	衝動的に行った言動		故意で行った言動				
				暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う			
被害の子供が感じる心身の苦痛の程度	低	精神的な状況 暴力を伴う場合	一時的な不快感・落ち込み	けがなし	□ 経過観察、定期的な声掛け □ 保護者への連絡	□ 気持ちの受容、本人の良さを伝える者への連絡 ■ 人を傷つける言葉について説諭 □ 経過観察、定期的な声掛け	□ 心のケア、保護者への連絡 ■ 絶対に使っていない言葉への指導 □ 経過観察、定期的な声掛け	□ 心のケア、SCの面接、保護者への連絡 ■ 暴力は絶対に許さないことについて指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあったらすぐに相談するよう助言、保護者への連絡 ■ 経緯の聞き取り、行為への指導、保護者への連絡	□ 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあったらすぐに相談するよう助言、保護者への連絡 ■ 経緯の聞き取り、反省を促すための別室指導、保護者への連絡 □ 学校サポートチーム会議の開催
			継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置する程度のけが	□ 気持ちの受容、相手の言動の意図を説明、SCの面接 ■ 親切への評価、相手の気持ちの説明	□ 家庭訪問、保護者との連携、SCの面接 ■ 絶対に使っていない言葉への指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ 家庭訪問、保護者との連携、SCによる恐怖感の解消 ■ 怒りの対処法指導、保護者との連携	□ 家庭訪問、保護者への毎日の連絡、SCとの継続的な面接 ■ 複数の教員による指導、監督 □ 複数の教員による経過観察	□ 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 ■ 警察や児童相談所等との連携による厳しい指導 □ PTAとの連携、地域住民との連携	
			登校渋り	医療機関で1回治療する程度のけが	□ 家庭訪問、個人面談、 ■ 相手の状況に応じた親切な在り方の指導、保護者への連絡	□ SSW、家庭と子供の支援員活用 ■ 相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ SSW、家庭と子供の支援員活用 ■ 保護者との連携、外部専門家との連携	□ SSW、家庭と子供の支援員活用 ■ 医療、福祉期間等との連携	□ SSW、家庭と子供の支援員活用、医療・福祉機関等との連携 □ 学校サポートチーム会議の開催	□ 毎日の安全確保、状況確認、SSW、家庭と子供の支援員の活用 ■ 警察と連携した法令に基づく措置と厳格な指導 □ いじめ対策保護者会開催
重大事態			不登校	通院が必要ないけが	□ ■ いじめ防止対策推進法第28条及び第30条に基づく調査 □ ■ 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 □ ■ 再発防止策の策定、実施 ※ 重大事態かどうかの判断は、加害の子供の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害の子供が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害の子供や保護者の訴え等を考慮し、学校と所管教育委員会で適切に行う。					
			入院・ひきこもり	入院が必要ないけが						
			自殺企図	後遺症が残るけが						

※ SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

③ 法による必要がある場合の実施規定

(4) 重大事態につながらないようにするための対応

現状と課題

【図表 27】 重大事態につながらかねない「いじめの態様」

(東京都内全公立学校で認知されたいじめのうち、重大事態につながらかねない「態様」に該当する件数及び割合 複数回答)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	2,030 件 (3.5%)	224 件 (3.2%)	5 件 (3.4%)	1 件 (2.7%)	2,260 件 (3.5%)
金品をたかられる。	217 件 (0.4%)	46 件 (0.7%)	7 件 (4.8%)	1 件 (2.7%)	271 件 (0.4%)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	2,119 件 (3.7%)	276 件 (4.0%)	8 件 (5.4%)	0 件 (0%)	2,403 件 (3.7%)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2,497 件 (4.3%)	310 件 (4.4%)	9 件 (6.1%)	1 件 (2.7%)	2,817 件 (4.4%)

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

【図表 28】 いじめを受けている時、受けていた時にどう思ったか。

(いじめられた経験があると回答した子供たちのうち、以下の回答をした子供の割合)

学校に行きたくないと思った。	25.9%
死にたいくらいつらかった。	9.6%
眠れなかった。	7.7%
体調不良になった。	6.0%

令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表 27】 の調査結果から、認知されたいじめのうち、重大事態につながらかねないと推測される「いじめの態様」が、毎年度、一定の割合で報告されている。これらのいじめは、いずれも犯罪に該当する場合がある行為であり、決してあってはならない事案である。学校は、いじめの初期段階での発見、対応を徹底させることにより、これらの行為を起こさせないことが不可欠である。
- 【図表 28】 は、過去にいじめを受けたことがあると回答した子供たちに、当時の気持ちを探った調査の結果である。
- 上記の結果は、教職員が考えている以上に、いじめを受けた子供が、深刻な打撃を受けていることを推測させるものとなっている。加害の子供が行った行為の外形力の大きさととらわれず、被害の子供の心身の苦痛に寄り添って、いじめの解決に全力を尽くすことが求められている。
- いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識に立って、学校はいじめの早期発見、早期対応に努める。このことにより、「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項に規定される「重大事態」(参照：69 ページ)に至ることなく、いじめ問題の解決を図ることが重要である。

ア 被害の子供の安全確保と不安解消

いじめを受けている子供が、学校が対応を始めたことにより、その後は被害を受けずに済むようにする。特に、暴力を伴ういじめを受けていた場合は、授業中や休み時間に、複数の教職員が目を離さずに観察を行ったり、子供や保護者の意向を踏まえ、必要に応じて、登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。

加害の子供が、教職員がいじめへの対応を行っていると感じたことにより、暴力などの行為をエスカレートさせることもあることに留意し、被害の子供に寄り添い、教職員全体で断固として、被害の子供を守り抜く姿勢を明確にする。

また、いじめを受けたことによる心理的ストレスや不安を解消するため、保護者との共通理解の下に、スクールカウンセラーとの面談等により、心のケアを行う。

なお、暴力を伴わないいじめについては、被害の子供が感じている精神的苦痛に応じて対応を行う。その際、加害の子供の行為が、必ずしも重大性が高いとは限らないことに配慮し、加害の子供に対して、一律に厳格な指導を行うような一面的な対応に終わることのないようにする。

④ 全校で実施

イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察

暴力を伴ういじめや重大性の高いいじめについては、加害の子供に対して、いじめをやめさせ再発を防止するため、「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。

その際、状況に応じて、スクールカウンセラーが加害の子供の話の聴き、発達の課題や家庭の環境等を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、指導の充実を図る。

また、加害の子供の保護者と連携して、家庭での指導を依頼する。保護者が、自分の子供の指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。

なお、暴力を伴わない言動や重大性の低い行為に対して、被害の子供が精神的な苦痛を感じている場合は、加害の子供に、相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。

その際、加害の子供の保護者には、学校に対して不信感を生じさせないように、事前に指導方針を丁寧に説明するなどして、十分に理解を得る。

④ 全校で実施

ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応

いじめが、力の強い者から弱い者への一方的な行為に限定されないことや、過去に被害と加害の子供が逆の状況があったことなどから、被害の子供の保護者と加害の子供の保護者の思いにずれが生じ、スムーズな対応に至らないことがある。これを避けるため、学校は、子供への対応に先立って、双方の保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得る。

その際、加害の子供や保護者が、被害の子供や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような一面的な対応をしない。可能な限り、学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定することが重要である。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 5 項 学校は、当該学校の教職員が第 3 項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

① 法による義務規定

エ いじめ対策保護者会、PTA 役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼

いじめ問題の解決に向けて、保護者との連携・協力体制を築くため、早期にいじめ対策保護者会を開催し、可能な限り、学級等のいじめの現状を説明する。また、いじめの重篤化を防止するため、学級や学年の子供が保護者との話し合いを通して、いじめを自分たちの問題として受け止めることができるように依頼する。

PTA 役員や地域住民等が被害・加害の子供の保護者に働き掛けることが効果的な場合には、PTA 役員を招集したり、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）を開催したりして、協力を依頼する。

さらに、被害の子供や加害の子供に対して、専門的な支援や指導が必要な場合は、速やかに「学校サポートチーム」の臨時会議を開催し、対応策を協議する。会議の運営に当たっては、個々の子供に対して、どの機関がどのように支援したり指導したりしていくか、具体的な方策を決定できるようにする。

【参考】 ○ リーフレット「学校サポートチームによる健全育成の推進について」 令和 3 年 1 月
⇒112・113ページ参照

⑧ 必要に応じて実施・例示

オ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等

社会全体でいじめ問題の解決を図る視点から、必要に応じて、民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者など、広く地域住民と情報を共有するとともに、登下校時の子供の見守りなどを依頼する。

こうした取組を通して、子供たちが、多くの地域の大人に見守られていることを実感することにより、安心感をもって生活できるようにする。また、いじめなどの反社会的な行為をしてはいけないという意識をもてるように指導する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

カ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応

暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事例については、教職員が、所轄警察署や児童相談所等と適切に連携し、加害の子供に対して、毅然とした態度で指導を行う。 ⇒116ページ参照

特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害の子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、ためらうことなく直ちに、所轄警察署に通報し、援助を求める。

なお、学校は、日常から、いじめの行為を含めどのような行為が確認された場合に、警察や児童相談所に通報するか、基準を明確にしておき、被害が拡大する前に、適切な対応が行われるようにする。

【いじめ防止対策推進法】

第23条第6項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

③ 法による必要がある場合の実施規定

キ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等

小学校において、被害の子供や加害の子供が、児童館に通っていたり、学童クラブや放課後子供教室に在籍したりしている場合には、それぞれの組織の職員に、学校で確認したいじめの実態を伝え、該当する子供の様子を見守りを依頼する。

子供に気になる様子が見られた場合は、当該組織の職員が、声掛けをしたり、学校の教職員に報告したりして、複層的に被害の子供を守り抜く体制を構築する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、^{ひぼう}誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、^{ひぼう}誹謗中傷された子供が、その事実に気付いているか否かにかかわらず、書き込みを行った子供に対して直ちに指導を行い、被害の子供の保護者と連携して、通信の手段に応じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。

同時に、被害の子供の心のケアを行うとともに、当該の子供の意向を踏まえて、保護者と十分に連携しながら、加害の子供との関わりの修復等を支援する。

特に、SNSを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合は、グループの子供全員に対して、不適切な通信内容について指導するとともに、被害の子供の精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。

【いじめ防止対策推進法】

第19条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

第3項 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

① 法による義務規定

● インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点と具体例

- 以下の示す視点には、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の視点が、包括されている。

	インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点	具体例	留意事項
1	インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解	○ インターネットを通じて行われるコミュニケーションは、情報モラルが身に付いていないと、いじめの気持ちがなくとも、いじめになってしまうことがあることに留意する。	◆ インターネットを通じたいじめは、広がるスピードが速いこと、24時間発生すること、広がりがあることなどの特徴があることを理解させる。
2	インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解	○ かつては、いじめが家の中で発生するということとはなかったが、インターネットによって、学校が休みの日や、夜までいじめが起り得ることに留意する。 ○ SNS等は、仲間同士で通信しているため、いじめが行われていても、大人はなかなか見抜けなない。子供は、仲間を失いたくないという意識が強いので、大人に相談することは難しい現実があることを理解して対応する。	◆ SNS等によるいじめは、いじめている側が、あまり悪いことをしていると思っていないことが問題であり、周囲に気を遣ってやむを得ず参加している子供に思いが至らないことが多いことを理解させる。
3	情報モラルの指導	○ 今後、子供たちが、一人一台端末を用いてインターネットを積極的に活用することを踏まえ、インターネット等のメリットやデメリットについて、早いうちから指導していくとともに、保護者への啓発を図る。 ○ 子供が、被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルについて、できるだけ早くから指導していく。使わせないという指導ではなく、適切な活用法を指導する。 ○ SNS等でのコミュニケーションも日常生活と同様に、向こう側に人がいることを意識させることが重要であり、人の嫌がることを言ったり書いたりしないこと、自分が書いた内容について、迷惑に感じたり、嫌な思いをする人がいないか考えてから相手に送ることなど、自分の言葉に責任をもたせる指導を徹底する。	◆ 発達段階に応じて、小学校低学年段階から高等学校段階に至るまで、計画的に情報モラルに関する指導を行う。

(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

現状と課題

【図表 29】 いじめられた子供への特別な対応

- 当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した件数の割合
(東京都公立学校で認知されたいじめの件数全体に対する該当する件数の割合)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
0.8%	3.0%	10.2%	2.7%	1.0%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

- 【図表 29】の調査結果からは、いじめられた子供に対して学校が教育委員会と連携して対応した事案は、一部にとどまっていることが分かる。
- いじめ防止対策推進法では、学校において、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、事実確認を行うとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられている。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 1 項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

第 2 項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- また、上記により報告を受けた教育委員会は、学校に対して、必要な支援を行った、必要な措置を講ずることを指示したり、必要な調査を行うことが規定されている。

【いじめ防止対策推進法】

第 24 条 学校の設置者は、前条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

- いじめには、様々な態様や類型があることから、必ずしも教育委員会と連携して対応した件数が多いことを求めるものではない。しかしながら、いじめ防止対策推進法の趣旨の一つは、学校、教育委員会、地方公共団体の長による重層的な責任体制を構築することにある。これを踏まえ、学校は、教育委員会と緊密な連携により、いじめ問題の解決を図ろうとする意識をもつことが大切である。

ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

いじめ防止対策推進法では、学校において、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実を確認するとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられている。

学校は、所管教育委員会が定めた様式や方法に従い、いじめの発生を迅速に報告しなければならない。

一方で、「いじめ」の定義は、極めて広範であることから、子供の日常の中で生じる全てのいじめについて、詳細な実態や対応経過を報告していくことは、現実的に困難であると推測される。報告のための文書作成に時間がとられることにより、軽微ないじめの認知を妨げるようなことがあっては本末転倒である。

学校と教育委員会との間で、いじめの重大性や緊急性の度合いに応じて、例えば、件数のみを表に記入して報告する様式と、個人名を含めたいじめの状況や対応経過を報告する様式とを使い分けるなどの工夫もあり得る。

学校として、どんな軽微ないじめも見逃さずに認知し対応することと、必要に応じて、教育委員会に支援を求めることができるよう適切に報告することを、両立させることが大切である。

① 法による義務規定

イ 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援

学校は、被害の子供の受けた心身の苦痛の状況、加害の子供の行為の重大性、いじめに至ったと思われる背景、それぞれの保護者の認識等に鑑み、教育委員会に助言を求めたり、心理職、スクールソーシャルワーカー等福祉分野の専門家、指導主事等の派遣による支援を要請したりして、いじめの被害が深刻化することを防止する。

また、所管教育委員会からも、学校に対し、人材の派遣等について積極的に指導・助言を行う。

③ 法による必要がある場合の実施規定

(1) 重大事態発生の判断

現状と課題

- 学校の組織的対応にもかかわらず、重大事態に至ってしまう事例が起こり得る。重大事態の発生が確認された時点で、「いじめ防止対策推進法」の規定により、当該事態の対処に係る責任は、学校のみならず、所管教育委員会や地方公共団体の長にまで及ぶことを十分に理解することが必要である。特に、学校の管理職は、迅速かつ正確に、事態発生の経緯を教育委員会に報告しなければならない。
- そのためには、全ての教職員が、日頃から、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解していることが求められる。その上で、万が一、重大事態が発生した場合には、教職員が一丸となって、事実を明らかにしようとする意識を共有するとともに、問題解決のために全力を尽くして対処に当たることが必要である。

【いじめ防止対策推進法】

- 第 28 条第 1 項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定〔最終改定平成 29 年 3 月 14 日〕）】

一 に該当する事案について

- 例えば ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

一・二 に共通すること

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

ア 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解

年間3回以上実施するいじめに関する校内研修のうち、**1回以上**、全教職員で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。

法第28条第1項の第1号に規定する「心身又は財産への重大な被害」については、下記に示す事例を参考に、いじめの行為に係る外形力の大きさや重大性の程度のみならず、いじめの行為を受けたことにより生じた被害の子供の具体的な状況に加えて、精神的苦痛の大きさ（不登校の状況を含む。）に鑑み、適切に判断する。

同第2号に規定するいわゆる「不登校重大事態」については、少しでもいじめが疑われる状況があって不登校に至った場合は、要因がほかにも考えられるとしても、重大事態の発生と捉えることが必要である。

また、子供や保護者から申立てがあった場合は、必ず重大事態が発生したものととして、報告・調査に当たることを、共通理解しておく。

調査の結果、いじめに該当する行為が確認されないこともあり得るが、調査をしないうちから、「いじめの重大事態ではない」などの結論を出すことは絶対にあってはならない。

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成29年3月】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 自殺を企図したが軽傷で済んだ。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。 ○ 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。 ○ 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。 ○ スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。 ○ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

① 法による義務規定

イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生時の判断

重大事態に係る対応は、学校の設置者である教育委員会と学校の密接な連携・協力の下に行う必要がある。このことから、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷う時などは、教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。

その際、校長は、これまで確認されている事実経過等の詳細について、教育委員会に情報を提供する。

① 法による義務規定

ウ 重大事態発生の報告

重大事態の発生が確認された場合、学校は、いじめ防止対策推進法第30条第1項の規定に基づき、電話等で、直ちに所管教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

その上で、数日以内に改めて、文書にて、教育委員会教育長宛てに、重大事態発生の経緯を報告する（この時点では、いじめの有無等について確認できていなくてもよい）。

この報告書の作成に当たって、所管教育委員会は、事前に管下の学校に対して、様式を示しておき、学校は、同様式に従って作成するものとする。その際、いわゆる5W1Hを明確にして事実のみを簡潔に記載し、推測や主観を記載しない（被害の子供の保護者等に開示することが想定される文書であることを念頭に置く）。

なお、当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、重大事態の発生を報告するとともに、速やかに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する（教育長から教育委員への報告、地方公共団体の長への報告の在り方については、第一報と文書報告の2段階で行うなど、地方公共団体ごとに、基準を定めておくことが望ましい）。

【いじめ防止対策推進法】

第30条第1項 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

① 法による義務規定

(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

現状と課題

- いじめ防止対策推進法の第1条には、いじめが、「被害の子供の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える」おそれがあるものという認識に立ち、「児童等の尊厳を保持する」ために、いじめ防止の対策を推進することが、この法律の目的であると示されている。

【いじめ防止対策推進法】

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

- 学校や教育委員会は、同法第2条に規定される「いじめ」の定義のうち、重大事態に相当するようないじめについては、被害の子供の尊厳の保持という極めて大きな責務を担って、問題解決に導くことが求められていると理解しなければならない。
- 被害の生徒の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで、徹底した支援を行う必要がある。特に、精神的な被害は、その実態がほかの人からは把握しにくいことに留意し、「楽しそうに見える」、「元気になった」、「困難を乗り越えて、前より仲良くなった」など、表面的な状況で安易に回復したと判断することを避けなければならない。

具体的な取組

ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援

被害の子供が二度といじめを受けることのないよう、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。

校長は、教育委員会の助言を得ながら、子供の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安解消のために、組織的な支援を行う。

学校の指導により、加害の子供によるいじめの行為は行われなくなったとしても、被害の子供の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは継続的な支援を続ける。

④ 全校で実施

イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明

重大事態への対処に当たっては、「いじめ防止対策推進法」に基づく調査（参照：79 ページ）の結果等の情報について、被害の子供の保護者に提供することが規定されている。学校は、この結果に加えて、当該の子供が安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策について、保護者に説明したり意見を聴取したりして、理解を得るとともに、そうした対応の結果、どのように状況が改善されたかを、定期的に報告することが不可欠である。

④ 全校で実施

ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援

子供が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。

財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて、学校又は教育委員会と加害の子供及びその保護者とが十分に協議し、適切にその回復がなされるよう努める。

精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

⑧ 必要に応じて実施・例示

エ 教育支援センター等と連携した支援

不登校に至った子供に対しては、いじめの解消を図ることはもとより、学校復帰のための支援、学力を身に付けさせるための支援、将来の自立に向けた社会性を身に付けさせるための支援等、子供の実態に応じて長期的な視野に立った総合的な支援を行う。

その際、当面学校に通うことが困難な状況等が見られる場合には、早期に、各区市町村教育委員会が設置している教育支援センター※21 等と連携して上記の支援の実現を目指す。

⑧ 必要に応じて実施・例示

※21 教育支援センター 不登校の小・中学生の学校復帰を支援するため、区市町村教育委員会が、学校外に設置している施設。多くの施設では、教科学習、体験活動、自立に向けた対人スキルの習得などに関する指導を行っている。

(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

現状と課題

- 加害の生徒に対しては、いじめは絶対に許されないことのみならず、被害の子供の精神的な苦痛が十分に理解できるよう指導し、二度と同様の行為を行わないよう反省させる必要がある。ただし、重大事態に係る被害の子供の精神的苦痛は、必ずしも加害の子供の行為の重大性にかかわらず生じることもあるため、個々の事例の問題点を明らかにした上で、加害の子供の人権等に配慮した指導を行うことが大切である。
- また、指導に当たっては、形式的な謝罪のみに終わらせることなく、いじめを行った背景を踏まえて、外部人材や関係機関の協力を得て、自分の行為を振り返ることができるようにする。とりわけ、イライラの解消、高ぶる感情の抑制、適切な人間関係づくりなどの方策については、十分に指導や支援を行っていくことが求められる。

具体的な取組

ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導

複数の教員で適切に役割分担をしながら、加害の子供の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、再び同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。

子供が、自分の行為を反省する態度を示すなどした場合には、どのように行動すれば、学校のみんが安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えさせ、自己の目標を決めるなどして実践できるよう指導する。

④ 全校で実施

イ 保護者への説明や協力関係の構築

加害の子供に対する指導や構成に向けての支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得る。

被害の保護者と加害の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりすることなどが想定される場合には、校長は、所管教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるよう調整を図る。

また、加害の子供の保護者が子育てに悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じるなどして、学校と保護者の信頼関係の構築に努める。

② 法による充実・推進規程

ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援

加害の子供の行為の背景には、例えば加害の子供が過去に深刻ないじめを受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もあることから、必要に応じて、教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、更生のための支援を行う。

⑧ 必要に応じて実施・例示

エ 別室での学習の実施

加害の子供に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、被害の子供等が安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、加害の子供を、被害の子供が学習する教室以外の教室等で学習させる。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 5 項 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

③ 法による必要がある場合の実施規定

オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援

加害の子供の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。

また、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害生徒に対して、今後も生命、身体、財産の被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。

そのほか、加害の子供の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、更生への支援を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 6 項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

③ 法による必要がある場合の実施規定

力 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

加害の子供への指導を継続的に行っているにもかかわらず、被害の子供や周囲の子供の学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長による訓告※22等の懲戒※23を加える。

また、所管教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを繰り返す場合は、加害の子供（小・中学校段階）の保護者に対して出席停止※24を命ずるなど、被害の子供や周囲の子供が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。

なお、こうした措置を講ずる場合には、被害の子供の学習環境の確保と加害の子供の更生への支援の両面から、必要最低限の措置で効果を上げられるよう、計画的に実施する必要がある。特に、加害の子供の学習権が保障されるよう、家庭の状況等を含めた当該の子供の実態を考慮して、適切な指導や支援を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第 25 条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

第 26 条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

③ 法による必要がある場合の実施規定

※22 訓告 学校教育法第 11 条に規定された「懲戒」の種類の一つとして、同法施行規則に示されているもの。子供の問題行動等の反省を促し更生を図ることなどを目的として、校長が、子供に対して行う言葉による戒めの処分

※23 懲戒 学校教育法第 11 条には「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、（中略）児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる」と規定されており、同法施行規則で、懲戒の種類として、「退学」「停学」「訓告」等が示されている。このうち、学齢児童（義務教育段階）には、「停学」を行うことはできない。

※24 出席停止 学校教育法第 35 条に基づき、性行不良で、他の子供の教育の妨げになる子供の保護者に対して、所管教育委員会が命じる措置。当該教育委員会は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付する。

(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

現状と課題

- 重大事態に該当するようないじめが発生した場合は、周囲の子供を通して、多くの保護者がその事実を知ることが少なくない。学校は、被害の子供の保護者の理解を得て、同じ学年や学級の保護者やPTA役員等に、事実経過や学校の対応方針等を説明し、必要に応じて、問題解決に向けた協力依頼をすることが大切である。
- 重大事態が、被害の子供と加害の子供の関係にとどまらず、学校全体の問題に発展して、他の子供や保護者に不安を生じさせるような状況に至った場合は、学校は、地域や関係機関等の専門的な立場から助言や協力を受けるなどして、問題を根本から解決させる取組を強力に推進していく必要がある。

具体的な取組

ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決

加害の子供が集団で暴行を加えたなど、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害の子供が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合などには、所管教育委員会との連携の下に、いじめ対策緊急保護者会等を開催し、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状についての的確に説明する。

また、必要に応じて、問題の解決や事態の收拾のため、保護者やPTA役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協働体制を確立する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決

前記アのような状況が発生した場合は、併せて「学校サポートチーム」の緊急会議を招集し、地域住民や、警察、福祉等の関係機関にも協力を依頼し、地域社会が一体となって、問題の解決に当たる体制を確立する。

⇒112・113ページ参照

⑧ 必要に応じて実施・例示

ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決

いじめ問題に関して、学校だけでは解決困難な状況が発生した場合には、所管教育委員会を通して、東京都教育相談センターが組織する「いじめ等の問題解決支援チーム※25」の訪問を依頼する。校長は、複数の専門家から、問題の解決に向けた助言を受ける。

また、子供の精神的動揺が想定される緊急事態等が発生した場合には、同センターに対して、心理職である「専門家アドバイザースタッフ※26」の派遣を要請し、必要な子供に対して心のケアを行い、二次被害等の発生を防止する。 ⇒86・87ページ参照

⑧ 必要に応じて実施・例示

※25 いじめ等の問題解決支援チーム 東京都教育相談センター内に設置され、保護者の理解が得られないなど、学校だけでは解決が困難ないじめの事例について、要請に応じて、弁護士等の複数の専門家がチームを組んで、学校を訪問し、校長等に助言する。(いじめ以外の問題にも広く対応)

※26 専門家アドバイザースタッフ 東京都教育相談センターが、緊急支援として子供の命に関わる事故後に、学校全体の子供への心のケア等を行うために要請に応じて、心理職が学校を訪問し、面接等を実施する。

(5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

現状と課題

- いじめ防止対策推進法で定められた「重大事態への対処」は、「重層的な責任体制」を体现するための中核をなす規定となっている。この規定では、発生した重大事態について、学校又は教育委員会が組織的に事実解明のための調査を行い、その結果を地方公共団体の長に報告することが義務付けられている。また、報告を受けた地方公共団体の長は、調査結果について再調査を行うことができることも定められている。
- 学校及び所管教育委員会は、全ての重大事態について、詳細かつ正確に調査を行い、明らかとなった事実を地方公共団体の長に報告しなければならない。
- この調査の目的は、子供が受けた被害の解消と、同種の事態の再発防止である。調査の中で、学校としてのいじめ防止の取組を検証し、課題を明らかにするとともに、それらの課題を解決すべき方策を示すことが求められる。また、その方策を、「学校いじめ防止基本方針」の改訂に反映させ、被害の子供が安心して学校生活を送ることができる環境を再構築していかなければならない。
- 調査の結果、いじめがあったとの事実が確認されなかった場合などでも、遡及的に重大事態に該当しない案件となるわけではないことに留意する。

具体的な取組

ア 調査組織の決定と調査の実施

所管教育委員会は、いじめ防止対策推進法に規定された調査を開始するに当たり、当該教育委員会における組織で調査を行うか、学校における組織で調査を行うかを決定する。

教育委員会における組織で調査を行う場合は、各自治体の条例や規則等により常設された「いじめ問題対策委員会」等の組織を活用することが一般的である。学校は、子供からの聴き取りの日程の調整や聴き取りを行う子供の保護者への事前説明など、同委員会による調査に全面的に協力する。

学校における組織で調査を行う場合は、「学校いじめ対策委員会」を活用することが一般的だが、事例ごとに必要に応じて、委員会の委員以外の教職員、保護者代表、地域住民代表、関係機関の職員等を加えるなどして、組織のメンバーを確定させる。

いずれの組織で調査を行う場合でも、いじめの存否に係る事実認定等が必要とされるときは、弁護士や警察OB等外部の専門家に、情報の分析を依頼することも検討する。

なお、学校による調査を開始した後に、明らかになってきた事実や学校が置かれている状況の変化等に伴い、学校による調査から教育委員会による調査に切り替えて、引き続き調査を行うことなども考えられる。

① 法による義務規定

イ 「不登校重大事態」における調査

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項 2 号に該当するいわゆる「不登校重大事態」についての調査の実施に当たっては、平成 28 年 3 月に文部科学省が示した「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、被害の子供の学校復帰と再発防止を目的として、当該の子供が欠席し始めた時点で、他の子供への聴き取り等、調査の準備を開始する。

① 法による義務規定

ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供

調査により明らかとなった事実関係（いつ、誰から、どのようにいじめが行われ、学校がどのように対応したかなど）について、適時・適切な方法で、被害の子供やその保護者に説明する。

これらの情報提供に当たっては、他の子供のプライバシーの保護等に配慮しつつも、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。

調査終了時における説明では、被害の子供やその保護者から、調査結果に対して理解を得られるよう努める。

【いじめ防止対策推進法】

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① 法による義務規定

エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告

重大事態に係る調査結果の報告については、学校の組織による調査の場合は、文書をもって、校長（調査組織の代表が校長でない場合は当該代表）から、所管教育委員会教育長に報告する。

この報告書の作成に当たって、教育委員会は、事前に管下の学校に対して、様式を示しておき、学校は、同様式に従って作成するものとする。ただし、事例ごとに、子供からの聴き取り記録などを添付するなど、確認された事実関係が明確になるよう工夫する。

なお、当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、調査結果を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する。

① 法による義務規定

オ 地方公共団体の長による再調査への協力

いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定により、地方公共団体の長が、学校又は教育委員会の組織による調査結果について再調査を行うこととなったとき、学校及び教育委員会は、再調査の実施に全面的に協力する。

【いじめ防止対策推進法】

第 30 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

第 3 項 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

① 法による義務規定

1 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の推進状況の把握と検証

- 学校が、いじめ防止等の対策を確実に推進し、子供たちが心豊かに安全で安心な学校生活を送れるようにするためには、常に緊張感をもって自校の取組を点検し、不断の検証を行うことが不可欠である。
- 東京都教育委員会は、いじめの認知件数と「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の推進状況を把握するために、毎年度、6月と11月のふれあい（いじめ防止強化）月間において、いじめに関する調査を実施し、学校における取組の課題を明らかにし、改善策を示していく。
⇒88～91ページ参照
- また、これに併せて、東京都教育委員会は、学校が組織的にいじめ問題の解決に取り組み、成果を上げた事例を収集し、その取組が多くで多くの学校で共有されるよう情報発信をしていく。
- こうした年度ごとの取組の検証を通して、全ての公立学校の教職員が、対応力や指導力を高め、自信をもっていじめ問題に対峙できるようにする。

2 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」改訂のスケジュール

- この「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」は、東京都いじめ防止対策推進条例第11条に基づき設置された「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」からの答申を踏まえて、東京都教育委員会が策定したものである。
- 条例の規定では、第4期の委員会の委員の任期は、令和2年8月1日から令和4年7月31日までとなっている。また、その後設置予定の第5期の委員会の委員の任期は、令和4年8月1日から令和6年7月31日までとなる予定である。
- これらを踏まえ、以下のスケジュールで、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の改訂を行う。



第 2 部

資 料

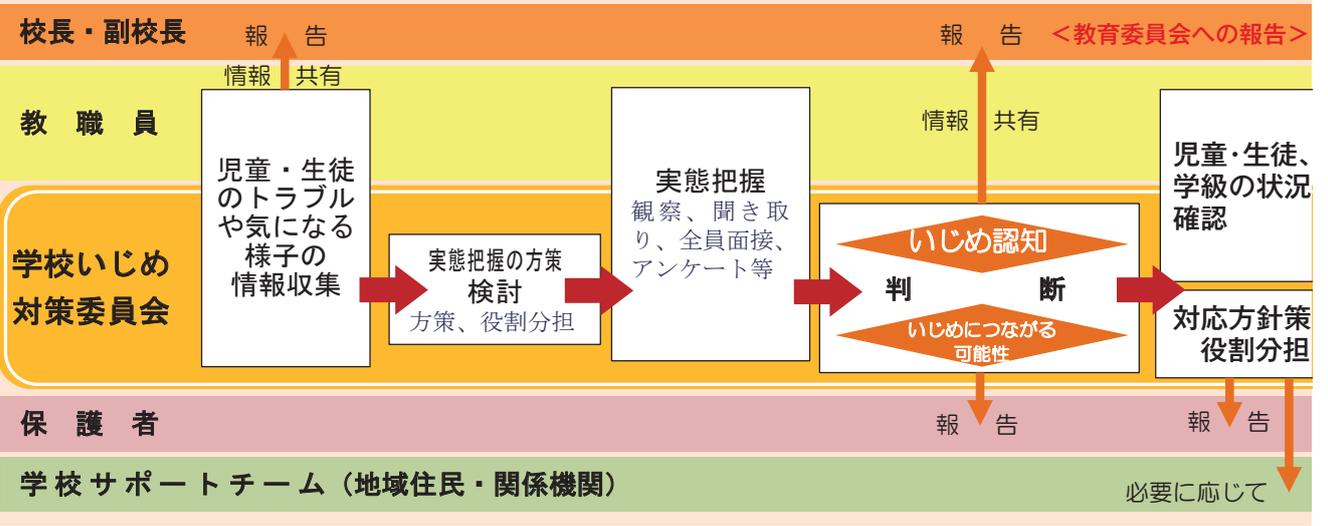
子供が安心して生活できる学級・学校づくり

○魅力ある授業の実施 ○学級経

4月	5月	6月	7月	8月	9月
【ポイント3】相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す					
スクールカウンセラーによる全員面接 (小5・中1・高1) 計画・実施・結果確認・情報共有 ※学校の実態に応じて終了時期決定					スクールカウ (7月までに)
	いじめに関 する授業① 計画、実施	児童・生徒向け アンケート① 集約、確認、共有	不安や悩みを抱 えたときに相談 することの大切 さを伝える指導		
	SOSの出し方 に関する教育 計画、実施		相談窓口 一覧配布①		
【ポイント1】軽微ないじめも見逃さない【ポイント2】教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む					
校内研修① 計画、実施	下巻「教員研修プ ログラム」を活用	教職員向け チェックリスト①		校内研修② 計画、実施	
	学校サポートチーム 定例会議① 計画、実施、連携	ふれあい月間 状況把握、取組改善		学校サポートチーム 定例会議② 計画、実施、連携	下巻「保護者プ グラム」を活用
保護者会で 取組周知① 組織説明、協力依頼	学校便りで 取組周知①	下巻「地域プロ グラム」を活用			保護者会で 取組周知② 進捗状況、協力依

未然防止・早期発見の取組

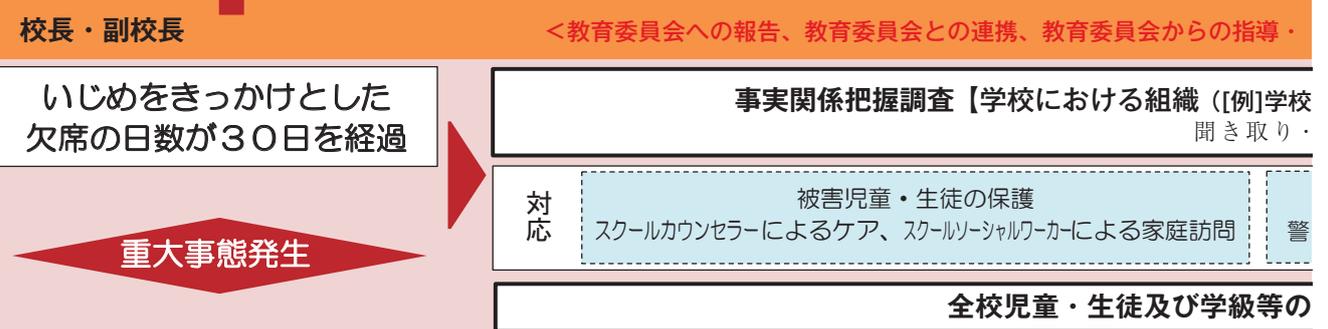
4月から3月まで年間を



早期対応の取組



重大事態への対応



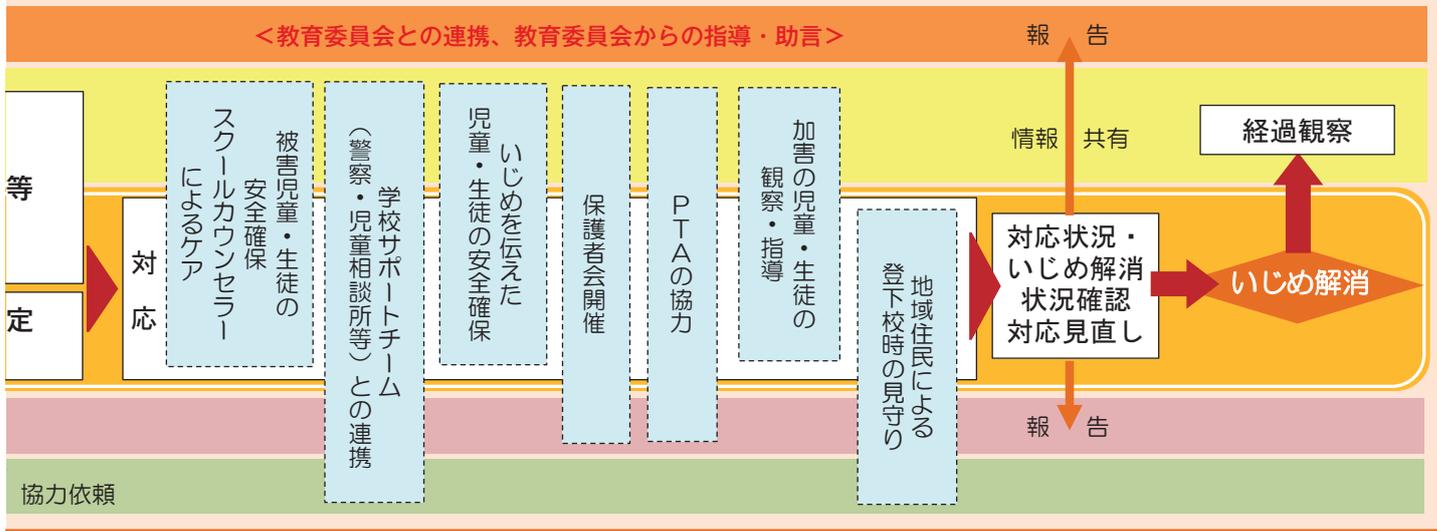
※ 「いじめ防止対策推進法」第28条では、重大事態を「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「相当の期間学校前掲の「相当の期間」について、「年間30日を目安とする」と補足している。これらを踏まえ、本資料では、いじめをきっかけとした欠席の日数が

1 学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応

営・生活指導の充実 ○自己肯定感・自尊感情の育成 ○教職員と児童・生徒の信頼関係の構築 等

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【ポイント4】子供たちが自身が、いじめについて考え行動できるようにする						
セラーによる全員面接 (終了できない場合)						
いじめに関する授業② 計画、実施 下巻「学習プログラム」を活用	児童・生徒向けアンケート② 集約、確認、共有	不安や悩みを抱えたときに相談することの大切さを伝える指導 相談窓口一覧配布②	いじめに関する授業③ 計画、実施	児童・生徒向けアンケート③ 集約、確認、共有	不安や悩みを抱えたときに相談することの大切さを伝える指導 相談窓口一覧配布③	
【ポイント5】保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 【ポイント6】社会全体の力を結集し、いじめに対峙する						
口 類	教職員向けチェックリスト② ふれあい月間状況把握、取組改善	校内研修③ 計画、実施	学校サポートチーム 定例会議③ 計画、実施、連携 「ふれあい月間『学校シート』の活用」リーフレットを活用	教職員向けチェックリスト③ 学校評価 計画、実施、検証	学校いじめ防止基本方針改訂及び次年度年間取組計画策定 保護者会で取組周知③ 実態報告、意見聴取	
		学校便りで取組周知②				

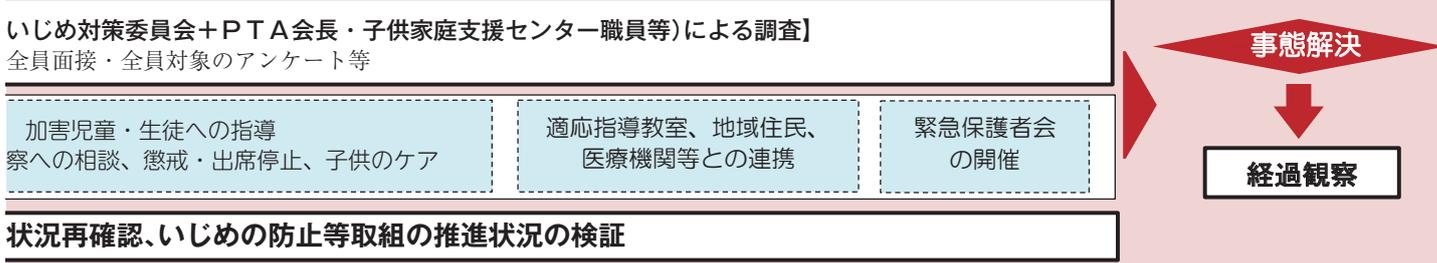
通じて、事例ごとに迅速に対応



教育委員会に調査結果の報告 → 知事又は区市町村長に調査結果の報告

※ 知事又は区市町村長が必要と認めた場合の再調査、議会への再調査結果報告

助言による対応



状況を再確認、いじめの防止等取組の推進状況の検証

を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定めている。また、「いじめの防止のための基本的な方針（文部科学省）」では、30日を経過した時点で、重大事態の発生と認めた場合の対応事例を示した。

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

(2) いじめ防止の取組の推進における 学校、家庭、地域、関係機関等の役割



学校（全教職員）

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない
＜教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知＞

ポイント4 子供たち
＜日常の授業＞

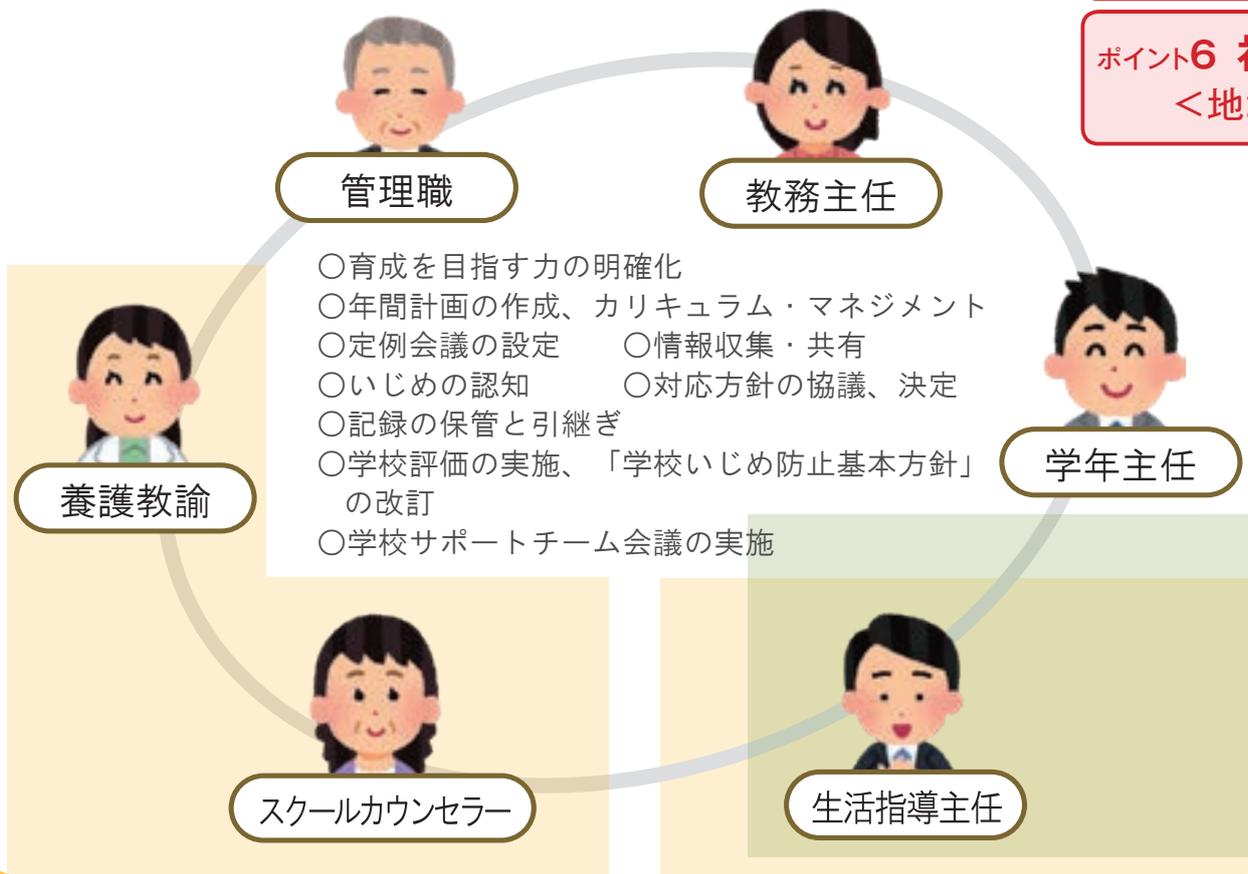
ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む
＜「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応＞

ポイント5 保護者
＜保護者と＞

学校いじめ対策委員会（全公立学校に設置）

ポイント3 相談し
＜学校・家＞

ポイント6 社会全
＜地域、関＞



○教育相談推進計画の作成、運営
○児童・生徒の状況の把握
○心のケア、カウンセリング
○支援計画の作成、進行管理 等

教育相談・特別支援教育部会

○生活指導推進計画の作成、運営
○自己指導能力の育成に向けたカリキュラム・マネジメント
○問題行動への対応・指導 等

生活指導部会

いじめ防止の取組を推進するためには、学校、児童生徒、家庭、地域、関係機関等が同じ目的を見据え、協働して、それぞれの役割を果たすことが大切です。



児童・生徒

自身が、いじめについて考え行動できるようにする
から、話し合い等を通して多様性等を認め合う態度を育成>

の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
の日常からの信頼関係に基づく取組の推進>

やすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
庭・地域の連携による教育相談体制の充実>

体の力を結集し、いじめに対峙する
関係機関等との日常からの連携>

警察署

相談機関

地方法務局

児童相談所

医療機関

就労支援機関

子ども家庭支援センター

自治体福祉関係部署

NPO・民間支援機関

学校サポートチーム（全公立学校に設置）

問題行動等の未然防止、早期解決を図るために学校、家庭、地域、関係機関が一体となり、対応



スクールソーシャルワーカー



保護者代表



地域住民



児童相談所職員



警察職員

教育委員会等

- いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処に関する指導・助言
- 学校等だけでは抱えきれない事態への対応
- 法28条1項に規定する重大事態に係る報告

- 地域の状況に応じた施策の策定、実施



知事・区市町村長



いじめ防止対策をより実効的なものにするために

ふれあい月間「学校シート」の活用

いじめ防止対策をより実効的なものにするには、「PDCAサイクルによる評価・改善」が大変重要です。「学校シート」を活用して、全教職員で自校の課題や改善策を明確にし、「学校いじめ防止基本方針」の改訂・共通理解につなげましょう。

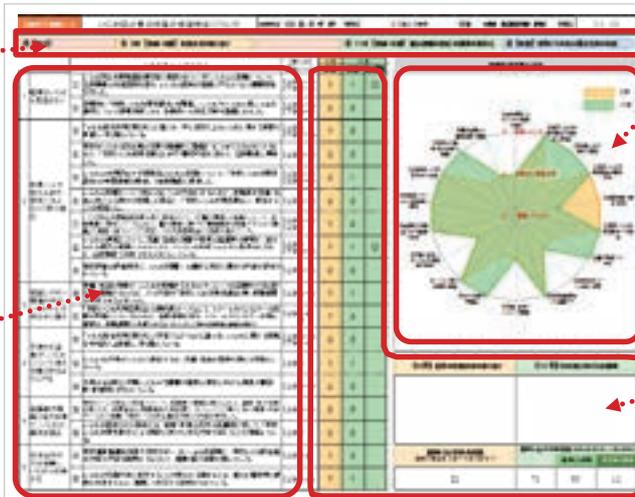
ふれあい月間「学校シート」活用のポイント

① PDCAサイクルによる評価・改善

年間を通して実行する中で、6月と11月に2回、評価・改善を行います。自校の課題や改善策を明確にした上で、学校いじめ防止基本方針の改訂を行います。

② 18のチェックリスト

都内公立学校が必ず実施するいじめ防止対策を18の項目に整理しました。「いじめ総合対策【第2次】」の参照ページを見れば、より実効的な取組にするためのヒントが得られます。



③ 取組状況の見える化

6月、11月時点の学校の取組状況が自動的に見える化されます。取組が一層推進された項目や不十分な点が明確になり、自校の現状や課題を教職員等で把握・共有することができます。

④ 振り返りの機会の設定

6月と11月に「取組状況の見える化」と「いじめの認知状況」から、自校の取組を振り返ります。11月には、重点課題と改善策を明確にし、学校いじめ防止基本方針の改訂につなげます。

⑤ 保護者、地域、関係機関の理解促進・共通理解

「学校シート」を学校だよりやホームページに掲載したり、学校サポートチーム会議における意見交換のための資料にしたりすることで、保護者や地域、関係機関等の理解促進や効果的な連携の推進につながります。

校内研修等の内容例

1 ねらい

- 自校のいじめ防止等の対策の課題について考える。
- 自校の基本方針の改訂点を理解するとともに、その実現に向けた自身の具体的な取組について考える。

2 研修の流れ（15分間×2回）

※教職員のみならず、学校サポートチーム会議等で実施しても効果的です。

	活動	留意点
年度末	①自校の現状と在るべき姿を確認する	○学校シート（現状）と学校いじめ防止基本方針（在るべき姿）を比較し、その差について、感じたことを話し合う。
	②自校のいじめ防止等の対策の課題について考える	○自校のいじめ防止等の対策の課題について考える。裏面①の枠に、自身の考えを書き、話し合う。
○学校いじめ対策委員会が全教職員の意見を参考に、学校いじめ防止基本方針の改訂案を作成・提案する。 ○学校いじめ防止基本方針を教育課程や年間指導計画等に反映させる。		
年度当初	①学校いじめ防止基本方針の改訂点の内容とその意義を理解する	○学校いじめ対策委員会が、学校いじめ防止基本方針の改訂点等を説明する。 ○全教職員が、自校の基本方針の改訂点やその意義を保護者等に分かりやすく説明できることを目指す。
	②改訂点の実現に向けた自身の取組を考える。	○いつ、どの場で、誰に対して、何を、どのように実行するか、自身の具体的な取組について考え、裏面④の枠に書く。

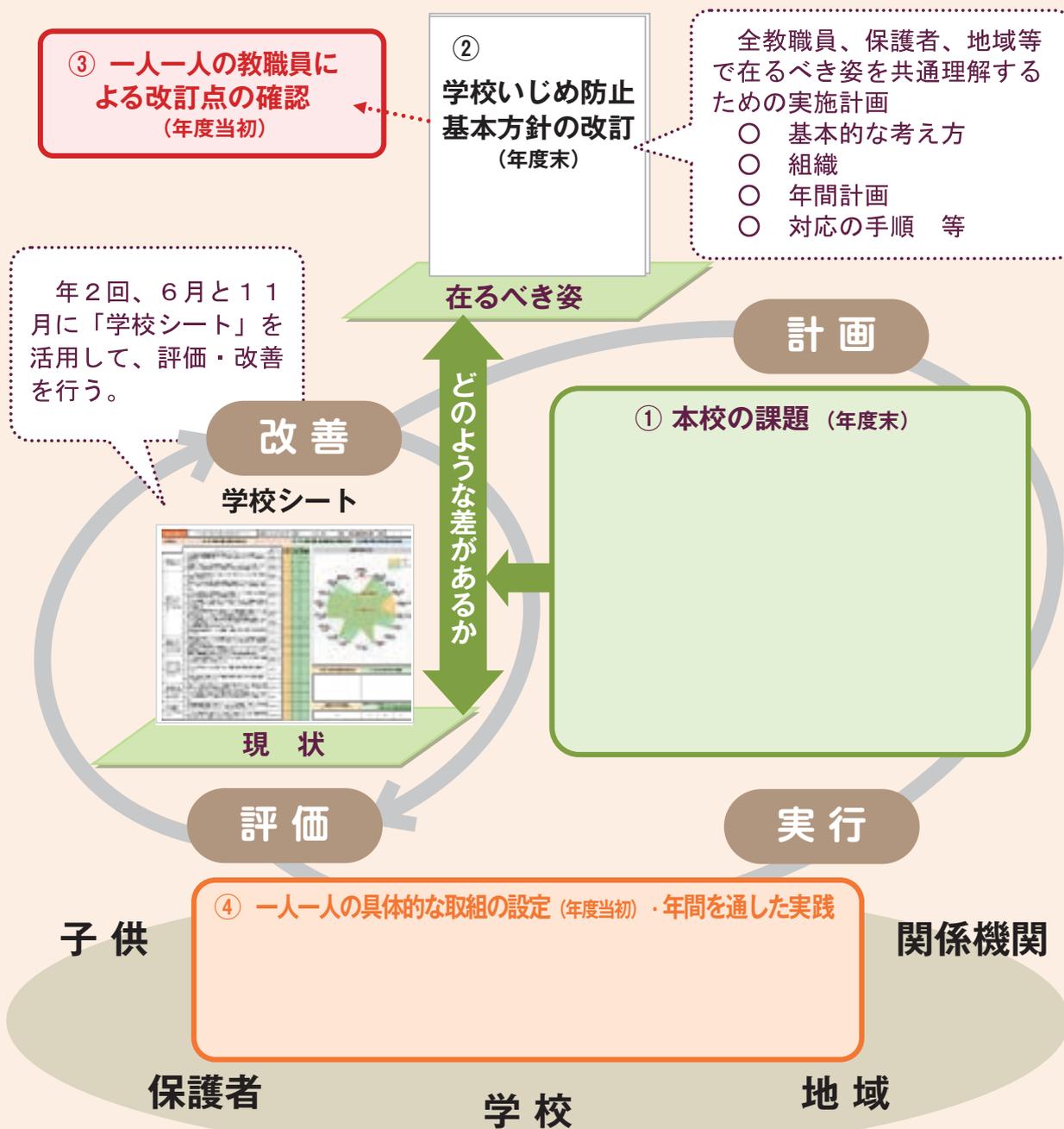
研修等で活用できる
ワークシート

いじめ防止対策をより実効的なものにする
ために、何ができるか、共に考えましょう。



課題と改善策の明確化 → 学校いじめ防止基本方針の改訂 → 共通理解

- * それを読めば、個々の教職員は自分が今、何をすべきかが分かるもの
- * それを読めば、保護者や地域は、何を協力すればよいか分かるもの
- * それを読めば、学校が児童・生徒をどのように育てようとしているかが分かるもの

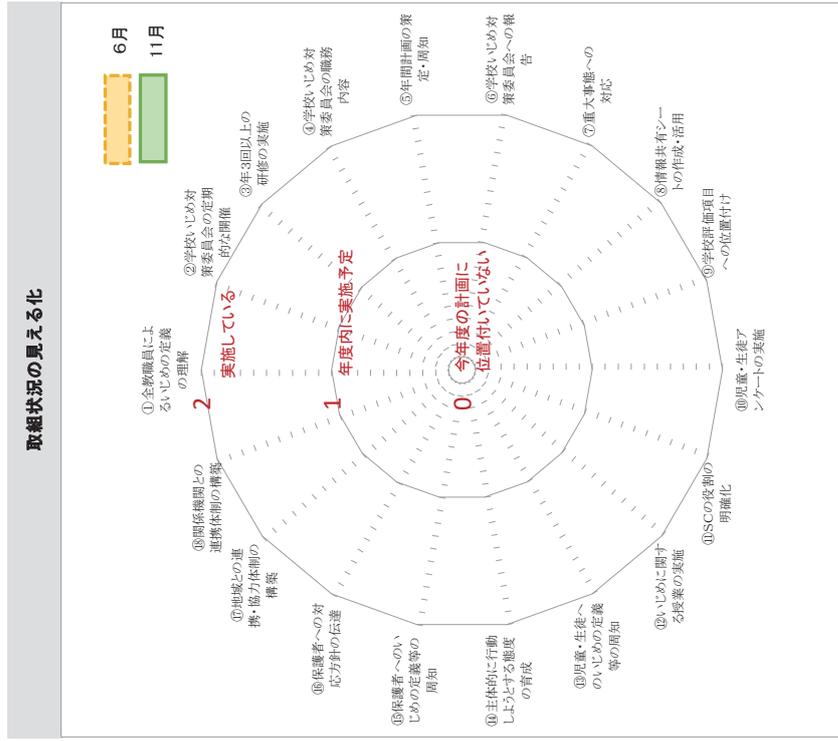


○ふれあい月間「教職員シート」

<p>組織的対応</p> <p>アンケート、チェックリスト例</p> <p>教育相談</p> <p>SNS東京ルール</p> <p>地域、関係機関との連携</p> <p>法、条例、規則等</p>	<p>〇〇立〇〇学校 (全日制・定時制・通信制)</p> <p>学校名</p>	<p>〇〇 〇〇</p> <p>氏名</p>	<p>〇〇 〇〇</p> <p>職階</p>	<p>③ 11月【評価・改善】重点課題の取組状況の振り返り</p>	<p>④【計画】学校いじめ防止基本方針の改訂</p>	
<p>①【実行】</p>	<p>② 6月【評価・改善】取組状況の振り返り</p>	<p>18のチェックリスト</p>				
<p>1</p> <p>軽微ないじめも見逃さない</p>	<p>①</p>	<p>【上】P38 【下】P72～73</p>	<p>6月 評価</p>	<p>11月 評価</p>	<p>取組状況の見える化</p>	
<p>2</p> <p>教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む</p>	<p>②</p>	<p>【上】P56 【下】P74～77</p>	<p>6月 評価</p>	<p>11月 評価</p>		
<p>3</p> <p>相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す</p>	<p>③</p>	<p>【上】P27 【下】P86～87</p>	<p>6月 評価</p>	<p>11月 評価</p>		
<p>4</p> <p>子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする</p>	<p>④</p>	<p>【上】P47～48 【上】P30 【上】P47～50</p>	<p>6月 評価</p>	<p>11月 評価</p>		
<p>5</p> <p>保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る</p>	<p>⑤</p>	<p>【上】P29 【下】P6～67</p>	<p>6月 評価</p>	<p>11月 評価</p>		
<p>6</p> <p>社会全体の力を結集し、いじめに対峙する</p>	<p>⑥</p>	<p>【上】P21.32 【上】P36 【上】P63 【上】P36 【上】P52～54 【下】P80～81 【上】P64.75</p>	<p>6月 評価</p>	<p>11月 評価</p>		
<p>【6月】自身のいじめ防止等の対策 取組状況の振り返り</p> <p>○成果</p> <p>●課題</p>						<p>【11月】上記の課題解決に向けて、自身で取り組む具体的な改善策</p>

○ふれあい月間「学校シート」

学校シート	いじめ防止等の対策の取組状況について	〇〇立〇〇学校 (全日朝・定時朝・通信朝)	校種	校長名	〇〇 〇〇
①【実行】	② 6月【評価・改善】取組状況の振り返り	東京都・〇〇(区・市・町・村)	③ 11月【評価・改善】重点課題の設定・改善策の具体化	④【計画】学校いじめ防止基本方針の改訂	



項目	18の子エックリスト		【第2次・一部改定】該当ページ	
	6月	11月	評価	重点課題
1 軽微ないじめも見逃さない				
2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む				
3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す				
4 子供たちが自身がいじめについて考え行動できるようにする				
5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る				
6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する				

【6月】 自校の取組状況の振り返り	【11月】 次年度に向けた改善策
認知したいじめの件数 (令和3年4月1日～令和3年6月30日まで)	認知したいじめの件数 (令和3年4月1日～令和3年11月30日まで)
0件	0件
解消した件数	対応中の件数

2 教指企第 2 3 7 号
令和 2 年 5 月 22 日

都立学校長 殿

教育庁指導部指導企画課長
小寺 康裕
(公印省略)

学校の教育活動再開後及び令和 2 年度の健全育成に係る取組について (通知)

このことについて、長期にわたる学校の休業により、学校再開後においても様々な不安やストレスを抱える児童・生徒や、保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じる児童・生徒の増加が見込まれます。

については、下記のとおり、各学校の状況に応じて、いじめ防止や不登校施策、自殺予防等、健全育成に係る取組が適切に行われるよう、お願いします。

また、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から別添写しのとおり、令和 2 年 5 月 14 日付事務連絡「児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等について」により通知がありましたので、御連絡します。

記

1 学校の教育活動再開後に実施する取組について

(1) 支援が必要な児童・生徒の発見に向けた取組

支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、以下参考資料等を活用し、学校再開後すぐに、全ての児童・生徒のストレス度を把握する(別紙 1 参照)とともに、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするための取組(別紙 2 参照)を行う。

その上で、子供の気になる様子について教職員間で情報を共有するとともに、都立高校等においては、必要な児童・生徒から、スクールカウンセラーによる面接を実施する。また、必要に応じて、ユースソーシャルワーカー等による支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

【参考資料】

ア 児童・生徒向けアンケート例 (別紙 1)

イ 教職員向けチェックリスト (別紙 2)

(2) 感染症に関連する偏見や差別、いじめを生まないための指導の徹底

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力している人々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

具体的には、臨時休業明け当初に、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、別紙 3 の「講話例」等を参考に、校長等が講話を行う機会を設ける。その際、全校放送等で講話を行うなど、感染症対策を十分に講じる。

また、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止に向けた指導を継続的に行う。

(3) 学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒に、別紙 4 「相談窓口一覧」を配布し、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や 24 時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう伝える。さらに、学校だより等により、保護者や地域に対して、学校再開後の家庭における児童・生徒の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

2 令和2年度末までの健全育成に係る取組について

(1) いじめアンケートの実施

新型コロナウイルス感染症に起因するいじめが、中・長期的に発生する恐れがあることから、いじめアンケートを、従来と同様、年3回以上実施する。なお、1(1)で実施するアンケートは、そのうちの1回とする。

(2) いじめに関する授業及び研修

従来、いじめに関する授業及び研修を年3回以上実施することとしているが、令和2年度においては、学校の状況に応じて、それぞれ年2回以上実施する。

(3) スクールカウンセラーによる全員面接

従来、小学校第5学年、中学校第1学年、高等学校第1学年を対象として、「原則として、年度始めから夏季休業前までを目途として実施する」としているが、令和2年度においては、期日を設けず、必要な児童・生徒から実施するなど学校の実態に応じて実施する。なお、全員面接支援スタッフの追加派遣が必要な場合は、別途、手続きを行う。

(4) SOSの出し方に関する教育の実施

「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信用できる大人に相談することの大切さ」について、校長講話、学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などの機会を捉えて全ての児童・生徒に折に触れて指導する。

(5) ふれあい(いじめ防止強化)月間の実施

6月のふれあい(いじめ防止強化)月間は中止とし、11月のみ行うこととする。各学校は、年間を通して、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動、不登校等の未然防止、早期発見・早期対応等に向けた具体的な取組を行う。

(6) 児童虐待防止に向けた取組

校内研修会等で、児童虐待防止研修セットを活用することにより、児童・生徒を虐待から守り、早期発見、通告義務等について全教職員の理解を深める。

(7) セーフティ教室の実施

例年、児童・生徒の健全育成の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会の連携による非行防止・犯罪被害防止教育を推進するため、保護者・地域住民の参加のもと、セーフティ教室を実施しているが、令和2年度については、年間を通じて様々な場面で非行防止・犯罪被害防止について指導を行うなど、学校の実態に応じて工夫して実施する。

3 その他

参考として、「学校の臨時休業に伴う令和2年度の健全育成に係る年間計画例」を送付しますので、適宜御活用ください。

【生活指導担当】

教育庁指導部 主任指導主事 千葉かおり
電話 03-5320-6888

【不登校施策担当】

教育庁指導部 主任指導主事 勝山 朗
指導企画課統括指導主事 小鍛治誠一
電話 03-5320-6889

【人権教育担当】

教育庁指導部 主任指導主事 志村 安
指導企画課統括指導主事 小野 憲明
電話 03-5320-6837
ファクシミリ 03-5388-1733

(1)教職員向けチェックリスト例

1 表情・態度

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 笑顔がなく、沈んでいる。 | <input type="checkbox"/> ぼんやりとしていることが多い。 |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。 | <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。 |
| <input type="checkbox"/> 表情がさえず、ふさぎこんで元気がない。 | <input type="checkbox"/> 周りの様子を気にし、おどおどとしている。 |
| <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい。 | <input type="checkbox"/> いつも一人ぼっちである。 |

2 身体・服装

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 身体に原因が不明の傷などがある。 | <input type="checkbox"/> けがの原因を聞いても曖昧に答える。 |
| <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、活気がない。 | <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。 |
| <input type="checkbox"/> 寝不足等で顔がむくんでいる。 | <input type="checkbox"/> ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。 |
| <input type="checkbox"/> シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。 | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡が付いている。 |

3 持ち物・金銭

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 鞆や筆箱等が隠される。 | <input type="checkbox"/> ノートや教科書に落書きがある。 |
| <input type="checkbox"/> 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。 | <input type="checkbox"/> 作品や掲示物にいたずらされる。 |
| <input type="checkbox"/> 鞆や靴が隠されたり、いたずらされたりする。 | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている。 |

4 言葉・言動

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。 | <input type="checkbox"/> 他の子供から言葉掛けをされない。 |
| <input type="checkbox"/> 一人でいたり、泣いていたりする。 | <input type="checkbox"/> 教室に遅れて入ってくる。 |
| <input type="checkbox"/> 忘れ物が急に多くなる。 | <input type="checkbox"/> いつも人の嫌がる仕事をしている。 |
| <input type="checkbox"/> すぐに保健室に行きたがる。 | <input type="checkbox"/> 職員室や保健室の前でうろうろしている。 |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に校庭に出たがらない。 | <input type="checkbox"/> 家から金品を持ち出す。 |
| <input type="checkbox"/> 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・SNS等の着信をチェックしたりしている。 | |

5 遊び・友人関係

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 遊びの中に入っていない。 | <input type="checkbox"/> 笑われたり冷やかされたりする。 |
| <input type="checkbox"/> 友達から不快に思う呼び方をされる。 | <input type="checkbox"/> グループでの作業の仲間に入っていない。 |
| <input type="checkbox"/> 特定のグループと常に行動を共にしている。 | <input type="checkbox"/> よくけんかをする。 |
| <input type="checkbox"/> 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。 | |
| <input type="checkbox"/> 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 | |
| <input type="checkbox"/> 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている。 | |

6 教職員との関係

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 教職員と視線を合わせない。 | <input type="checkbox"/> 教職員との会話を避ける。 |
| <input type="checkbox"/> 教職員と関わろうとせず、避ける。 | |

(2) 児童・生徒向けアンケート質問項目例

年 組

〇月から今日までのことで、当てはまる方に〇を付けてください。(学校でのことや、学校以外のことなど、全ての時間を含みます。)

いじめの発見と自殺予防の視点を
合わせたアンケートになっている。

1 自分のことについて

気になること、心配なこと、悩みごとなどについて		ある	ない
1	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいることがある。		
2	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいることがある。		
3	その他のこと、気になることや悩んでいることがある。		
4	学校に行きたくないと思う。		
5	生きているのがつらいと思う。		

いじめに関することについて		ある	ない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。		
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。		
5	お金をたかられたり、おごらされたりする。		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。		
9	服を脱がされたり、恥ずかしいことをさせられたりする。		
10	その他の嫌なことをされる。		

2 周りの人のことについて(1回でもあったら「いる」に〇を付けてください。)

気になること、心配なこと、悩みごとなどについて		いる	いない
1	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
2	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
3	あくまでも例である。どのような形式がよいか、学校、学年等の実態を踏まえ、「学		
4	校いじめ対策委員会」が十分に協議して決定する。これは無記名式の例である。		
5	生きているのがつらいと言っている人がいる。		

いじめに関することについて		いる	いない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする人がいる。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする人がいる。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする人がいる。		
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする人がいる。		
5	「自分のことについて」と項目を合わせるにより、結果について比較、突合して確認することができる。		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする人がいる。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする人がいる。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる人がいる。		
9	服を脱がされたり、恥ずかしいことをされたりする人がいる。		
10	その他の嫌なことをされる人がいる。		

3 気になることや心配なことを3行以上書いてください。

(書くことがない人は、将来の夢を書いてください。)

自由記述は、子供が記載する時間差を生み、「あの子は何か書いている。」と悟られることにつながる。時間差をなくすため、全員が何かを書くようにする。

4 相談したいことがある場合は、ここに出席番号を書いてください。

点線で谷折りにして提出してください。

(3) 生活意識調査例

◇参考資料:「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方(平成22年6月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)」p. 18~21

学校生活や友人関係に関するアンケート

問1 あなたの今の気持ちについて、いくつか質問します。「よく当てはまる」から「全然当てはまらない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よく当てはまる	どちらかといえば当てはまる	当てはまらないあまり	全然当てはまらない
ア 学校が楽しい				
イ みんなで何かをするのは楽しい				
ウ 次の学年も今のクラスでいたい				
エ 授業がよく分かる				
オ 自分の顔やスタイルが好きである				
カ スポーツや音楽など、自慢できるものがある				

問2 あなたの最近の体や心の様子について、いくつか質問します。「よく当てはまる」から「全然当てはまらない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よく当てはまる	どちらかといえば当てはまる	当てはまらないあまり	全然当てはまらない
ア 体がだるい				
イなんとなく、心配だ				
ウ いらいらする				
エ 元気がでない				
オ 疲れやすい				
カ 寂しい				
キ 不機嫌で、怒りっぽい				
ク あまりがんばれない				
ケ 頭痛がする				
コ 気持ちが沈んでいる				
サ 誰かに、怒りをぶつきたい				
シ 勉強が手につかない				

問3 あなたは今の学年になってから、今日までに、次に書いてあるようなことが、どのくらいありましたか。「よくあった」から「まったくなかった」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よくあった	どちらかといえ ばあった	あまり なかった	まったく なかった
ア 先生が、よく理由を聞いてくれずに、怒った				
イ 勉強の事で、友達にからかわれたり、ばかにされたりした				
ウ 授業中、分からない問題をあてられた				
エ 家の人、勉強のことをうるさく言った				
オ 先生が、相手にしてくれなかった				
カ 顔やスタイルの事で、友達にからかわれたり、ばかにされたりした				
キ 授業が、よく分からなかった				
ク 家の人、友達や生活の事をうるさく言った				
ケ 先生が、えこひいきをした				
コ 自分のした事で、友達から悪口を言われた				
サ テストの点が、思ったより悪かった				
シ 家族の期待は、大きすぎると思った				

問4 あなたは、あなたのまわりの人たちが、どのくらいあなたの助けになってくれると思いますか。「そう思う」から「そうは思わない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

		そう思う	どちらかといえ ばそう思う	あまり そうは思わない	そうは思わない
ア あなたに元気がないと、すぐに気付いて励ましてくれる	家族				
	先生				
	友達				
イ あなたが、悩みや不満を言っても、嫌な顔をしないで聞いてくれる	家族				
	先生				
	友達				
ウ 普段から、あなたの気持ちを、よく分かってほしい	家族				
	先生				
	友達				

(3) 生活意識調査例

皆さんは、学校の友達の誰かから、意地悪をされたり、嫌な思いをさせられたりすることがあると思います。

そうした意地悪や嫌なことを、みんなからされたり、何度もされたりすると、そうした人はどうしてよいか分からずにとても苦しい思いをしたり、みんなの前で恥ずかしい目にあわされて辛い思いをしたりします。

これから皆さんに質問するのは、そうした意地悪や嫌なことを、無理やりされた時のことや、反対に弱い友達にあなたがした時のこと、あなたが友達がされているのを見た時のことについてです。

問5 意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かから、次のようなことをどのくらいされましたか。「1週間に何度も」から「全然されなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	一週間に何度も	一週間に1回〜5回	月に2〜3回	今までに1〜2回	全然されなかった
ア 仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした					
イ からかわれたり、悪口やおどし文句、嫌な事を言われたりした					
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり、蹴られたりした					
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした					
オ お金や物をとられたり、壊されたりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌な事をされた					

問6 あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かに、次のようなことをどのくらいしましたか。「1週間に何度も」から「全然しなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ〇を付けてください。意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。

	一週間に何度も	一週間に1回くらい	月に2〜3回	今までに1〜2回	全然しなかった
ア 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした					
イ からかったり、悪口やおどし文句、嫌なことを言ったりした					
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした					
エ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした					
オ お金やものをとったり、壊したりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌なことをした					

問7 あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かが、次のようなことされているのをどのくらい見ましたか。「1週間に何度も」から「全然しなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ〇を付けてください。意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。

	一週間に何度も	一週間に1回くらい	月に2〜3回	今までに1〜2回	全然しなかった
ア 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした					
イ からかったり、悪口やおどし文句、嫌なことを言ったりした					
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした					
エ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした					
オ お金やものをとったり、壊したりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌なことをした					

「SOSの出し方に関する教育」の推進

「SOSの出し方に関する教育」とは、「子供が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育です。

「SOSの出し方に関する教育」の位置付け

平成 29 年 7 月に閣議決定された自殺総合対策大綱には、「自殺対策に資する教育」として次の3つが示されており、「SOSの出し方に関する教育」はその1つです。

自殺対策に資する教育

命の大切さを
実感できる教育

様々な困難・ストレスへの対処
方法を身に付けるための教育
(SOSの出し方に関する教育)

心の健康の保持
に係る教育

「SOSの出し方に関する教育」の推進

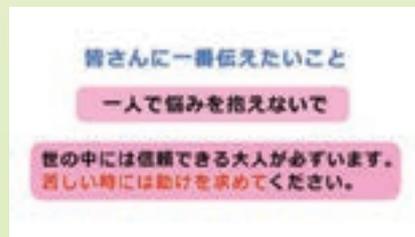
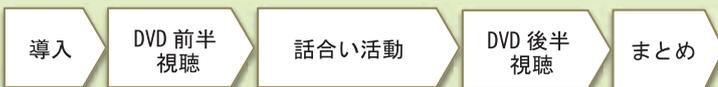
コンセプト **身近にいる信頼できる大人に相談しよう**

① DVD教材等を活用した「SOSの出し方に関する教育」

学級活動（ホームルーム活動）、保健体育（保健分野）等の学習と関連させ、各学校のいずれかの学年で年間1単位時間以上実施します。例）小学校6年間の中で1単位時間以上

- 発達の段階に応じて活用できるよう、初等編、中等編、高等編に分かれています。
- 視聴時間は、それぞれ20分程度です。
- 学習指導案やワークシート等も収録されています。

【DVD教材を活用した授業の流れ】



DVD教材の画面例

② 全ての子供たちを対象とした「SOSの出し方に関する教育」

子供が不安や悩みを抱えたときに助けを求めること等の指導は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などに、全ての子供を対象に毎年度繰り返し実施します。

平成 30年 4月 東京都教育庁指導部

「子供のSOSを受け止め、支援する力」の向上のために

子供が安心して相談できるようにするためには、日常から、一人一人の教職員が「子供のSOSを受け止め、支援する力」を高める必要があります。

以下に、校内研修等の内容例を示します。

校内研修等の内容例

1 ねらい

- 「SOSの出し方に関する教育」のねらいを理解する。
- 児童・生徒から相談を受けたときの受け止め方について考えを深め、日常の教育活動の中で実践できるようにする。

2 研修の流れ（15分間）

活動	留意点
①「SOSの出し方に関する教育」のねらいを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ○本書100ページを活用し、「SOSの出し方に関する教育」のねらいを確認する。 ○子供にとって、SOSを出しにくい実情があること、子供が安心して相談できるようにするためには、子供の不安や悩みに対して、全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制が大切であることを押さえる。
②子供から相談を受ける場面を想起し、受け止め方について考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○子供から相談を受ける場면을提示する。（例：下巻99ページ） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（場面例 生徒Aは、バレーボール部に所属し、積極的に活動していたが、同じチームの生徒Bたちのミスを厳しく指摘することが多く、次第に仲間から疎まれ、無視されるようになった。</p> <p>【課題】生徒Aがあなた（教員）に相談してきたら、どのような言葉掛けをしますか。 （生徒Aを取り巻く状況の詳細を知らないとします。）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○どのような言葉掛けをするか個人で考える。 ○二人一組で子供役と先生役になり、相談する場面をロールプレイする。相談を受けた先生役は、受け止める言葉掛けをする。 ○役を入れ替え、同じようにロールプレイする。 ○子供役は先生役から掛けられた言葉を聞いてどう感じたか、互いに伝え合う。
③子供のSOSを受け止め、支援するために大切なことについて共通理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ○下に示した「SOSを受け止めるときの言葉例」を参考にして、効果的な言葉掛けを確認する。 ○子供が安心して相談できるようにするために大切なことは何かを考え、共有する。 <p>例）・最後まで丁寧に話をよく聞くこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの視点に立った日常からの関わり ・必ず力になることを伝え、悩みの解消に向けて組織で支援すること

【参考】SOSを受け止めるときの言葉例

気になる様子が見られたときの言葉例	相手の思いを受け止めるときの言葉例	場合によっては好ましくない言葉例
<ul style="list-style-type: none"> ・どうしましたか？ ・どうしたの？何かつらそうだけど ・なんか元気ないけど大丈夫？ ・何か悩んでいる？よかったら話して ・何か力になれることはない？ ・何か悩み事があるんじゃない？ ・もしよかったら、心配なことを話してくださいませんか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・つらかったですね ・大変でしたね ・よく耐えてきましたね ・今までよく頑張ってきましたね ・よく話してくれましたね ・あなたのことが心配 ・力になりたい ・私にできることはある？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・頑張り ・逃げてはだめだ ・そのうちどうにかなるよ ・そんなこと考えちゃだめ <p>※相談しても受け止めてもらえなかったと感じる場合があります。</p>



「考えよう!いじめ・SNS@Tokyo」は子供がいじめやSNSの使い方について考えることができるようにするための教材です。東京都教育委員会ホームページに掲載されています。

■ ねらい

子供がいじめ等を受けたときや、見たり聞いたりしたときなどにどのように対処すればよいのかを考えるとともに、相談することの大切さについて理解できるようにする。

■ 活用方法

(1) 授業における活用

ア 教室でストーリーを読ませる。(タブレット等で個別に読ませる。教室で一斉に見る)

イ 自分を見つめ直す。

- ・「主人公へのアドバイスを考えよう」というテーマで話し合う。
- ・ワークシートに、感じたことを自らの経験と結び付けて記入する。 など

ウ 他の情報モラル教材を活用し、考えを広げたり、深めたりする。

エ 発表して共有する。

(2) 授業外における活用

ア 集会などにおいて、「もしも悩んでいるなら、あの時紹介したストーリーをもう一度見てごらん。」と声掛けをする。

イ 長期休業日前において、「親の許可を得てアプリを入れておこう。ストーリーはいつか役に立つよ。」と声掛けをする。

■ 漫画形式の教材の内容

子供が大人にいじめを相談することや、SNSのトラブルについて考える10のストーリーが掲載されています。

相手の今を思うと...



身近な人が新型コロナウイルスに感染した際、どのように接したらよいか考える女子生徒の話

まるでウイルスみたいに...



新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや偏見、差別によって苦しむ男子生徒の話

グループから外されそうになって...



SNS上で仲間外れにされている女子生徒の話

これ以上いじめたくなくて...



集団暴力に加担しているが、エスカレートしていくことに不安を感じている男子生徒の話

無視されたり悪口を言われたりし続けて...



知らぬ間にいじめの対象になって女子生徒の話

いじめられている友人がかわいそうで...



いじめられている友人を助きたい男子生徒の話

匿名(とくめい)でつぶやいていたら...



匿名での投稿の悪口がクラスの友達にばれていづらくなった男子の話

■ アプリ教材の内容

子供が困ったときに対処する方法や、いじめなどについて考えるスマートフォン向けアプリを掲載しています。



いじめや、SNSについて9つのストーリーを通して考えるアプリです。



簡単なストレスチェックができるアプリです。東京都いじめ相談ホットラインに電話をかけることができます。

(3) いじめ防止カード等

あなたの心配 LINE で相談
相談はっとLINE@東京

中学生限定 教育相談
 17時から22時まで毎日
 (受付は21時30分まで)

▼「反だち登録」していただくと、以下の相談もできます▼

ネット・スマホで困ったら…
 生きるのがつらいと感じたら…

15時から21時まで日祝日を除く日
 (受付は20時30分まで)

17時から22時まで毎日
 ※9月と3月は15時から22時まで
 (受付は21時30分まで)

0012-0051 日曜・月曜 無料相談
03-366-4152

LINE@東京
 @sodan_tokyo

東京都教育相談センター
<https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/>

いじめ、学校生活、家族・友人関係などの相談
教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン

対象者：都内在住・在籍の幼児から高校生・高校生相当の年齢までの方、その保護者・親族及び教員

24時間受付
0120-53-8288

都内からおかけください。

学校問題解決サポートセンター
 公立学校で学校や区市町村教育委員会等に相談しても解決しない問題について、保護者からの御相談を受け付けております。

保護者対象 **03-3360-4195**
 (9:00～17:00、土日祝日、年末年始を除く)

警視庁 ヤング・テレホン・コーナー (24時間受付) **03-3580-4970**
 東京都児童相談センター よいこに電話相談 **03-3366-4152**
 (平日9:00～21:00 土・日・祝日9:00～17:00)

みんなでいっしょに！「いじめゼロ」宣言！
 いじめはゼロにゆるぎありません！
 いじめのことではなやんだら、だれでも、いつでも、どこでも「東京都いじめ相談ホットライン」に電話してください。かならず力になります。

「いじめゼロ」！あなたからはじめよう！

- いじめられそうになったら
 - その場からはなれよう。
 - あいつの目を見ながら「やめて」と言って立ちさよう。
 - あんなに痛しよに行こう。
- もしもいじめられたら
 - いじめから守ってくれる大人(家や学校の先生、スクールカウンセラー)にそうだしよう。
 - 友だちにそうだしよう。
 - いじめがなくなるまで、何んでも、そうだしよう。
- だれかがいじめられているのを見たら
 - 学校の先生にすぐにそうだしよう。
 - いじめられている人をささえてあげよう。
 - ゆう気を出して、いじめを止めよう。
- あなたがだれかをいじめていたら
 - すぐにやめよう。
 - やめたくても、自分もいじめられるかもしれないといったふあんなだからやめられないときは、大人(家や学校の先生)にそうだしよう。

全国統一の「24時間子供SOSダイヤル」
0120-0-78310

東京都教育委員会

中・高校生 対象
 どんな相談でも大丈夫
 秘密は守るよ
 毎日受付

相談はっとLINE@東京

都内国公立 中・高生のみなさん
 相談時間 午前2(2020)年度 毎日
 受付時間 午後5時から午後10時
 (受付は午後9時30分まで)

東京都教育委員会
 東京都教育相談センター

ネット・スマホで困ったら…
 生きるのがつらいと感じたら…

中・高生の皆さんに話し、自分や、その保護者の方などから相談も受け付けています。

中・高生の皆さんに話し、自分や、その保護者の方などから相談も受け付けています。

(4) 児童・生徒、家庭への相談窓口の案内

不安や悩みがあるときは… 一人で悩まず、相談しよう 令和2年12月版

東京都いじめ相談ホットライン
 いじめ、不登校、友人関係、発達障害、自傷行為等に関する相談
 24時間対応 **0120-53-8288**
 メール相談 東京都 教育相談 検索
 東京都教育相談センターホームページの「メール相談」をクリック
東京都教育相談センター

相談はっとLINE@東京
 都内の中学生・高校生向けのSNS相談
 ◆対象 都内国公立中・高生のみ
 ◆相談時間 毎日 17:00～22:00
 (受付は、21:30まで)
東京都教育委員会

24時間子供SOSダイヤル
 いじめの問題やその他の子供に関する相談全般
 フリーダイヤル なみいおう
 24時間対応 **0120-0-78310**
全国統一ダイヤル

よいこに電話相談
 学校、子育て等、子供に関する相談全般 よいこに
03-3366-4152
 聴覚言語障害者相談(FAX) **03-3366-6036**
 平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00
 (年末年始を除く)
東京都児童相談センター

話してみなよ 東京子供ネット
 いじめ、体罰、虐待等の子供の権利侵害に関する相談
 フリーダイヤル はなして みなよ
0120-874-374
 平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00
 (年末年始を除く)
東京都児童相談センター (子供の権利擁護専門相談事業)

考えよう！いじめ・SNS@Tokyo
 いじめ防止とSNSの適切な利用に役立つウェブサイト・アプリ
 ◆「こころ空模様チェック」アプリを使って、東京都いじめ相談ホットラインに電話ができます。
 ◆こたエールのネット相談受付フォームにつながります。
 考えよう いじめ SNS 検索
東京都教育委員会

こたエール
 ネット・ケータイのトラブル相談 なみやせろに
0120-1-78302
 電話相談 アカウント名「相談はっとLINE@東京」
 LINE相談 こたエール 検索
 メール相談 検索
 月～土 15:00～21:00(祝日・年末年始を除く)
 メール相談は、24時間受付

ヤング・テレホン・コーナー
 非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談
 24時間対応 **03-3580-4970**
 ◆月～金 8:30～17:15 専門の担当者(心理職、警察官)
 ◆夜間、土日祝日 宿直の警察官が対応
警視庁 少年相談室

こころの電話相談室
 子供の行動や心の発達等に関する相談
042-312-8119
 月～木 9:30～11:30 13:00～16:30
 (金土日祝日、年末年始を除く)
東京都立小児総合医療センター

こころの電話相談
 心の健康に関する相談 平日9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く)
 港、新宿、品川、目黒、千代田、中央、文京、台東、墨田、江東、豊島、北、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川、島しょ地域
03-3302-7711 **03-3844-2212** **042-371-5560**
東京都立精神保健福祉センター

学校問題解決サポートセンター
 保護者向け相談窓口
03-3360-4195
 平日 9:00～17:00
 (土日祝日、年末年始を除く)
東京都教育相談センター

不安や悩みは誰にでもあります。身近にいる信頼できる大人や、上にある相談機関に相談してみましょう。

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

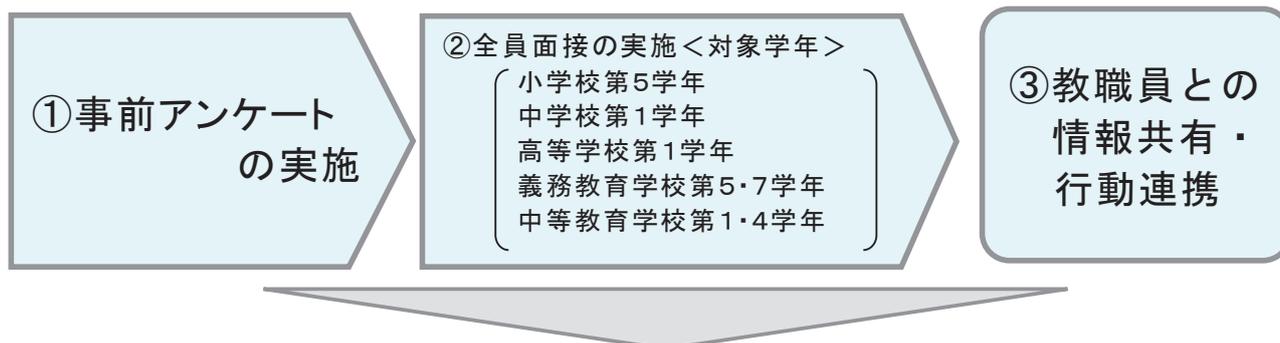
法、条例、規則等

スクールカウンセラーによる児童・生徒全員面接の進め方（例）

<実施の目的>

- 1 児童・生徒とのつながりの構築
- 2 「相談すること」への抵抗感の低減と相談しやすい環境の整備
- 3 児童・生徒理解及び実態把握

【全員面接の流れ】



①事前アンケート項目の例

（いつもそうだ・ときどきそうだ・あまりそうではない・全くそうではない）

- a 学校は楽しい。
- b とてもよく眠れる。
- c おなかや頭が痛くなることがある。
- d 勉強や進学のことなどで悩んでいる。
- e いじめられている気がする。
- f 学校に行きたくないないと思うことがある。
- g 家族と話すのが好きだ。
- h 先生に言いたいけれど言えないことがある。
- i 教室は居心地がよい。
- j 気になることや悩んでいることがある。

◎学校・学年状況に合わせて、簡易な事前アンケートを実施して面接の参考資料とすると効果的である。

②全員面接実施上の留意点

- 毎年度当初に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- 1対1の個別面接かグループ面接（5～8人程度）で行うかについては、学年規模や児童・生徒の実態等を踏まえて計画する。
- 実施時間（昼休みや放課後等）や面接場所、実施期間について関係教員とよく話し合って決定する。
- 児童・生徒及び保護者に、目的や実施方法等を説明・周知してから実施する。
- 日頃のスクールカウンセラーによる相談活動とのバランスを工夫する。

③教職員との情報共有上の留意点

- 事前に担任や学年会等との情報共有の方法について、打合せを実施する。
- 心配な児童・生徒については、担任と共通理解した上で継続面接を促す。
- 学校いじめ対策委員会でも情報を共有できるよう、スクールカウンセラーは常時、当該委員会と連携を図る。

スクールカウンセラー全員面接 Q & A

スクールカウンセラーによる全員面接の実施について、これまでに学校等から問合せのあった内容と回答をまとめました。

Q 1 スクールカウンセラーによる全員面接を行う目的は何ですか。

A 1 全員面接は、児童・生徒とスクールカウンセラーとのつながりをつくることを通して、児童・生徒がスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備することにより、いじめの未然防止や早期対応を図ることを目的としています。

Q 2 小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を全員面接の対象とするのは、どうしてですか。

A 2 小学校では高学年に進級した時期、中学校・高等学校では入学したばかりの時期に、学校生活への不安や人間関係上の悩みを抱くことが想定されるため、全員面接を通して子供たちに、「相談してもよい」という安心感をもたせることで、学校におけるいじめ防止等の対応につながっていくと考えます。

なお、児童・生徒数等の実態に応じて、その他の学年も全員面接の対象とするなど、各学校で工夫して実施してください。

Q 3 スクールカウンセラーだけで全員面接を行うと時間がかかってしまうので、管理職、担任、養護教諭などが分担して実施することはできますか。

A 3 ここでの全員面接は、児童・生徒が心理や教育相談の専門家であるスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備することを目的の一つとしていることから、全員面接を教員等が分担することは適切ではありません。

Q 4 本市では、東京都公立学校スクールカウンセラーに加えて、別の曜日に市の教育相談員（カウンセラー）が配置されています。2人で分担して、全員面接を実施してもよいのですか。

A 4 心理や教育相談の専門家として学校に配置されている方であれば、分担して全員面接を実施することは可能です。

その際は当該の教育相談員と連携を十分に図りながら、学校全体で情報を共有するようにしてください。

Q 5 本校には、スクールカウンセラーに加えて、大学で心理学を専攻している学生を配置しています。こうした方に、全員面接や基準人数を超える児童・生徒数分の全員面接支援スタッフとしての面接をお願いすることはできますか。

A 5 現に大学で心理学を学んでいる学生は、資格等の取得見込者であることが多く、現時点では必ずしも専門性が高いとは言えないと考えます。

これらの方々に、大人から見えにくいじめの未然防止や早期発見も目的として実施する全員面接をお願いすることは、適切ではありません。

Q 6 夏季休業日前までを目途に実施すると示されていますが、本校は児童・生徒数が多いため、この期間中で全員面接を終了することは難しい状況です。いつまでに終わらせればよいのですか。

A 6 全員面接の実施時期としては、原則として年度始めから夏季休業日前までを目途に実施すると示していますが、児童・生徒数等学校の実態によって、終了の時期が9月以降になることもあり得ると考えています。

各学校において、できる限り早い時期に実施してください。

Q 7 面接を嫌がる児童・生徒がいた場合、どのような対応をすればよいのですか。

A 7 面接を嫌がったり、話をしたがらなかったりする児童・生徒に対しては、学校と保護者との十分な相談により、時期や時間を変更して実施する、保護者を含めた三者面談を実施するなど、実態に応じて柔軟に対応してください。

なお、そうした児童・生徒に対しては、学校への信頼関係を通して相談しやすい環境を築くことができるよう、外部機関との連携も含め、継続的に支援を行うことが大切です。

Q 8 実施方法には、定期健康診断（体力測定）等の活用が示されていますが、本校では、昨年度の早い時期に校医の予定を確認し、健康診断の日程を決めており、スクールカウンセラーの勤務日との調整が難しい状況です。実施方法は、学校で工夫してよいのですか。

A 8 実施方法として示している例は、あくまでも参考として示したものです。年度当初のできるだけ早い時期に実施できるように、各学校において実施方法を工夫してください。

Q 9 全員面接に当たって、事前に児童・生徒にアンケートや問診票等に必要事項を記入させてから実施しなければなりませんか。また、実施する際には、どのような配慮が必要ですか。

A 9 限られた時間内に全員面接を効率的に実施するとともに、早急な対応が必要な事例を抽出するための工夫としてアンケート例を示していますが、こうした事前の聞き取りを必ず実施することを求めるものではありません。

実施する場合には、児童・生徒にとって記入することが負担にならないよう内容を精選することや、記入された内容について校内で情報の共有化を図ることが大切です。

Q 10 本校は、全員面接対象の児童・生徒数が基準人数を超えているので、スクールカウンセラーに加えて、全員面接支援スタッフを申請したいのですが、どのようにお願いすればよいのですか。

A 10 全員面接支援スタッフの追加派遣を希望する場合は、定められた様式により、東京都教育相談センターに申請してください。申請に基づき、同センターからは、校種別の基準人数を超える部分について、児童・生徒3人につき1時間を基本として、全員面接支援スタッフを派遣します。

その場合、校内での継続的な支援の視点から、可能な限り自校のスクールカウンセラーが勤務日とは別の日程に来校して面接を行うなどが望ましいと考えています。ただし、そうした方法が困難な場合については、東京都教育相談センターに、人選を含めて派遣を依頼していただくことになります。

Q11 本校のスクールカウンセラーではない全員面接スタッフが、児童・生徒から、いじめを受けているなどの相談を受けた場合は、どのように対応すればよいですか。

A11 派遣の全員面接支援スタッフに全員面接の一部をお願いする場合は、スクールカウンセラーはもとより、管理職や教育相談担当教員等と十分に連携を図り、確実に情報を共有することが大切です。

当該スタッフが、児童・生徒からいじめ等の相談を受けた場合は、改めてスクールカウンセラーが当該の児童・生徒から話を聞いた上で、教職員が事実確認をするなど、学校として確実に対応してください。

Q12 グループ面接の人数として5～8人程度と示されていますが、人数の上限はあるのですか。

A12 グループ面接の人数の上限を示してはいません。

児童・生徒が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境を作るという全員面接の目的を踏まえ、学校の実態に応じて実施していただきたいと考えています。

ただし、スクールカウンセラーが各教室を回り、自己紹介を兼ねて話をすることのみをもって全員面接とする方法などは適切ではありません。

Q13 本校のスクールカウンセラーは、相談者が多く、毎回予約で一杯な状況です。全員面接を行うことにより、こうした相談に対応できなくなることも考えられますが、こうした場合、どのような工夫が考えられますか。

A13 スクールカウンセラーによる全員面接と日頃の相談対応とのバランスについては、相談状況等の実態に応じて、全員面接を少人数のグループ単位で効率的に実施するなどの方法により、工夫して対応してください。

Q14 本校では、養護教諭が教育相談の窓口を担当しています。全員面接の日程調整等について、担当者だけに負担が集中しないようにするためには、どのような配慮が必要ですか。

A14 全員面接は、校長の責任の下に学校として実施するものです。直接面接業務に当たるのはスクールカウンセラーですが、その運営、情報共有、その後の対応等については、教職員全体で行うこととなります。

全員面接の円滑な実施のために、当該学年や教育相談を担当する委員会等を中心に、教職員が連携して組織的に対応するよう御配慮ください。

「どうしたの？」一声かけてみませんか

～子供の不安や悩みに寄り添うために～

新型コロナウイルス感染症の影響により、いろいろな活動が制限される中、多くの子供たちが、通常とは異なる様々な不安やストレスを抱えていることが考えられます。



子供のケア 子供にいつもと違う様子や、小さな変化が見られることはありませんか？

子供が不安や悩みなどのストレスを抱えると、心や体に影響が出る場合があります。まずは、子供の変化「このSOS」に気が付くことが大切です。



表情や態度の変化

- ささいなことで泣く。
- 笑顔がなく、沈んでいる。
- 感情の起伏が激しい。
- 視線を合わせようとしていない。
- 学校や友達のことを話したがらない。
- 周囲を気にして、おどおどしている。



身体や服装の変化

- 急に食欲がなくなったり、あるいは過食になったりする。
- 急に朝起きられなくなったり、急に寝られなくなったり。
- 風呂に入ると面倒くさがるようになった。
- 体の痛みやかゆみを訴える。
- 眠れない。



行動や人間関係の変化

- 家族に反抗的になり、ものを壊すなど、攻撃的になる。
- 学校に行きたがらず、休日でも家に閉じこもりがちになる。
- ゲームや習い事など、好きなこともやめたがらない。
- 不安げにスマートフォン等を気にしたり、SNSを見たりしている。
- 一人になるのを怖がり、強い甘えがみられる。
- 付き合う友達が急に変わったり、友達のことを聞くことが減ったりする。



学校のほかに相談できる場所は？ 様々な公的機関で相談に応じています

子供の育ちを支える地域の支援機関

支援機関等	概要
東京都教育相談センター (東京都教育庁)	いじめ、学校生活、家族・友人関係などに関する相談を受け付けています。 対象者は、都内在住・在籍の幼児から高校生相当の年齢までの方、その保護者・親族及び教職員です。
児童相談所 児童相談センター (東京都福祉保健局) (一部の特別区)	児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される行政機関です。 原則18歳未満の子供に関する相談や通告について、子供本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでも受け付けています。
少年センター (警視庁)	市内には8か所の少年センターがあります。 子供の非行などの問題でお悩みの方や、いじめや犯罪等の被害に遭い、精神的ショックを受けている少年のために、心理専門の職員が「秘密厳守」、「無料」で相談に当たります。
子供家庭支援センター (各市区町村)	子供と家庭の問題に関する総合相談窓口です。 18歳未満の子供や子育て家庭のあらゆる相談に当たるほか、ショートステイや一時預かりなど在宅サービスの提供やケース援助、サークル支援やボランティア育成等を行っています。地域の子育てに関する情報もたくさんもっています。
民生委員・児童委員 (各市区町村)	市内の各地域に配置され、地域にお住まいの子育てに悩んでいる人、生活に困っている人、高齢者・障害者などの福祉に関する様々な相談に際し、福祉事務所や児童相談所など各種関係機関への橋渡しなど必要な支援活動を行っています。

詳細は、都内各自治体及び最寄りの各支援機関へお問い合わせください。

子供の變化に気付いたら

子供はあなたからの「声かけ」を待っているかもしれない

気にかかる様子が見られたときの声のかけ方

「どうしたの？ 何か辛そうだし、とても心配してるよ。」

「なんか元気がないようだけど大丈夫？」「かになれることはある？」



思いを受け止める時の言葉の例

- 「よく話してくれたね、大変だったね。」
- 「辛かったね、よく耐えてきましたね。」
- 「今までよく頑張ってたね。」

OK!

「よく話を聴く」ことがポイントです！
最後まで丁寧に、聞いてみましょう。

子供にとっても、自分の思いを言葉にしてみると、自分の思っていることが整理されて、心の苦しさは軽くなります。

場合により好ましくない、言っではいけない言葉の例

「かんばれ」「そのうちどうにかなるよ」「友達か悲しむよ」「泣いてはダメだ」

相談しても理解してもらえなかったと感じる場合があります。

X NG



家庭での対応に困ったら

一人で悩まずに、信頼できる誰かに相談してみましょう

学校に相談し、学校と協力することが大切です。

子供の様子が気になるときは、まずは学校に相談してみましょう。家庭以外での子供の様子を知らぬことにより、自分では気が付かなかった視点や対応方法に気付くことがあります。学校には、学級担任や、学年主任、養護教諭、心理の専門家（スクールカウンセラー等）、管理職など様々な教職員がいます。

保護者の方が相談しやすい先生にお話してください。



保護者の皆さまの心の安定が大切です



子供を心配するあまり不安になり過ぎたりしていませんか？
子供が安心して過ごせる家庭生活には、保護者自身の気持ち
が安定していることが大切です。

- ・ 自分自身を責め過ぎないようにしましょう
- ・ 信頼できる人に相談してみましょう

不安や悩みへの対処について学校ではこのような指導をしています

不安や悩みは誰にでも起こることです。

船強や連絡
自分の性格
顔や体形
友達や異性
家族

ストレスへの対処の
方法はいろいろあるよ

自分の不安や悩みに気付き、
ストレスに対処するために様々な
経験をするのは、心の発達
のために大切なことです。

どんな小さなことでも、心配な
ことがある場合には、身近にいる
信頼できる大人に相談してみま
しょう。

学級担任
養護教諭
スクールカウンセラー
保護者

詳しくは・・・ 家庭で学ぶ不安や悩み（ストレス）への対処について

検索

不安や悩みがあるときは… 一人で悩まず、相談しよう



この資料は、都内の全ての
公立学校を通じて、定期的に
子供たちに案内しています。
資料には、心理等の専門家や
各種支援機関への相談先が記
載されています。



東京都教育委員会ホームページに掲載しています。

「SNS東京ルール」の改訂について

1 「SNS東京ルール」の策定（平成27年11月）

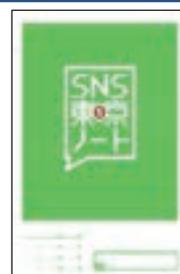
児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNSを利用する際のルールを策定

「SNS東京ルール」

- ① 一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。
- ② 自宅でスマホを使わない日をつくろう。
- ③ 必ずフィルタリングを付けて利用しよう。
- ④ 自分や他者の個人情報を載せないようにしよう。
- ⑤ 送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。

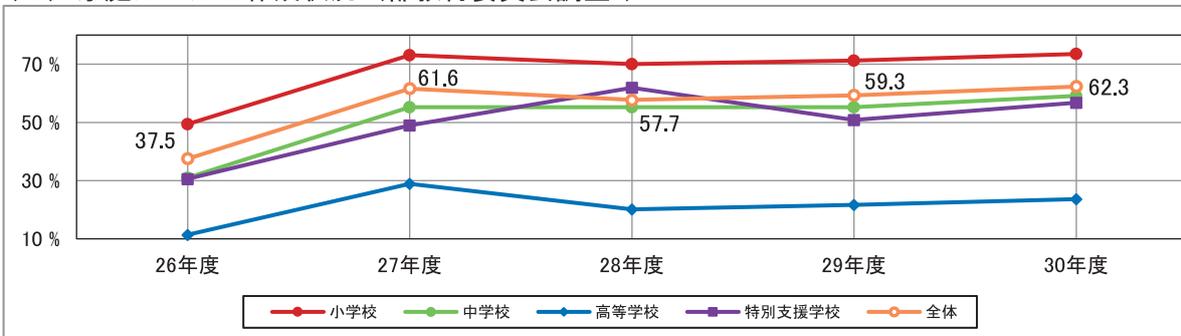
2 「SNS東京ルール」に基づく取組

- ① 「SNS学校ルール」及び「SNS家庭ルール」を作ることの指導・啓発
- ② 補助教材「SNS東京ノート」の作成・配布・活用の促進
- ③ 「情報モラル推進校」の指定、成果の共有（スマホミーティング等）
- ④ 教員の指導力向上のための「情報教育研修（情報モラル）」の実施
- ⑤ LINE株式会社との共同研究
- ⑥ 「親子情報モラル教室」の実施（都内小学校約150校）



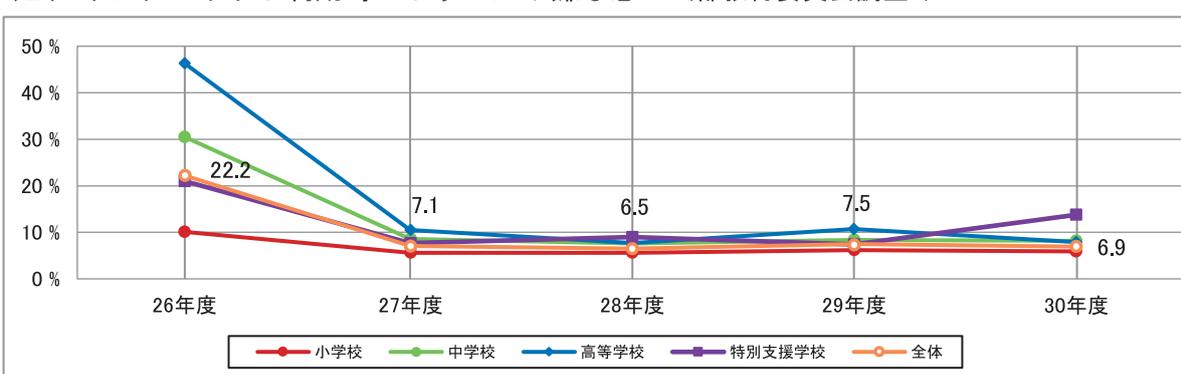
3 「SNS東京ルール」策定後の主な成果

（1）家庭ルールの作成状況（都教育委員会調査*）



➡ルールを決めている家庭が増加

（2）インターネット利用時のトラブルや嫌な思い（都教育委員会調査*）

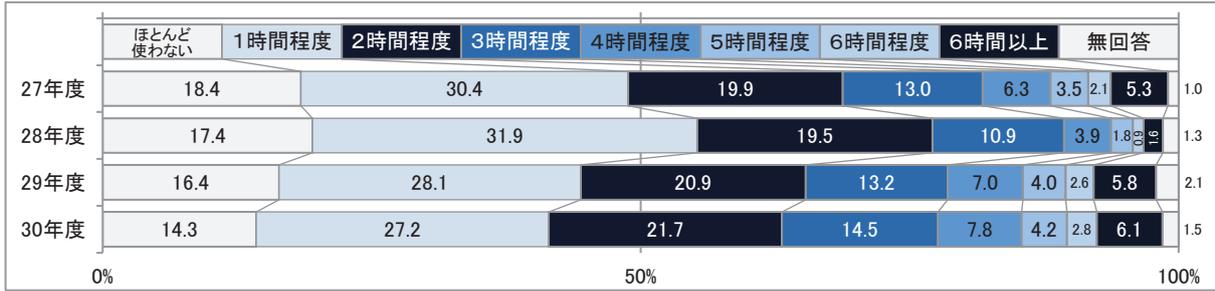


➡トラブルや嫌な思いをする児童・生徒が減少

* 東京都教育庁「児童・生徒のインターネット利用状況調査」の結果から作成（区市町村立小・中学校、都立高等学校・特別支援学校からの抽出調査）

4 策定後の課題

(1) 一日のインターネットの利用時間 (都教育委員会調査*)



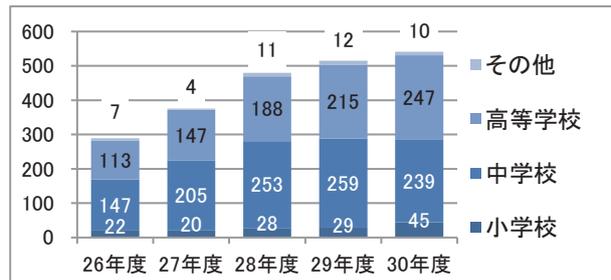
➡ 2時間程度以上が増加しており、長時間化傾向

(2) 校種別アプリの使用状況 (都教育委員会調査*) (3) 自撮り被害に遭った児童・生徒数の推移 (警察庁「平成30年における子供の性被害の状況」より)

	YouTube	LINE	Twitter	Instagram
小学校	81.4	37.0	6.0	7.7
中学校	90.5	80.7	32.5	27.1
高等学校	91.6	97.5	72.4	61.2
特別支援学校	92.1	59.9	22.6	13.2
全体	85.4	59.3	22.7	20.6

平成30年度調査より 単位 %

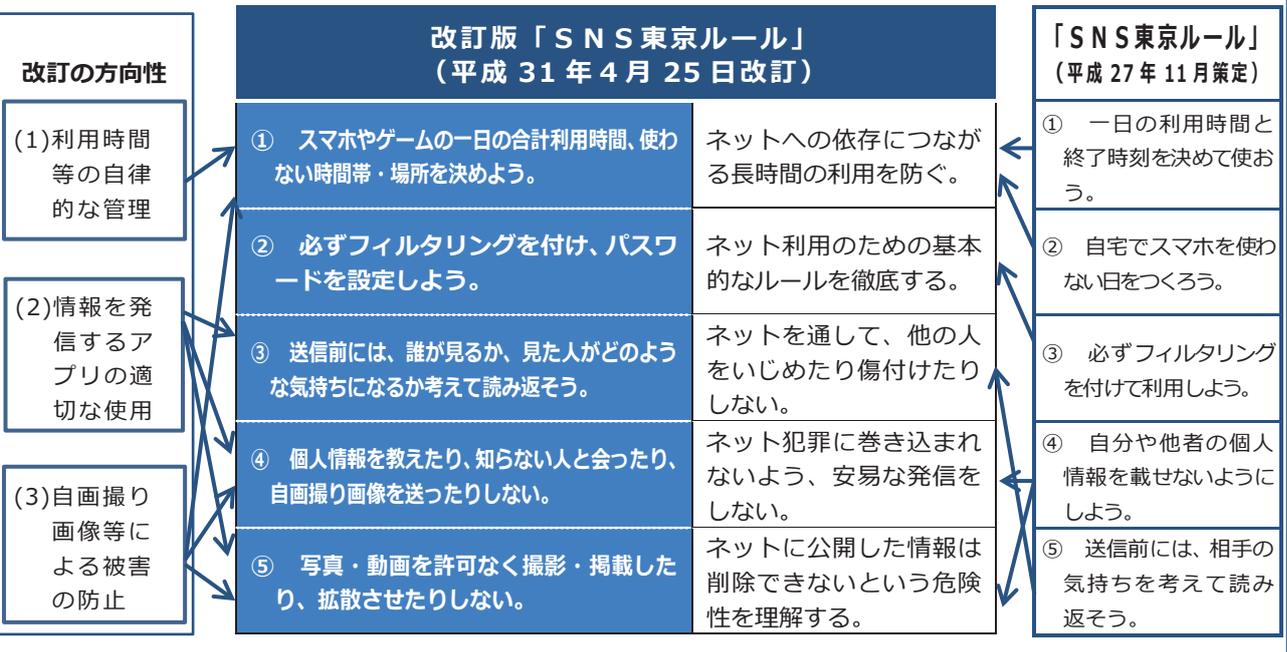
➡ 情報を発信するアプリが普及



➡ 自撮り被害に遭った児童・生徒数が増加

* 東京都教育庁「児童・生徒のインターネット利用状況調査」の結果から作成 (区市町村立小・中学校、都立高等学校・特別支援学校からの抽出調査)

5 「SNS東京ルール」の改訂



6 今後の取組

都教育委員会の取組

- ① Twitter等による改訂後のルールの周知
- ② 改訂後のルールに基づいた「SNS東京ノート」の改訂
- ③ 「親子情報モラル教室」(小学校約150校)等による家庭への啓発
- ④ 研修等を通じた教員の指導力の向上
- ⑤ 「情報モラル推進校」による先進的な指導法の開発
- ⑥ LINE株式会社との共同研究

学校の取組

- ① 改訂後のルールに基づく「学校ルール」の改訂
- ② 改訂後のルールに基づく「家庭ルール」の改訂に向けた啓発

学校サポートチームによる健全育成の推進について

児童・生徒の問題行動等が複雑化・多様化し、学校だけでは解決できない事例は少なくありません。各学校が「学校サポートチーム」を活用して、組織的に対応を行うことが問題行動等の未然防止、早期解決につながります。

学校サポートチームは全公立学校に設置されています

- ◆ 学校サポートチームとは・・・
児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む、校務分掌に位置付けた組織
- ※ いじめ防止対策推進法第22条に基づく「学校いじめ対策委員会」を支援する組織としても位置付けられています。



日常からの情報連携が、いざというときの行動連携につながります。

令和3年1月 東京都教育庁指導部

学校サポートチームを活用して対応した事例

不登校傾向がある生徒A（男子）たちは、登校すると他の生徒を冷やかしたりからかったりして、家庭の協力もあまり得られず、改善が見られない状況が続いていた。【被害の子供：中学2年生 男子】



教職員用リーフレット 「学校サポートチームによる健全育成の推進について」
令和3年1月 東京都教育庁指導部指導企画課

各校の工夫や取組を紹介します！

～「令和5年度学校サポートチーム活動状況調査に関する調査」より～
 (調査対象 都内全公立学校 期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日)



Q1

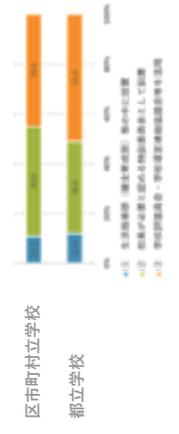
チーム会議の時間を確保したり、メンバーのスケジュールを調整したりするのが難しいです。どうしたらよいでしょうか。

会議の開催回数



85%以上の学校が1回以上のチーム会議を開催しています。

会議の設置方法



既存の組織を活用してチームを設置している学校が多くなっています。

チーム会議を効率的に開催するためには・・・

- 年度当初に年間の会議日程を決め、年間計画に位置付けておく。
- その事業に応じた必要なメンバーのみで、チーム会議を即時的に開催する。
- 学校評議員会等の既存の組織を活用して、学校サポートチームを設置する。
- オンライン環境を活用したWeb会議を開催する。



Q2

個人情報取扱いは気を付ける必要があるため、チーム会議で提示する情報の取扱選択が難しいです。どうしたらよいでしょうか。

メンバーに選ばれた割合の多い職種等

職種等	区市町村立学校	都立学校
① 民生・児童委員 主任児童委員	81.7%	61.7%
② 保護者	61.5%	61.4%
③ 子ども家庭支援センター職員	56.0%	16.1%
④ スクールソーシャルワーカー	54.4%	15.1%
⑤ 警察職員 スクールサポーター	49.3%	14.1%

※ 区市町村立学校では「民生児童委員」が、都立学校では「警察職員」が一番多く選ばれています。

個人情報の取扱いを徹底するためには・・・

- 学校サポートチーム設置要綱に守秘義務の遵守を明記し、委嘱状を交付する。
- 個別事業に関する情報提供は、その支援や指導に必要な範囲に限定する。
- チーム会議の資料は、会議終了後に回収する、Web会議では資料提示にとどめるなど情報管理を徹底する。



Q3

限られた時間の中で開催しているため、情報共有を行うことはできません。何かよい方法はないでしょうか。

会議で取り上げた内容



区市町村立学校、都立学校ともに、会議の内容として「いじめ」「不登校」を取り上げている学校が多くなっています。

チーム会議の内容を充実させるためには・・・

- チーム会議で取り上げる内容を精選し、事前に協議内容を周知しておく。
- 事業ごとに、支援のコアメンバーを決め、チーム会議における支援策の提案や、実際の対応における進行管理等を依頼する。
- 事業ごとの会議のみならず、定例会議を設定し、未然防止の取組を強化する。



学校サポートチームを活用すると・・・

ここがポイント！

外部の専門家の協力を得て、支援することができます
 学校だけでは解決することができない事業について、多角的なアセスメントや、専門家による複眼的な視点からの解決策の立案、役割分担が可能になります。

学校の取組の課題を客観的に把握することができます
 チーム会議で、各校の健全育成に係る取組状況を振り返ることにより、専門家の視点を取り入れた課題分析が可能になり、真に改善すべき課題を明確にすることができます。

いざというときの行動連携につなげることができます
 日常から、チーム会議等で情報連携を行うことにより、事案が起った際に、各メンバーが自身の関係機関における役割を踏まえた改善策を即時的に考えることができます。

年度初めのチーム会議で、メンバーそれぞれの役割を明確にするとともに、全教職員が理解できるようにします。

定例会議として、学校の方針を共有する、ふれあい月間の調査等の結果を分析するなどの機会を計画的に設定します。

日常から、全教職員がメンバーと「顔が見える関係」を構築するとともに、「双方方向の関係づくり」を大切にします。

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

(2) 警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項

平成24年9月10日

警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項

警視庁と東京都教育庁は、東京都内における児童・生徒の非行及び犯罪被害の防止と健全育成対策を効果的に推進するため、これまで相互に連携して諸対策を推進してきたが、今後いじめ等の少年問題に更的確に対応するため、両者の連携を一層強化し、下記を取組を進めることについて申し合わせる。

記

- 1 学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を基本とするが、学校においては、犯罪等の違法行為があれば、早期に警察に相談して対応することとし、特に、児童・生徒の生命・身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに通報することを徹底する。
警察においては、被害少年や保護者等の意向及び学校における対応状況等を踏まえながら、必要な対応をとる。特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査・補導等の措置を積極的に講じていく。
- 2 1の対応を適切に推進していくため、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連絡制度」及び「学校と警察との連絡協議会」等を有効に活用し、警察と学校・教育委員会との間の情報交換・協力体制の充実に図る。
- 3 児童・生徒及び保護者、地域住民等に「いじめは、しない」、「いじめは、許さない」といった気運が醸成されるよう、非行防止教室やセーフティ教室、保護者会等において、警察と学校・教育委員会が協力していじめ防止に関する啓発活動を実施する。
- 4 少年問題を潜在化させないために、警察や教育委員会における少年相談や教育相談がより一層活用されるよう、各種相談制度の周知と充実に図る。
- 5 警察における少年相談と教育庁における教育相談との間での必要な情報の共有と、各事案への適切かつ迅速な対応を図るため、教育相談機関等への警察官OBの配置を検討する。

平成28年5月11日

警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項

東京都内における児童・生徒の健全育成及び非行防止活動を効果的に推進するため、関係機関が相互に連携し諸対策を推進した結果、少年非行は6年連続で減少したほか、学校におけるいじめ事案も2年連続で減少するなど、一定の成果が認められた。

しかしながら、昨今のインターネットやスマートフォン等の普及による情報伝達手段の急激な進歩をはじめ、児童虐待やいわゆる「JKビジネス」の問題など、少年を取り巻く環境が著しく変化していることから、これら諸問題に的確に対応するため、東京都教育庁と警視庁は、より一層の連携強化を図り、下記の事項を強力に推進するものとする。

記

- 1 学校におけるいじめ問題は、いまだに解消されたとはいえず、深刻な事案につながるケースも見られることから、いじめの未然防止と早期発見・保護を図るため、引き続き学校・教育委員会と警察が緊密な情報共有を図る。
- 2 少年のスマートフォン等の保有率が急激に増加している中で、スマートフォン等の利用により、少年が被害者や加害者にもなっている状況があることから、学校・教育委員会と警察が連携し、家庭や学校内における、少年のインターネット利用に関するルールづくりをより一層促進させる。
- 3 近年、警察をはじめ関係機関における児童虐待事案の取扱件数は急激に増加しているが、こうした事案の重篤化を防ぐためには、早期の対応が重要であることから、児童等の変化に気づきやすい環境にある学校・教育委員会が警察と積極的な情報共有を図り、相互に連携して児童虐待事案の未然防止及び被害児童等の早期発見・保護に向けた取り組みを行う。
- 4 いわゆる「JKビジネス」をはじめとした少年の有害環境について、学校・教育委員会と警察が緊密な連携と情報共有のもと、いわゆる「JKビジネス」等が少年の健全育成を阻害しないよう、社会全体に対する広報啓発など必要な施策を行うとともに、少年がこうしたビジネスで稼働しないよう必要な指導・助言を行う。

令和2年6月15日

警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項

近年、いじめやサイバー空間における有害環境、児童虐待等の問題によって、少年を取り巻く環境が著しく変化していることから、これら諸問題に的確に対応するため、東京都教育庁と警視庁は、より一層の連携を強化することが重要である。

よって、東京都内における児童・生徒の健全育成及び非行防止活動を効果的に推進するため、相互に連携し下記事項を柱として諸対策を強力に推進するものとする。

記

- 1 学校におけるいじめ問題は、いまだに解消されたとはいえず、深刻な事案につながるケースも見られることから、いじめの未然防止と早期発見・保護を図るため、引き続き学校・教育委員会と警察が緊密な情報共有を図る。
- 2 スマートフォン等の利用により、少年が被害者や加害者にもなっている状況があることから、サイバー空間における有害環境から児童等を守るため、学校・教育委員会と警察が連携し、家庭や学校内における、少年のインターネット利用に関するルールづくりやSNSの適正な利用方法をより一層促進させる。
- 3 児童虐待事案の重篤化を防ぐためには、関係機関が連携した早期の対応が重要であり、児童等の変化に気づきやすい環境にある学校・教育委員会が警察と積極的な情報共有を図り、保護者から威圧的な要求や暴力の行使が予想される事案を含め、相互に連携して児童虐待事案の未然防止及び被害児童等の早期発見・保護に向けた取り組みを行う。
- 4 「JKビジネス」や「自画撮り被害」、「薬物乱用」など日々変化する少年を取り巻く有害環境の現状を学校・教育委員会と警察の緊密な連携のもと情報共有するとともに、これら情報に基づき、双方で少年や保護者に対する被害防止教育や個別具体的な指導・助言、広報啓発など必要な施策を行う。

(3) 学校において生じる可能性のある犯罪行為等について

以下に示す事例は、過去にあった具体的な事例を踏まえ、刑罰法規に対応した例を示したものである。

個々の事例について、学校が警察に相談・通報すべきか否かは、いじめ防止対策推進法第23条第6項に示す「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。」との規定に鑑み、所管教育委員会からの助言を踏まえるなどして、適切に判断する。

いじめの態様	事 例	刑罰法規
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	同級生の腹を、繰り返し殴ったり蹴ったりする。	暴 行 (刑法第208条)
	顔面を投打し、あごの骨を折るけがを負わせる。	傷 害 (刑法第204条)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	プロレスと称して、同級生を押さえ付けたり投げたりする。	暴 行 (刑法第208条)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。	強 要 (刑法第223条)
	断れば危害を加えると脅し、性器を触る。	強制わいせつ (刑法第176条)
金品をたかられる。	断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。	恐 喝 (刑法第249条)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	教科書等の所持品を盗む。	窃 盗 (刑法第235条)
	自転車を故意に破損させる。	器物損壊等 (刑法第261条)
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	学校に来たら危害を加えると脅す。	脅 迫 (刑法第222条)
	校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く。	名誉棄損、侮辱 (刑法第230条、231条)
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。	「学校に来たら危害を加える」と脅すメールを送る。	脅 迫 (刑法第222条)
	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く。	名誉棄損、侮辱 (刑法第230条、231条)
	携帯電話等で、性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)

平成25年5月16日付文科初第246号「早期に警察への相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」に基づき作成

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

- 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(1)いじめ防止対策推進法

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 - 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の实情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるい

じめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の

確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条第1項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研

究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必

(1)いじめ防止対策推進法

要な措置を講ずるものとする。

- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じ

た疑いがあると認めるとき。

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条 国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第30条の2 第29条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第29条第1項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第2項及び第3項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項」とあるのは「地方独立行政法人法第121条第1項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条におい

て同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附則 (平成26年6月20日法律第76号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(政令への委任)

第2条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成27年6月24日法律第46号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

附則 (平成28年5月20日法律第47号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。

附則 (令和元年5月24日法律第11号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成32年4月1日から施行する。

(2) いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

(2) いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議 (平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会)

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。
- 三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。

五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。

七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議 (平成25年6月20日 参議院文教科学委員会)

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三 本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 四 国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講ずること。

五 いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。

六 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

七 いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。

八 いじめには様々な要因があることに鑑み、第二十五条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

右決議する。

(3) 東京都いじめ防止対策推進条例

(3) 東京都いじめ防止対策推進条例 (平成26年東京都条例第103号)

一部改正：平成28年東京都条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都(以下「都」という。)、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)であって、都及び区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)が設置するもの並びに学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)が設置するもののうち知事が所轄するものをいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等がいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、

いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(都の責務)

第5条 都は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、区市町村並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(東京都いじめ防止対策推進基本方針)

第9条 都は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための

対策の推進に必要な事項を東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

- 2 基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

（東京都いじめ問題対策連絡協議会）

第10条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - 一 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
 - 二 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
 - 三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項
- 3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

（東京都教育委員会いじめ問題対策委員会）

第11条 基本方針に基づく都におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。

- 2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。
- 3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。
- 4 対策委員会は、都立学校（東京都立学校設置条例（昭和39年東京都条例第113号）第1条に規定する都立学校をいう。）において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。
- 5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

（東京都いじめ問題調査委員会）

第12条 知事は、法第30条第1項又は法第31条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項又は法第31条第2項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 調査委員会は、知事の諮問に応じ、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項又は法第31条第2項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。
- 3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のもものうちから、知事が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
- 6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。
- 7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第28号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(4) 東京都いじめ問題対策連絡協議会規則 (平成26年東京都教育委員会規則第17号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号。次条において「条例」という。)第10条第3項の規定に基づき、東京都いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 都、区市町村(特別区及び市町村をいう。)又は学校(条例第2条第3項に規定する学校をいう。)におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(この条において「いじめの防止等」という。)のための対策の推進に関する事項
- 二 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される委員30人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、東京都教育委員会教育長(第8条において「教育長」という。)が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

(5) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則 (平成26年東京都教育委員会規則第18号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号)第11条第7項の規定に基づき、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、東京都及び区市町村(特別区及び市町村をいう。)の教育委員会(次項において「教育委員会」という。)並びに都立学校(東京都立学校設置条例(昭和39年東京都条例第113号)第1条に規定する都立学校をいう。)及び区市町村立学校(次項において「公立学校」という。)のいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(次項において「いじめの防止等」という。)のための対策の推進について調査審議し、答申する。

2 対策委員会は、教育委員会及び公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、都立学校においていじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成される委員10人以内をもって組織する。

- 2 対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期

(6) 東京都いじめ問題調査委員会規則

は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 対策委員会は、委員長が招集する。

- 2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 対策委員会が第2条第3項に規定する調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第7条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第8条 専門事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。

(調査部会)

第9条 第2条第3項に規定する調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

- 2 調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員及び専門調査員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。
- 3 調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。
- 4 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。
- 5 第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、調査部会に準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第4項中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門調査員は、第6条第4項及び第9条第5項の規定により公開しないこととされた対策委員会及び調査部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 対策委員会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

(6) 東京都いじめ問題調査委員会規則 (平成26年東京都規則第103号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号)第12条第7項の規定に基づき、東京都いじめ問題調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第4条 委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第5条 専門の事項を調査させるための必要がある

ときは、委員会に専門調査員を置くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員3人以上をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査の経過及び結果を委員会に報告する。
- 5 第3条第1項、第2項及び第4項の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第1項中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第4項中「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員及び専門調査員は、第3条第4項(前条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により公開しないこととされた委員

会及び部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活文化局において処理する。ただし、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項に規定する調査に係る委員会の庶務は、都民安全推進本部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

(7) 東京都いじめ防止対策推進基本方針

(平成26年7月 東京都いじめ防止対策推進条例第9条の規定に基づき策定)

I 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

東京都いじめ防止対策推進基本方針(以下「基本方針」という。)は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、東京都(以下「都」という。)、区市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)や東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号。以下「条例」という。)等に基づき、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

II いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

III いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

IV いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、都、学校の設置者及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童・生徒の理解を深める。

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。

いじめられた児童・生徒を守る。

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの徴候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

児童・生徒の取組を支える。

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

4 保護者・地域・関係機関と連携した取組

社会総がかりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。

また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

V 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く（法第22条）。
- (2) 重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、学校の設置者等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

(1) 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気
の学校全体への醸成
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・
体験活動などの推進等による、いじめに向
かない態度・能力の育成
- ・児童・生徒自らがいじめについて学び、主
体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防
止を訴えるような取組の推進
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の
向上
- ・児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ
（ネット上のいじめも含む。）防止のため
の啓発活動の推進
- ・家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との
緊密な連携・協力 など

(2) 早期発見

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施
等による早期のいじめの実態把握及び児童
・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口
の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有
など

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一
人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・いじめられた児童・生徒及びいじめを知ら
せてきた児童・生徒の安全の確保
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育
を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるい
じめた児童・生徒への指導
- ・いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題
として捉えられるようにする指導
- ・保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報
共有
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念

- がある事案についての警察との相談 など
- (4) 重大事態への対処
- ・ いじめられた児童・生徒の安全の確保
 - ・ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
 - ・ 関係機関、専門家等との相談・連携
 - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
 - ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力
 - ・ 重大事態発生についての教育委員会又は知事への報告
 - ・ 重大事態の調査結果についての知事の調査(再調査)への協力 など

VI 都における取組

1 東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置

(条例第 10 条)

都は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「東京都いじめ問題対策連絡協議会」を置く。主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・ 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- ・ いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- ・ その他、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

2 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

(条例第 11 条)

東京都教育委員会は、東京都いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、東京都教育委員会の附属機関として、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。

主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・ いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議
- ・ 都が設置する学校からのいじめの通報相談に対する、第三者機関としての当事者間の関係の調整及び解決
- ・ 都又は区市町村が行ういじめの防止等のための対策への支援
- ・ 都が設置する学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査

3 東京都いじめ問題調査委員会の設置

(条例第 12 条)

学校で重大事態が発生し、法第 30 条第 1 項又は法第 31 条第 1 項に基づき学校の設置者又は学校が調査した結果の報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、公平及び公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される知事の附属機関「東京都いじめ問題調査委員会」を設置し、法第 28 条第 1 項の規定に基づく調査の結果についての調査(再調査)を行うことができる。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 相談体制の整備

来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受け体制を整備するとともに、定期的に児童・生徒、その保護者等に周知する。

(2) 関係機関等と連携した取組の推進

区市町村、児童館、学童クラブ、福祉・医療機関、民生・児童委員、その他の関係機関などと連携し、取組を推進する。

(3) 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の研修の充実、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーの確保等の必要な措置を講じる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動を行う。

(5) 啓発活動

いじめの防止等のための広報その他の啓発活動を推進する。

(6) いじめの防止等のための調査研究の実施

いじめの防止等のための調査研究、検証などを行い、その結果を普及する。

など

5 「いじめ総合対策」の策定、私立学校が行う取組に対する支援

東京都教育委員会は、都内公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定し、対策を推進する。

また、都は、私立学校の自主性を尊重しつつ、各私立学校が行ういじめ防止等への取組に対し、上記の「いじめの防止等に関する具体的な取組」を通じた支援を行う。

VII その他

都は、この方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

(8) いじめ防止対策推進法条文と東京都いじめ防止対策推進条例について

「東京都いじめ防止対策推進条例」平成26年6月25日 可決・成立 7月2日 公布・施行 (第10・11・12条を除く) 8月1日 施行 (第10・11・12条)
 平成28年4月1日 一部改正施行

いじめ防止対策推進法条文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	
第一章 (総則)			
第一条 (目的)	この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。	第一条 (目的)	この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。
第二条 (定義)	この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。	第二条 (定義)	この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
	2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）をいう。		2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
	3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。		3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）であって、都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が設置するもの並びに学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が設置するもののうち知事が所轄するものをいう。
	4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。		4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
<p>第三条（基本理念） いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようとするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。</p>	<p>第三条（基本理念） いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。</p> <p>4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>
<p>第四条（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない。</p>	<p>第四条（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない。</p>
<p>第五条（国の責務） 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>※ 国の責務なので不要</p>
<p>第六条（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>第五条（都の責務） 都は、第三条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、区市町村並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的かつ効果的に推進する責務を有する。</p>
<p>第七条（学校の設置者の責務） 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校においていじめの防止を講ずる責務を有する。</p>	<p>第六条（学校の設置者の責務） 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>
<p>第八条（学校及び学校の教職員の責務） 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。</p>	<p>第七条（学校及び学校の教職員の責務） 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。</p>

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
<p>第九条（保護者の責務等） 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであること、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等を保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校の防止等の措置に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものとし、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものとしなければならない。</p>	<p>第八条（保護者の責務） 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校の防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>第十条（財政上の措置） 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第二章（いじめ防止基本方針等）</p>	<p>※ 国の基本方針なので不要</p>
<p>第十一条（いじめ防止基本方針） 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 	<p>第九条（東京都いじめ防止対策推進基本方針） 都は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他のいじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。</p> <p>2 基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十二条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。</p>
<p>第十二条（地方いじめ防止基本方針） 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に應じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第十三条（学校いじめ防止基本方針） 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に應じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
<p>第十四条 (いじめ問題対策連絡協議会) 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。</p> <p>2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づき地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができる。</p>	<p>第十条 (東京都いじめ問題対策連絡協議会) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第十四条第一項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>一 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項</p> <p>二 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項</p> <p>三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。</p> <p>第十一条 (東京都教育委員会いじめ問題対策委員会) 基本方針に基づく都におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第十四条第三項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。</p> <p>2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。</p> <p>3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。</p> <p>4 対策委員会は、都立学校（東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）第一条に規定する都立学校をいう。）において法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第二十八条調査」という。）を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。</p> <p>5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員十人以上以内をもって組織する。</p> <p>6 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>7 前二項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、京都教育委員会規則で定める。</p>

いじめ防止対策推進法条文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
<p>第三章（基本的施策）</p> <p>第十五条（学校におけるいじめの防止） 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。</p> <p>2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自的に行つものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	
<p>第十六条（いじめの早期発見のための措置） 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。</p> <p>4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	
<p>第十七条（関係機関等との連携等） 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	
<p>第十八条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上） 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に應じるものの確保、いじめへの対処に関する助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	

<p>いじめ防止対策推進法条文</p> <p>第十九条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進） 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報という。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方方法務局の協力を求めることができる。</p>	<p>東京都いじめ防止対策推進条例、対応等</p> <p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>
<p>第二十条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等） 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>
<p>第二十一条（啓発活動） 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>

東京都いじめ防止対策推進条例、対応等

いじめ防止対策推進法条文

<p>第四章（いじめの防止等に関する措置） 第二十二條（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織） 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第二十三條（いじめに対する措置） 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。 4 学校は、前項の場合において必要があるとき、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起ざることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第二十四條（学校の設置者による措置） 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に應じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第二十五條（校長及び教員による懲戒） 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第二十六條（出席停止制度の適切な運用等） 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第二十七條（学校相互間の連携協力体制の整備） 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>

東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	いじめ防止対策推進法条文
<p>※ 第十一条第四項において、都立学校における重大事態については、法を直接適用 区市町村立や私立の学校については、法を直接適用</p>	<p>第五章（重大事態への対処） 第二十八条（学校の設置者又はその設置する学校による対処） 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に 対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はそ の設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係 を明確にするための調査を行うものとする。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認 めるとき。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い があるとき。 三 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめ を受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切 に提供するものとする。 四 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及 び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p>
<p>※ 国のことなので、不要</p>	<p>第二十九条（国立大学に附属して設置される学校に係る対処） 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を いう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲 げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に 報告しなければならない。 二 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と 同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について 調査を行うことができる。 三 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置す る国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態 の発生の防止のために必要な措置を講ずることができよう、国立大学法人法第三十五条において準用す る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他 の必要な措置を講ずるものとする。</p>

いじめ防止対策推進法	いじめ防止対策推進法
<p>第三十条（公立学校に係る対処） 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があるとき、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。</p> <p>5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第三十条（公立学校に係る対処） 知事は、法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があるとき、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 調査委員会は、知事の諮問に応じ、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第二十八条調査の結果について、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。</p> <p>3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第二十八条調査を行った組織の構成員以外のものうちから、知事が任命する委員十人以上以内をもって組織する。</p> <p>5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。</p> <p>6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。</p> <p>7 第四項及び第五項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。</p>
<p>第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。</p> <p>この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第三十一条（私立の学校に係る対処） 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。</p>
<p>第十二条（東京都いじめ問題調査委員会の設置等）</p>	<p>※ 第十二条で、私立学校も含めて、再調査に関する附属機関について規定</p>

いじめ防止対策推進法

東京都いじめ問題調査委員会の設置等

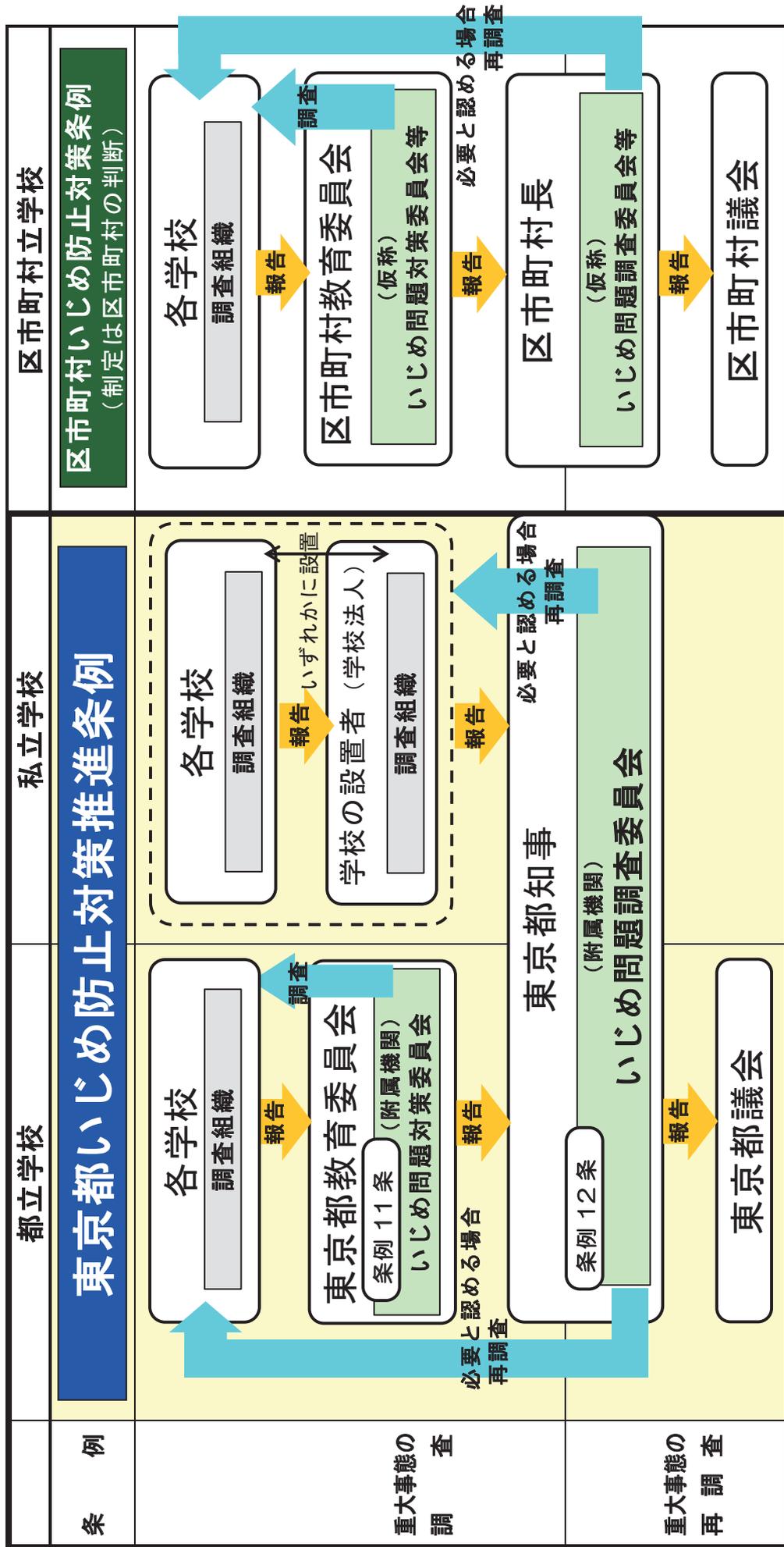
<p>第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。</p>	<p>いじめ防止対策推進法条文</p>	<p>東京都いじめ防止対策推進条例、対応等</p>
<p>2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があるとき、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。</p> <p>5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」と、「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。</p>	<p>※ 都にはないので不要</p>	
<p>第三十三条（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助） 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。</p>	<p>法の直接適用</p>	<p>※</p>
<p>第三十四条（学校評価における留意事項） 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにならなければならない。</p>	<p>法の直接適用</p>	<p>※</p>
<p>第三十五条（高等専門学校における措置） 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に應じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>法の直接適用</p>	<p>※</p>
<p>第十三条（委任） この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。</p>	<p>第十三条（委任） この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。</p>	<p>※</p>

いじめ防止対策推進法案		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	
附則		附則	
第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。		(施行期日) この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条から第十二条までの規定は、平成二十六年八月一日から施行する。	
第二条 (検討) いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目的として、この法律の施行状況等を勘察し、検討が加えられ、必要があると思われるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなつたために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。		※ 法及び国のことなので不要	
附 則 (平成二十六年六月二十日法律第七十六号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。 (政令への委任) 第二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。		附 則 (平成二十八年条例第二十八号) この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。	
附 則 (平成二十七年六月二十四日法律第四十六号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。			
附 則 (平成二十八年五月二十日法律第四十七号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。			
附 則 (令和元年五月二十四日法律第一一一号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。			

(9) いじめ防止対策推進法と東京都いじめ防止対策推進条例の規定について

いじめ防止対策推進法		東京都いじめ防止対策推進条例	
第1条	目的	第1条	目的
第2条	定義	第2条	定義
第3条	基本理念	第3条	基本理念
第4条	いじめの禁止	第4条	いじめの禁止
第6条	地方公共団体の責務	第5条	都の責務
第7条	学校の設置者の責務	第6条	学校の設置者の責務
第8条	学校及び学校の教職員の責務	第7条	学校及び教職員の責務
第9条	保護者の責務等	第8条	保護者の責務
第12条	地方いじめ防止基本方針を定めるよう努める。	第9条	東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定
第14条1項	いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。	第10条	東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置 [常設] 《対象：公立学校・私立学校》
第14条3項	教育委員会に附属機関を置くことができる。		
第28条1項	学校の設置者又は学校は、重大事態に関する調査を行うとともに、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告しなければならない。		
第30条1項	地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けるなどにより、この調査の結果について再調査を行うことができる。		
第30条2項			
第31条1項			
第31条2項			
	法を直接適用する義務規定		
	【地方公共団体】 ■ 通報・相談体制の整備 (16条2) ■ 連携体制の整備 (17条) ■ 人材の確保及び資質向上 (18条1) ■ インターネットによるいじめの対処 (19条2) ■ いじめ防止等対策の調査研究、検証、成果の普及 (20条) ■ 相談・救済制度等の広報・啓発 (21条) ■ 学校相互間の連携協力体制の整備 (27条) ■ 再調査結果の議会への報告 (30条3) ■ 再調査結果を踏まえた必要な措置 (30条5・31条3) 【学校の設置者】 ■ 学校の支援、必要な措置・調査 (24条) ■ 出席停止制度の適正な運用 (26条) ■ 学校の重大事態の調査への指導・支援 (28条3) ■ 適正な学校評価 (34条) 【学校の設置者及び学校】 ■ 道徳教育及び体験活動の充実 (15条1) ■ 児童等の自主的活動の支援、児童等及び保護者への啓発 (15条2) ■ 定期的な調査 (16条1) ■ 相談体制の整備 (16条3) ■ いじめを受けた児童等の権利擁護 (16条4) ■ 教職員研修の計画的実施 (18条2) ■ インターネットによるいじめに対する啓発活動 (19条1) 【学校の設置者又は学校】 ■ 重大事態の調査、調査結果の保護者への提供 (28条1・2) 【学校】 ■ いじめ防止基本方針の策定 (13条) ■ いじめ防止等の対策のための組織の設置 (22条) ■ いじめに対する措置 (23条) ■ 校長及び教員による懲戒 (25条)		
		第11条	【所掌事項】 ○ 公立学校におけるいじめ防止等の対策についての調査・審議・都教育委員会への答申 ○ 都立学校における 重大事態 についての調査、調査結果の教育委員会への報告 【構成】 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 10人以内 【任期】 2年 ※ 私立学校における重大事態については、法第28条1項の規定により、学校の設置者又は学校の下に組織を設置し、調査を行う。 東京都いじめ問題調査委員会 (知事の附属機関) の設置 [必要があるときに設置できる] 《対象：都立学校・私立学校》
		第12条	【所掌事項】 ○ 東京都教育委員会、学校法人、都立学校、私立学校が行った 重大事態調査の再調査 【構成】 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者で「都教育委員会いじめ問題対策委員会 (11条)」の委員など関係者以外の者 10人以内 【任期】 知事が任命したときから再調査が終了するまで ○ 学校、学校の設置者等の再調査への協力 ○ 設置したときの都議会への報告
		第13条	委任
		附則	施行期日
			● 必要な事項は知事又は教育委員会が定める。 ● 公布の日から施行 (ただし、第10条～第12条は、平成26年8月1日施行)
			【いじめの定義】 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。) であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(10) 東京都いじめ防止対策推進条例における都立学校・私立学校・区市町村立学校の関係



東京都いじめ問題対策連絡協議会

条例 10 条

- 都、区市町村、学校におけるいじめ防止等のための対策に関する事項
- いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携に関する事項

(11) 東京都におけるいじめの防止等の対策の概要

いじめ防止対策推進法 (平成25年6月公布、9月施行)

【概要】

第1章 総則

- 目的
いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進
- 定義
- 基本理念
国・地方公共団体・学校の設置者・学校及び学校の教職員・保護者の責務等を規定

第2章 いじめ防止基本方針等

- 国、地方公共団体及び学校の「基本方針」策定
- 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置

第3章 基本的施策

- 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策
- 国及び地方公共団体が講ずべき基本施策

第4章 いじめの防止等に関する措置

- 学校における組織の設置
- いじめへの対応、関係機関との連携
- 懲戒、出席停止制度の適切な運用

第5章 重大事態への対応

- 学校の組織設置と調査の実施
- 調査結果の児童等及び保護者への情報提供
- 学校による教育委員会を通じた首長への報告
- 地方公共団体の長が必要と認めるときの再調査

第6章 雑則

- 学校評価における留意事項

いじめの防止のための基本的な方針 (平成25年10月策定)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【内容】

国・地方公共団体・学校等の施策

東京都いじめ防止対策推進条例 (平成26年7月公布・一部施行、8月1日全面施行)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【対象】

都、学校の設置者、公立・私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚園を除く）

◆法を踏まえた規定

- 目的（11条） ○定義（2条） ○基本理念（3条）
- いじめの禁止（4条） ○都の責務（5条）
- 学校の設置者の責務（6条）
- 学校及び教職員の責務（7条）
- 保護者の責務（8条）

◆法の「努力義務」「できる規定」に関する規定

- 東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定（9条）
- 東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置（10条）
- 都教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（11条）
- 東京都いじめ問題調査委員会の設置（12条）

東京都いじめ防止対策推進基本方針 (平成26年7月10日策定)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【対象】

公立学校・私立学校

◆いじめ問題への基本的な考え方

- いじめを生まない、許さない学校づくり
- 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す
- 教員の指導力の向上と組織的対応
- 保護者・地域・関係機関と連携した取組

◆学校における取組

- 学校いじめ基本方針の策定 ○組織等の設置
- 学校におけるいじめの防止等に関する取組

東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】 (令和3年3月策定)

【目的】 都教育委員会・区市町村教育委員会、学校におけるいじめ防止の取組の一層の推進

【対象】 公立学校

いじめ防止の取組を推進する6つのポイント

1 軽微ないじめも見逃さない

《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む

《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

《「学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実》

4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

《「日常の授業から、話し合い等を通して多様性等を認め合う態度を育成》

5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

《保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進》

6 社会全体の力を結集し、いじめに对峙する

《「地域、関係機関等との日常からの連携》

【段階1】未然防止

～いじめを生まない、許さない学校づくり～

【段階2】早期発見

～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～

【段階3】早期対応

～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～

【段階4】重大事態への対応

～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～

本冊子の内容は、第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の答申を踏まえて、東京都教育委員会が「いじめ総合対策【第2次】」（平成29年2月）の一部を改定したものである。

第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員

（任期 平成30年8月1日から令和2年7月31日まで）

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	有村 久春	東京聖栄大学教授	委員長
	坂田 仰	日本女子大学教授	
	藤平 敦	日本大学文理学部教授	委員長 職務代理者
	林 尚示	東京学芸大学教育学部准教授	
区市町村教育委員会	豊岡 弘敏	渋谷区教育委員会教育長	
医療	笠原 麻里	駒木野病院副院長	
心理	鈴村 真理	一般社団法人東京公認心理師協会 学校臨床委員会委員	
福祉	横井 葉子	聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科准教授	
法律	相川 裕	真和総合法律事務所弁護士	
警察	橋本 満	警視庁生活安全部管理官	

なお、東京都教育庁においては、次の者が本冊子の作成に当たった。

教育庁指導部長	増田 正弘	教職員研修センター研修部長	石田 周
指導部指導企画課長	小寺 康裕	研修部教育開発課長	土屋 秀人
指導部主任指導主事（生徒指導担当）	千葉かおり	研修部教育開発課統括指導主事	先崎 達彦
指導部指導企画課統括指導主事	大村 賢治	研修部教育開発課統括指導主事	長友 慎吾
指導部指導企画課統括指導主事	關 友矩	研修部教育開発課統括指導主事	國長 泰彦
指導部指導企画課指導主事	渡邊 徳人	研修部教育開発課指導主事	笠井 淳子
指導部指導企画課指導主事	川村 直也	研修部教育開発課指導主事	東小川智史
指導部指導企画課課長代理	伊東 賢治		
指導部指導企画課主任（警視庁派遣）	杉浦 弘幸		

いじめ総合対策【第2次・一部改定】 <上巻> 学校の取組編 東京都教育委員会印刷物登録 令和2年度第126号（東京都教育委員会刊行物）

令和3年3月 発行

編集・発行 東京都教育庁指導部指導企画課

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)6888（直通）

東京都教職員研修センター研修部教育開発課

所在地 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目3番3号
電話 03(5802)0306（直通）

印刷 株式会社アイネット

所在地 〒104-0061 東京都中央区銀座七丁目16番21号 銀座木挽ビル1F
電話 03(3549)5600